

第百七十一回国
参議院財政金融委員会會議録第五号

平成二十一年三月三日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

二月二十四日

辞任

大島九州男君
藤原 良信君

補欠選任

水戸 将史君
川上 義博君

三月三日

辞任

尾辻 秀久君
藤井 孝男君

補欠選任

長谷川大紋君
山田 俊男君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

円 より子君

委員

尾立 源幸君
大久保 勉君
大塚 耕平君
小泉 昭男君
椎名 一保君
池口 修次君
川上 義博君
喜納 昌吉君
富岡由紀夫君
藤末 健三君
牧山ひろえ君
水戸 将史君
峰崎 直樹君
山下八洲夫君
末松 信介君
鶴保 庸介君
中山 恭子君
長谷川大紋君

委員以外の議員

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

政府参考人

参考人

内閣府大臣官房 審議官 梅溪 健児君
公正取引委員会 事務総局経済取引局長 舟橋 和幸君
警察庁長官官房 審議官 西村 泰彦君
金融庁総務企画局長 内藤 純一君
金融庁総務企画局長 大藤 俊行君
金融庁検査局長 畑中龍太郎君
金融庁監督局長 三國谷勝範君
総務大臣官房総括審議官 岡崎 浩巳君
総務大臣官房審議官 佐村 知子君
財務省財務官 篠原 尚之君
財務大臣官房総括審議官 川北 力君
財務大臣官房審議官 山崎 穰一君
財務大臣官房参事官 林 信光君
財務省主計局次長 木下 康司君
財務省主税局長 加藤 治彦君
財務省理財局長 佐々木豊成君
財務省国際局長 玉木林太郎君
財務省国際局次長 中尾 武彦君
農林水産大臣官房政策評価審議官 今井 敏君
中小企業庁事業環境部長 横尾 英博君
日本銀行総裁 白川 方明君
日本銀行理事 水野 創君

日本銀行理事 中曾 宏君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査

(中川前財務大臣のG7出張に関する件)

(特別会計の積立金等に関する件)

(電子納税の普及に関する件)

(株式会社SFCGの経営破綻に関する件)

○平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案(直嶋正行君外十二名発議)

○委員長(円より子君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二月二十四日、大島九州男君及び藤原良信君が委員を辞任され、その補欠として水戸将史君及び川上義博君が選任されました。

○委員長(円より子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として警察庁長官官房審議官西村泰彦君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田より子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田より子君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行理事水野創君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田より子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田より子君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○尾立源幸君 おはようございます。民主党の尾立でございます。

与謝野大臣に質問をさせていただきたいと思えます。これまで当委員会ではいろいろと議論をさせていただきたくはなりましたが、なかなか内閣府所屬ということでこれまでお出ましかつただけなかつたんですが、これからみっちり議論がさせていただけるということで大変喜んでおるところでございます。

まず、お約束でございますので、昨日、総理も定額給付金もらわれると表明されました。改めて与謝野大臣にお聞きしたいと思えます、もらわれるか、もらわれないか。定額給付金もらわれるか、もらわれないかについて改めて。

○国務大臣(与謝野馨君) 私は従来、法律が通つてから考えさせていただきたいということを記者会見等で申し上げておりましたけれども、昨日と今日、閣僚懇で申合せがなされたので、素直に受け取るつもりでございます。

○尾立源幸君 はい、分かりました。

それともう一つ、唐突なんですけれども、これちよつと質問通告はしておりませんが、アメリカの株式市場も大変下がっております。また、ドル

もこれからどうなっていくか分からないというような状況だと思ふんですけれども。ちよつとお聞きしたいんですけども、大臣は北米共通通貨のアメリカというふうなお話はこれまでお聞きになったこと、ちよつとでも耳にされたことありますでしょうか。ヨーロッパでいうユーロのようなものなんですけれども、北米共通通貨、アメリカという言葉を聞きになったかどうか、お聞きしたいと思えます。

○国務大臣(与謝野馨君) そのような共通通貨の話は残念ながら全く聞いたことがありませんし、議論がなされているということも存じ上げません。

○尾立源幸君 結構最近いろんなところにこの言葉出てきておりますので、もし御存じないのであれば一度見ておいていただければと。これが導入されると非常に我が国へのインパクトというものが計り知れないぐらい大きいものでございまして、財政の担当者、また通貨の担当者ということで是非一度研究、消費税も何か研究されるというお話がございましたので、是非研究していただきたいと思えます。

それでは、質問に移らせていただきたいと思えます。まず、ローマ出張の件でチャーター機の利用について財務省にお聞きしたいと思えます。

日程ではチャーター機が一応二月十三日の十七時にローマ着とアバウトに書いてあるんですけれども、正確な時間をお聞かせいただきたいと思えます。

○政府参考人(林信光君) お答えいたします。中川前大臣一行がローマの空港に到着いたしましたのは、現地時間二月十三日の十七時〇分でございます。ローマ市内の宿泊ホテルに入りまして、たの十七時四十五分ごろでございます。

○尾立源幸君 この出張費用に四千万円要したというのはいま既に衆議院の方で明らかになっておるところでございますけれども、このチャーター機は八名乗りで六名が搭乗されたという聞いております。他の財務省の職員の方や日銀の職員の

方は定期便を利用しておるわけですが、なぜチャーター機を使わなければならないのか、再度、与謝野大臣にお聞きしたいと思えます。

○政府参考人(林信光君) お答え申し上げます。今回のG7会合におきましては、ローマにおいて二月十三日夜のワーキングディナーから始まる予定でございましたが、これに先立ちまして、同じ十三日の十八時三十分から米国のガイトナー財務長官との会談を予定しておりました。他方、現在、予算の成立に向け国会審議が精力的に行われておりまして、予算の担当大臣でございます財務大臣は、支障のない限り国会に出席する時間を最大限確保し、予算の早期成立を図る必要がございました。このようなタイトな日程に対応するためにはチャーター機を利用したものでございます。

○尾立源幸君 それでは次に、チャーター機はどの契約したのか、教えていただきたいと思えます。また、契約形態がどうなっていたのか、御説明いただきたいと思えます。

○政府参考人(林信光君) ローマG7の際に利用いたしましたチャーター機の運航契約先はエクセル航空株式会社、事務代行契約先は株式会社霞が関トラベルでございます。

○尾立源幸君 チャーター機をするところというのはほかにあると思うんですけれども、まず、なぜ随意契約だったのかということと、あと、見積請求書を御提出をお願いしておつたんですけれども、現時点でまだ私の手元にはないんですけれども、出していただけるんでしょうか。もう一度御答弁をお願いします。

○政府参考人(林信光君) 見積書等については、ちよつと確認させていただきたいと思えます。申し訳ございません。

随意契約を締結いたしましたのは、緊急の必要により競争に付することができない場合ということとで随意契約をさせていただいたものでござい

○尾立源幸君 分かりました。

それと、チャーター機には中川前大臣のほか三名の方が搭乗されていたと。警護官、政務秘書官、財務省職員三人、ごめんなさい、計六人ですね。財務省職員三名というのはだれでしょうか。

○政府参考人(林信光君) 財務省職員三名、チャーター機に同乗しておりましたのは、国際局長、国際局国際機構課長及び財務官室長でございます。

○尾立源幸君 民間人の方は乗っていらつしやなかったということよろしいですか。

○政府参考人(林信光君) 民間人の方は同乗していません。

○尾立源幸君 国際局長にお聞きしたいんですが、私もこのプライベートジェットというのには乗ったことないんですけれども、こんな大きなものはですね、乗り心地はどうなんですか。

○政府参考人(玉木太郎君) 我々随行者の方がおりますところは、乗り心地という、まず第一に天井がかなり低くて、私のような身長ですと身をかがめなければいけないとか、それからトイレに行くときにいろいろ調理しているところをぐぐつていかなければいけないとか、そういう意味では一般の商用機に比べて快適だというものではないかもしませんが、それほど揺れるとかなんとかという、そういう乗り心地の悪さというのとはなかつたかと思えます。

○尾立源幸君 シートなどはフルフラットになるんですか。また、食事などはサーブをする方が乗つていらつしやつてちゃんとやつていただけ

んですか。なぜこれを聞いているかという、大臣の体調等が今悪かつたということですので、いすに座つてずつと行くような形でずつとぱりお疲れになると思うんですね。フルフラットになるかどうか。

○政府参考人(玉木太郎君) 先ほど乗り心地としてお答えしたのは私どもの、随員、随行している者の乗り心地でございます。奥の方には大臣のお休みになっている区切られた区画がございます。そこは横になることができます。

○尾立源幸君 もう一点、食事なども随時、お酒なども随時十分に出てくるんですか。

○政府参考人(玉木林太郎君) そういった点では民間の商用機と同じだと思います。

○尾立源幸君 以前この委員会で、同僚の先輩の大塚委員からも、塩川元財務大臣がチャーター機を使われたときに、大臣は、私はもう使いませんと、こういう答弁をされているんですけれども、与謝野大臣、このチャーター機の利用についてはどのように考えられますか。

ちなみに、塩川大臣以降、平成十六年二月、谷垣大臣がアメリカG7出席のため使われました。平成十八年二月にも同じ谷垣大臣がロシア出張、G8です。また、平成十九年二月、尾身大臣がドイツG7出張のため使われておられるということでございますが、どのような感想をお持ちですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 私の個人的な意見ですが、一般閣僚が海外出張しますときには民間機を利用するのが第一の原則であると思います。ただし、民間機の利用では時間的にいろんな都合が出てくる、国会審議と海外出張が両立できない、そういう万やむを得ない場合には政府専用機あるいはチャーター機の利用というのはやっぱり必要になってくる場合もあり得るということは考えておかなければならない。ただし、時間さえ合えば民間機を利用するというのを第一に考えてスケジューリングを立てることが必要であると思っております。

○尾立源幸君 私もやむを得ない場合もあると思います。ただ、今回は使った結果があれだったからこんな議論になっているわけではございまして、やっぱりしっかり仕事の成果を出せばそんなに目くじらを立てるものでもないと思っているわけなんです。

もう一点、財務省にお聞きしますが、先ほど申し上げました前三回のこの契約も随意契約でしようか、それとまた、契約先はどこでしょうか。

○政府参考人(林信光君) いずれも随意契約でございます。

契約先でございますけれども、十九年二月のエッセンでございましたG7のときには、運航契約がエクセル航空株式会社、事務請負契約が霞が関トラベル。十八年二月、モスクワでございました会議の際には、運航契約がシエラジェット社、事務請負契約が霞が関トラベル。平成十六年二月、ボカラトンの会議の際には、運航契約がシエラジェット社、事務請負契約が霞が関トラベルでございます。

○尾立源幸君 二回シエラとエクセルということでございますが、急な出張だということですから、このG7なりG8というのはそれなりに前もって決まっているわけではございますよね。前もって皆さん準備されていると思います。その間に見積りが取れないというのはどうということなんでしょうか。また、霞が関トラベルというのはどういうところですか。

○政府参考人(林信光君) 今回のG7につきましては、議長国から具体的な議事日程が参りまして日程が確定したのが一月の十九日でございます。また、あの契約を締結するまでの日数が限られておりましたので随意契約としたということでございます。

霞が関トラベルにつきましては、準備期間が限られている中で確実にチャーター機の準備を行いますために、専門性と実績のある業者に事務を委託する必要があったということで、実績のある霞が関トラベルと事務代行契約を結んだところでございます。

○尾立源幸君 名前からすると官庁御用達みたいな形に聞こえるんですけども、皆さんが常にお使いになられるトラベル会社なんですか。

○政府参考人(林信光君) 常々ということではございませんで、幾つかございます利用している旅行会社の一つということではございます。

○尾立源幸君 また詳しいことは後ほど個人的に聞かせていただきたいと思いますが、玉木局長に続いてお聞きしたいと思います。

今回、このG7には篠原財務官、玉木国際局長、中尾国際局長という三名の幹部が一緒に行かれていたわけなんですけれども、このように幹部三名がそろって国際会議に出席することには多々あることなんでしょうか。玉木局長、お願いします。

○政府参考人(玉木林太郎君) 財務官、国際局長、次長、そろって国際会議出席のために海外出張した事例は、今御指摘になったG7の例でいいますと、平成二十年十月、昨年のワシントンG7、平成十六年二月におけるボカラトンのG7、同年四月のワシントンG7のほか、過去十年間で十五回ほどございます。

○尾立源幸君 私も一般企業をずっと見てきておつたんですけども、こういうふうな三幹部がそろって出席するというのは危機管理上大変まずいと思うんですけども、その辺の認識はありなんですか。

○政府参考人(玉木林太郎君) 過去においては、大体三人そろって出るというのはかなり慣例化しております。その後、必ずしも三人そろわないという事例も見受けられますが、危機管理上何か問題があるかという点では、国際局にはまだ留守番の部隊もおりますので、また三人とも完全に同乗しているわけではございませんので、そういう点では問題はないかと思えます。

○尾立源幸君 もし移動中に万が一のこととかあつたらどうするんですか。

○政府参考人(玉木林太郎君) 今回のケースで申せば、財務官と次長は前日、先の便で行っておりますので、例えば事故とかそういう問題はないと思います。

○尾立源幸君 行き帰りじゃなくて、現場とか、現地での移動というのもあるわけですね。例えばホテルは皆さん同じところに泊まっていられしやるわけですか。それも別々に泊まっていられたらどうするんですか。そうしたら、そこを爆破されたらどうするんですか。

○政府参考人(玉木林太郎君) ホテルは同一の場所に泊まっております。

○尾立源幸君 大臣、このやり取りをお聞きになって、幹部三人がそろって日本の国を空けるということになるわけですが、余り私は望ましくないと思っておられるんですけれども、大臣はどのように御判断されますか。

○国務大臣(与謝野馨君) 例えば、フットボールの有名なチームが移動するとかアメリカの野球の有名なメジャーのチームが移動するときというのは、やっぱり一瞬にしてその全チームが失われるという危険を避けるために多分半分ずつぐらいに分けて移動しているんじゃないかと思えますが、日本の財務大臣も財務官も常に補充可能でございますから、その必要はないかと思っております。

○尾立源幸君 補充可能ということでは、是非、そういう配慮をされているということではございますが、私はトップ三人が移動するというのは考えていただきたいと思います。実際にそれをやらねえで済んでいる会議もあるわけなので、またこの辺もどういう役割分担でこの三人が行かれているのか、時間のあるときにゆつくり議論をさせていただきたいと思えます。

それともう一点、日銀の方にお聞きしますが、玉木国際局長は言われておりますように中川前大臣とずっと御同窓だということなんです、また同じこの期間中に高校の後輩である大野さん、日銀のロンドン事務所長もローマにいられておられました。これは出張で来られたのか、どういう条件で来られたのか、日銀にお聞きしたいと思います。

○参考人(水野創君) お答えいたします。御質問のありました大野ロンドン事務所長は、現在、欧州統括役の役職にございます。欧州統括役は、欧州でG7会合が行われる場合には現地に於いて総裁を補佐する作業を統括する立場ということで、常にG7会合の開催地に出張しております。今般ローマで開催されたG7会合においても、こうした公務遂行のため、ロンドンからローマに出張したものでございます。

以上でございます。

○尾立源幸君 総裁を補佐するということで来られたということでございます。

それじゃ、玉木局長、この現場にいらつしやうたわけでございますが、大野事務所長とお会いになられましたか。そのとき、中川前大臣も一緒にしたか。

○政府参考人(玉木林太郎君) それは二日目の昼食のことを指されていると思いますが、ホテルのメインダイニングで食事を中川大臣が取られているときに、途中で大野参事役がごあいさつのために入つてこられて、大臣から空いている席に座つてはどうかと言われ、しばらくの間着席されていたと承知しております。

○尾立源幸君 そのとき玉木局長はどこにいらつしやうたんですか。

○政府参考人(玉木林太郎君) 私自身はもう食事を済ませておりましたので、その食事の席で大野参事役の向かい側、大臣の斜め向かいに座つておりました。

○尾立源幸君 という、同じテーブルで三人そろつたということですか。

○政府参考人(玉木林太郎君) 前に衆議院で御説明しましたように、約七人ぐらいのテーブルの中では三人は同席いたしました。

○尾立源幸君 あちこちでお友達お友達と言われているわけなんですけれども、こういうところにも、久しぶりに会いたいなというお話があつたのかもしれませんけれども、なかなか偶然で会うようなものではないと思つています。

というのは、日銀総裁の補佐に来られているわけですから、大臣のところにもふらつと寄られたのか何か分りませんけれども、この辺はやっぱりすべての一連の流れが、最初から予定されていた、こう推測されても私は仕方ないんじゃないかと思つていますが、その辺、局長、どうですか。

○政府参考人(玉木林太郎君) 二十十分からのホテルでの昼食というのはセットされていたものではございません。本来はそのG7からもう少し遅い時間に帰つてこられると思つておりました。

で、私も既に昼食を済ませておりました。

○尾立源幸君 日銀関係者はその大野さんだけだつたんですか。

○政府参考人(玉木林太郎君) そのとおりでございます。

○尾立源幸君 この程度にしておきます。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、結果がすべてでございますので、これから後にまた質問等ございますけれども、あのような失態を演じたということをは是非肝に銘じていただき、また玉木局長も気合を入れ直してしっかりと職務に励んでいただきたいと思つています。

それでは、本題に移らせていただきます。大臣、済みません、お待たせしました。

まず、今回の財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案は、財政投融资特別会計の金利変動準備金を国債償還に回すのではなく、一般会計に繰り入れて使うものでございます。特別会計の積立金、剰余金等はいわゆる埋蔵金と、マスコミ等々国会の中でのいろいろな議論になつておりますけれども、この埋蔵金という言葉は与謝野大臣が会長を務めておられた自民党の財政改革研究会の中間取りまとめ、今皆さん方のお手元にお配りしたところに抜粋がございますが、そこにも出てまいります。

ここで改めてどのように主張されているかというところを確認したいと思つますが、「なお、」というところで、一番下の段でございまして。その上は、大変有り難いことに私たち民主党政の政策の財源論を御指摘をいただいております。最後の「なお、」のところでございまして。「特別会計の中には、多額の積立金等を有する会計があることから、財政赤字の縮減や税負担の軽減に使える「埋蔵金」が存在するとの指摘もある。しかしながら、例えば保険事業を行う特別会計では保険料を将来の給付等に備えるために積み立てているなど、特別会計の積立金等は各々に目的や理由が存在する。また必要以上のものについては、一定のルールに基づいて財政貢献する(一般会計

や国債整理基金特別会計へ繰り入れる)ことが、既に財政健全化を行うにあつた前提となつてゐるため、「埋蔵金」といったものはない。」と。こういうふうにも明確に、いわゆる、ちよつと後でも議論しますのできつちり押さえておきたいんですが、ストックの埋蔵金といったものはないところでおつしやうしているわけでございます。

その前提でお聞きしたいんですが、大臣、この積立金とは、それぞれ存在する理由や目的があるもので取り崩して自由に使うことはできないという趣旨だとこれ理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 我々、民主党の御提言の政策は真剣に勉強したわけでございます。自民党の中にもその埋蔵金というものがあつたという方がたくさんおられまして、我々としては、きちんとそういうものを正面から勉強して答えを出さないといつたら国民に誤解を与えてしまうというところで、特別会計の問題を全部総ざらいをいたしました。

まず、埋蔵金という言葉自体がどこかにひそかに隠しているというイメージがあつて、埋め隠されていると、ほんの一握りの人しかその存在を知らない。そんなものは、実は日本の財政の中にはないということを知つていただきたかつたわけでございます。そこで埋蔵金伝説のたぐいという表現が使われています。

この報告書は、一つ一つの特別会計をチェックしまして、使つていいお金と使つては絶対いけない特別会計のお金があるという、やつぱりそういう分類をしております。現に使っているのは、外為特会のお金は一般会計に繰り入れておくと、そういう事実も我々、国会にも御承認をいただいているわけなんです。

それからもう一つは、今回お願いをしております財政投融资特別会計の金利変動準備金。これは従来の考え方ですと、ストックからストックへという原則で、このお金は国債整理基金の中に入れてきたという事実はあります。これは特別会計の中のお金を使った例、使う例でございますけれども、

も、特別会計の中では絶対手を付けてはいけないお金というのもの、例えば年金特会のようなお金というのは、これはただお預かりしているだけのお金ですから、これは絶対手を付けてはいけない。

そこで、今回、財政投融资の会計の中の金利変動準備金に手を付けます。従来のストックからストックへの原則を今回崩しているわけですが、それが許されるかどうかという問題はあつて、その点についても実は議論がなされております。これは金利差から生じたお金でございます。言わば極端な話をすると、安い金利で税金が調達できた、高い金利で貸すことができたという、金利差から発生したお金でございますから、これをフローの予算に使うことは許されるのではないかと。その許される背景には、やはり国債で調達するということとの比較において赤字国債を出さないうで済ますということであればこのお金を使うことはお許しをいただけるのではないかと、そういう考え方に立つて今回このお金を手付けることにいたしましたわけでございます。

○尾立源幸君 この財研研の中間取りまとめから今日に至るまでの経緯をもう全部おつしやつたわけなんですけれども、私はもう少し時系列的に大臣のおつしやつたことを少し検証させていただきたい、まあ重なることはあると思つておりますけれども。

まず、この財研研でおつしやつたことは、今私が申し上げましたように、積立金等というのはそれぞれ存在理由があつて、目的があるんで、それを勝手に取り崩して自由に使つちやいけない、そういうふうにはまず出発点では御認識なされたというところでよろしいですか。

○国務大臣(与謝野馨君) そのとおりでございます。

○尾立源幸君 その次に、お手元にお配りしております新聞記事でございます。二〇〇八年四月十八日の産経新聞に与謝野大臣のインタビュー記事が掲載されております。その中に、国には埋蔵金も

なく、人々を幻想で引つ張つていくことはよくないという言葉が書かれております。

これは、もう一度、どういう意味なのか、さつき説明いただきましたが、端的に御説明いただきたいと思ひますし、またここでいう埋蔵金というのは、例えば特別会計の剰余金、積立金の一部を利用することも含まれることを想定して埋蔵金というのではないとおしやつたのか、もう一度確認させていただきますか。

○国務大臣(与謝野馨君) 言わば、霞が関には隠されたお金があるんでそれを使えばいいじゃないかという伝説のようなものが自民党の中で流布されておりました。これは五十兆とか百兆だとかということを使う方が我が党の中にいた、それに對する実は発言であります。

これは、やはり特別会計というのはそれぞれ目的も持つてゐるし、それぞれの特別会計はそれぞれの性格を持つてゐるということで、一つ一つを点検、実はこの財研の報告書はやつております。

それで、そういう中で外為特会からはお金を従来から使つてまいりました。それから、財政投融资特別会計の金利変動準備金も、使うという概念が適切かどうかを別にして、そこのお金を国債整理基金の中に入れて国の債務の返還の準備に充ててゐるということで、使つていないかといへば使つてゐるわけですが、埋蔵金伝説を流布されてゐる方は、そのほかに役人がうまくごまかして本当は使つてゐる金をこつそりどこかに隠してゐるんだと、こういうことを言われる方が少し自民党の中で増え始めましたので、そんなことはないよと、我々はすべてを透明にして、その上で党内で議論をしていただかないと、何かそういうものがあるから将来安心だよというような幻想を振りまきつてゐることは正しくないと、私はそう思つておりました。

○尾立源幸君 途中でございしますが、日銀の水野理事、済みません、結構でございしますので、お帰りでござい。

○委員長(円より子君) 御退席くださつて結構でございます。

○尾立源幸君 そういう党内向けにもおつしやつたということかもしれないが、ここでやつしやつてゐるのは、特別会計にはその党内の方が言うような自由に使へる資金はないよと、こうおつしやつてゐるのだと思ひます。

それともう一点、新聞記事付けさせていたいただいております。ちよつと時間は前後するんですけども、二〇〇七年の十二月八日、二〇〇七年十二月七日のテレビ番組で、特別会計の資金を取り崩すことについて与謝野大臣が、お金持ちの二世が家の財産を売り払いながら生活してゐるのと同じ話だ、どこの特別会計を調べてもそんなお金は眠つてゐないと言はれたとこの翌日の読売に出てゐるわけでございますが、ここでおつしやつたことは、特別会計の剰余金、積立金を取り崩して各年度の支出に充てることはやつてはいけなかつた、こういう意味ですよ。

○国務大臣(与謝野馨君) あのと自民党の中には二つ説があつて、国有財産を売つ払ふと、そういう説。これは、その方々の御主張のとおり、公務員宿舎を始め現在必要性の高いものを売るという決意をしました。これは言わば売り食ひの話でございますが、これも一過性のものですし、限度はある。それともう一つは、そのときもやつぱり、埋蔵金というのはいくらもごまかされてゐるんだと、そういうものを使へば税金の議論なんかしなくて済むんだと、こういう議論が自民党の一部であつて、それに我々は正義感を持つて對抗してゐたということでございます。

○尾立源幸君 それでは、そういうふうにかたくなに、まず積立金等の存在理由があつて、使える資金がない、また使つちやいけなかつた、こうおつしやつてゐたわけなんです、昨年の十月には、特別会計を一時転用するの現在の経済状況ではやむを得ないと方向転換をされたわけでございますが、それは先ほど御説明のとおりであります、改めて、特別会計に使える資金はない、ま

た、あつても使つてはいけなかつた、こうおつしやつてゐるのに、なぜ半年でここまでがらつと主張をお変へになつたのか。その変へるきつかけになる、何をもちつて与謝野大臣の心を変へさせたのか、そこをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) ほとんどすべての特別会計のお金は手をつけてはいけなかつた、今でもそう思つております。

例外は、やはり外為特会、これは高い利回りの外国債や何かを買つてゐますから、そこから入つてくるお金もあります。ただし、これは円の水準によつては差益が出ることもありまして、差損が出る、評価損が出るということもあるのやや危険性が高い。だから、それは使うときは相当慎重に為替動向を見ながらやらざるを得ない問題。ただ、過去、一般会計に繰り入れて使つてゐたことは事実。これは思想は變へていません。

それから、今回御議論をいただいております財投特会の金利変動準備金も、使うということが適當かどうかは別にしまして、国債整理基金に移動してゐるということ、そのときの理屈はストックからストックへという理屈だつたわけですが、今回は、やはり財政大變換の折でございますから、特別会計でそれだけの金利変動準備金が発生したその背景を考へても、それを一般会計のお金として使うことがお許しをいただけるのではないかと、このことで国会にお諮りしてゐるわけでございます。

○尾立源幸君 改めて、なぜ必要になつたかといふのは、財源としてどうしても使いたいと思つたからというところですか。そのなぜというところをもう一回。

○国務大臣(与謝野馨君) そもそも二次補正を作るときに、赤字国債は出したくないと、こういう前提をつくつて二次補正を作ろうと。その最初の出発点のときにその原則を決めたためたためにそういうことになつたわけでございます。

○尾立源幸君 じゃ、赤字国債のそのたがをはめなければこういう措置も必要になつたかもしれない

ということですよ。

それで、ここで明らかになつたことは、特別会計の資金の中には一時的であれ使える資金があつたと、これが今まで御主張されてゐた自民党と違つてゐる。それが明らかになつたということだと私は思つております。それはそういう理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 党内からは、与謝野は使うお金がないと言つたけれどもあつたじやないかといつて御指摘を受けておりますが、私としては、使えるお金は元々あつて、それにはストックからストックへという原則が存在してゐたんだというふうにおつしやつたと思ひます。

○尾立源幸君 余談でございますが、さつきのインタビューで、お金持ちの二世だつたらこの埋蔵金を取り崩してもいいというふうな聞こえるんですが、麻生さんがお金持ちの二世だつたら使つたというわけじゃないですよ。

○国務大臣(与謝野馨君) 我が子供ころの言葉にタケノコ生活という言葉がありまして、一枚ずつむいて生活するというやうな表現があつたんですが、国は確かに国有財産を持つております。不要なものや売つたらいいと私は思ひますし、趣味でそんなものを抱えるというものは非常に非効率ですから、それは処分できるものは処分したらいいと思ひますが、しかしこれも限度があつて、限界が来ます。それから、一度売つてしまえば、お金は入つてまいりますが、そのお金はそのとき限りというお金でございますから、どこのお金持ちのどら息子か蔵から大事なものを一つずつ出してきて売つてゐると、ただで蔵には限界があるからいつかは全部なくなつちやうんだと、そういうことを申し上げようと思つたわけでございます。

売り食ひでは日本の財政というのは立ち行かないと、このことを真剣に申し上げたつもりでございます。

○尾立源幸君 私基本的には大臣と同じ立場で、やつぱり財政をしつかり考へていかなきゃい

けないという立場に立つておるんですけれども、このように使えるお金があるのであれば、一時的であるにせよ、それはやっぱり国民のために使う、これが大原則だと思っておりますので、こういう非常時にはあり得る話だというふうには私は思っておりますので、この点を追及をさせていただいております。今何といつても百年に一度の危機でございますので、財政再建という、財政規律というのは大事なんですけれども、ここは、一時的にお借りするのは国民のために使うのであればいいという立場だということは御理解をいただきたいと思っております。

それでもう一点、そういうことで使えるお金があつたということなんですけれども、その次、金利変動準備金が二〇〇八年、政府によつて一〇％から五％に引き下げられておる、これは御承知のとおりかと思ひます。シミュレーションを行つていらつしやるそうで、モンテカルロ・シミュレーションという難しいのをやつていらつしやるそうなんですけれども、この一〇％を五％に引き下げたために、五％であればそんなにリスク変動はないと、金利変動のリスクはないということだつたということでございますが、さらに、与謝野大臣は二月の二十四日の衆議院財務委員会で、そんな高いレベル、準備率でなくても、将来のリスクには十分対応できると述べていらつしやいます。

パーセンテージについては明言をされてないようなんですけど、これはどのような根拠で五％でなくともいいとおつしやつているのか、教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(佐々木豊成君) 金利変動準備金の千分の五十に引き下げましたときの考え方につきまして、まず……

○尾立源幸君 それは要らないです。

○政府参考人(佐々木豊成君) 要らないんですか。

○尾立源幸君 それは要らないです。そんなことは聞いていない。

○国務大臣(与謝野馨君) 金利変動準備金の準備

率の上限水準は総資産の千分の五十とされておりますけれども、これは中長期的な観点から、その水準まで積み立てておけば将来の大幅な金利変動に対しても財務の健全性を保つことが出来る水準として設定されているものであります。現時点においては、この基本的な考え方を維持することとしております。

ただし、当面は、過去の比較的高い金利の貸付金残高から利益が生じるため、実際に総資産を千分の五十の水準の上限まで金利変動準備金を確保しておかなくても即座に財投特会の財務について問題が顕在する可能性は低く、今後の金利変動リスクに対応できると考えております。

○尾立源幸君 平成二十年度の二次補正、まさにこの予算で四・二兆円を一般会計に金利変動準備金から繰入れをし、更にこれから参ります二十一年度の本予算でも四・二兆円を一般会計へ繰り入れるということになって、その結果、準備率は千分の三十五、三・五％になると予想されているんですね。一方、財政審の中で、準備率が四％になるとかなり目に見えて繰越利益がなくなるということが起こり得ると、こういうふうな指摘をされているんですけれども、その整合性はどのように取ればよろしいんでしょうか。

○政府参考人(佐々木豊成君) 二十一年度末に準備率が千分の三十五になるとのことでございますが、千分の五十に引き下げましたときのシミュレーションにおきまして、千分の五十の場合には三千本の金利シナリオのうちの信頼区間九十九％で三本赤字になると。それに対して、千分の四十ですと、三十五本だつたと思ひますけれども、なる

では、千分の三十五ではどうかというお話ですが、けれども、当時のシミュレーションの前提として、金利シナリオを描いた上でその上限を超える部分は国債の償還に充てる、使うという前提ではじいておりますので、千分の三十五かどうかという話につきましては……(発言する者あり)いや、その後の推計でどれだけの赤字が発生する

かという点につきましてはシミュレーションを行つておりませんので分かりませんけれども、いづれにしても、中長期的に金利のシナリオを描いてはじいておりますので、先ほど大臣答弁されたように、当面の間におきましては財投特会が赤字になるという可能性はかなり低いものだと考えております。

○尾立源幸君 この議論はずっと、大臣、やつてきておりました、既にもう大久保委員なんかからも指摘がありますように、ALMしつかりやつておるので、ほとんど金利変動リスクというのはないということが分かつておるわけなんです。しかしながら、あのような答弁をなされ、しかも自分たちが作つたルールを破つたらあいう言い方をされる。もうこの際いつそほとんどゼロにして、何か起こつたときは、一時的に一般会計に貸してあるわけですから、何かあつたときは一般会計で面倒を見ると、こういう選択も考えられるんじゃないですか。この埋蔵金論争じゃなくて金利変動準備金論争みたいなのがまた起こつておりました、その時々によつて都合のいいようにルールを変えて、これが官僚のやり方でございます。

大臣、どう思われますか。

○国務大臣(与謝野馨君) 仮に財投が赤字になりますと、一般会計から補てんしなきゃいけないという事態が発生します。ですから、そのときに皆様方が財投の赤字垂れ流しという批判をされないということがはつきり分かるのであれば、ゼロのところまで使い切つて私はいいと思つております。ただし、それはしつかりした約束をいたしたい、そのときには批判しないよということを言つていただかないと、なかなかそこまでは申し上げられないと。

○尾立源幸君 是非この場で合意をして、私たちの手に財布をいただいたときにそれを実行させていただきますかと思つております。

それではもう一つ、財政研ですか、中間取りまとめに戻つてお聞きしたいんですが、必要以上のものについては一定のルールに基づいて財政貢献

すると、まさに一般会計や国債整理基金特別会計へ繰り入れると書いてあります。国債整理基金特別会計に繰り入れるというのは、国債償還に充てる、まさにストックからストックへということをおつしやいましたが、一般会計に繰り入れられた場合はどのような使い方をされるのか。基本的な質問で恐縮でございますが、改めて、今回まさに一般会計に繰り入れられているわけですので、それがどのように使われるのか、国民の皆さんに分かりやすく説明をしていただきたいと思ひます。

○政府参考人(木下康司君) 事実関係でございますので、私の方から答弁させていただきます。一般論として申し上げれば、一般会計に繰り入れられた剰余金については、使途が特定されていない一般財源でございますので、厳密に使途を特定することは困難でございますが、繰入れ相当分だけ結果として公債発行が減額されていると考えることが出来ると思ひます。

○尾立源幸君 歳出に使われるということですよ。そうすると、私たち民主党がこれまで言つてきた財源として利用するという考え方とどう違うのか、説明していただませんか。これは財務省というより大臣の方がいいんでしょうか。大臣が、党として、財政研として、財政研ですか、我々の財源論を批判をされているわけなんです、大臣からお答えいただいた方がいいかと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) 財政研では、民主党の言われる政策に対して次のような疑問点を呈しております。

民主党は、特殊法人、独立行政法人、特別会計等の原則廃止、三兆八千億捻出できると。特殊法人向けの財政支出の削減や特別会計における歳出削減のほか、独立行政法人の整理合理化に最大限取り組み、いくと自民党は言っているわけなんです。これは、その部分は民主党のお考えと共通なんですけれども、しかし、それをやつてどうやつたら三兆八千億のお金が出てくるんですかと。この実現可能性については、民主党の政策を勉強して

も、どかんと三兆八千億削減と書いてあるんですけど、やっぱり実際もう少し精査をしてやっていただくと我々の勉強ももう少し進むんじゃないかと思っております。

○尾立源幸君 詳細が分からないからこういう御批判されているということなんですけれども、趣旨としては、特別会計で積み立てられたもの、またフローで入ってくるものの一部を利用させていただくということと変わらないうので、全く政府のやることと変わらないと。額の多寡はあるかと思ひます。その点については今後マニフェスト等を発表させていただきますし、また詳細はお知らせをさせていただきますし、額は除くと趣旨は同じだということで私は理解しておるんですが、よろしいですかね。

○国務大臣(与謝野馨君) 国会議員たるすべての者は、やっぱり国の予算がどう使われているかというのを常に追っかけていかなきゃいけない。そういう中で、やはり公益法人とかその他の独立行政法人、いろいろな団体があって、末端に行けば末端に行くほどその実態を掌握しづらいという、これはどの党も直面する、我々も直面している問題。そこはやっぱり何らかの必要なお金が使われているという可能性は私は否定しない。やっぱりそれは、公益法人という名前だけでも、必要な仕事をしている、不必要な人間を抱えているということはあり得る話であって、それは野党の皆様方も我々もまたそういう可能性があると、こうこうとを前提に、そういう独立行政法人、公益法人を、あるいは特殊法人を見ていくという政治姿勢は私はこれからは必要だし、これはどの党であっても共通の国会議員、政党の認識であるべきだという点では何らかの考え方は変わっていると思ひ、私はそう申し上げます。

○尾立源幸君 そうですね、その額とスピード、中身が多少違うのかも分かりませんが、最後にそれはまとめでお話しさせていただきますか、お聞きください。

最後に、今回、最終的には特別会計のその積立金で利用できないものがないとおっしゃった与謝野大臣が、やむを得ないけれども、一時的に積立金を利用するための、積立金があると、こういうふうな認識を変えられたわけなんですけれども、そのやむを得ない場合というのはどういう場合なのかというのを再度お聞きしたいと思ひますし、もう一点、財融特会、外為特会、先ほどから出てきていますように、積立金以外にフローとしてどんな毎年積み上がっていくものがあるか、こういう利益も当然使えるものの中に入ると思ひますね。私も、こういうものは積立金よりも先にフローをまず使う方が財政にとつて健全じゃないかという、こういう理解なんです。

と、一時的にはリスクがやっぱり生じるわけですよ。それならば、準備金はおいておいてフローのものを先に使っちゃった方がリスク管理という意味ではいいんじゃないかと思ひますが、その二点をお聞きしたいと思ひます。

それと、一方、ここ、また大臣の不思議なところなんですけれども、お言葉を変えられているところなんですけれども、二月の二十四日の衆議院の財政金融委員会で、毎年出てくる埋蔵金というのがあればこんな幸せなことはいないんですけれども、そういうわき水のような埋蔵金というのは多分ないんじゃないかと私は思っております、こういうふうにおっしゃっているんですが、この話とこのフローの話とも一度積立金の話を、冒頭申し上げました、大臣はストックの話は今フローの話に何かすり替えているような気がするんです。ストックは使えなくてもフローはやっぱり使えないんだというようにおっしゃっているように聞かれますが、もう一度、ストックとフローの、剰余金、埋蔵金、積立金、という言い方がいいのかわかりませんが、とにかく使えるお金についての御見解を改めてまとめてお聞かせください。

○国務大臣(与謝野馨君) ストックとかフローと

かという難しい概念を使って議論すると話は混線しますんで、私の感じたことを率直に申し上げます。

○尾立源幸君 積み上がったものと毎年入ってくるもの。

○国務大臣(与謝野馨君) はい。財投特会でお金ができた、これは金利差で発生した、財投もよくやっていると、整理基金に入れた借金返しにためておくと、これは私は一つの健全な考え方だと思ひます。それを続けた方がいいという議論の方も当然おられる。それから、取りあえずだけでも、お金がそこにあるんだから、赤字国債を出すことをやめてそれを使つてしまえと、そういうことで、今回はその議論を採用したんですけれども、皆様方が全部使つてしまえと、こういう御意見であれば、全部使つてしまつても構わないと私は思っています。

ただし、これは、金利は変動しますから逆ざやになったときに赤字になる、そのときは是非、それは分かつていた話で赤字垂れ流しではないという擁護をしていただかないと、なかなかゼロのところまで使えないと、こういうことを先ほどから申し上げているわけです。全部使つちやつたつて一向に構わない、ただ、その先発生するリスクには、ちゃんとリスクを覚悟の上でやつたということではないといけないんだらうと思っております。

○尾立源幸君 今日は相当踏み込んだ答弁をいただいて、ありがとうございます。まさにこの積立金、またフローの利益、いわゆる埋蔵金と呼ばれるものは、私は政治の意思で、国民に説明が付き範囲で、またルールをきっちり決めて活用すればいいと思っておりますので、是非そういう方向で今後とも財政規律を守りつつ国民のためにこのお金を使っていきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひします。

○森まさこ君 自民党の森まさこでございます。今の与謝野大臣の答弁を聞いておりますが、非常にまじめでいらつしやうて、安定感のある与

謝野大臣が財政・金融大臣にもなられて、大変頼もしく思っております。ちようど二〇〇五年から二〇〇六年まで与謝野大臣が金融大臣でいらつしやうたときに私も金融庁の課長補佐として勤務しておりましたから、大臣に御説明する機会も何度ありましたけれども、非常に課長補佐というのはその分野を専門的に仕事として持つております。私も貸金業の担当でございましたが、大臣が本当に本質をよく理解をしておられ、そして、金融はもちろん財政や世界経済についても精通をしておられて、その中で的確な判断を迅速にしておられたということが印象深く残っております。

二〇〇五年から二〇〇六年、その当時、ちようどアメリカでは利益至上主義によりサブプライムローンを世界中に売り、ばらまいていた時期でございますが、一方で、与謝野大臣は演説の中で、これからは売手ではなく利用者重視の金融行政にかじを取りまうというふうに宣言をされて、投資家保護、借り手保護の法律を次々と作られました。私は、与謝野大臣は、はやり流されることなく、本当に国民のために政策を打ち出して、国民にとつて耳の痛いこともはっきり言ってくださる方だと信頼をしております。

さて、与謝野大臣にお伺ひをしたいと思います。まず経済対策、景気対策についてでございます。先般、アメリカではオバマ政権が大規模な景気対策を打ち出したところでございますが、我が国においても七十五兆円という規模の景気対策を示した。これについて、与謝野大臣から一度その内容、効果等について御説明をいただければと思ひます。

もう一つは、中小企業への資金供給に向けた取組についてでございます。大臣は就任のごあいさつで、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一番重要になると言われましたけれども、中小企業への十分な資金供給に向けて金融庁としてこれまでどのような取組を行ってきたのか、今後の決意を含めてお聞かせ願ひたい。と申

しますのは、私の地元でもそうですが、中小企業に対する融資というのは今でもまだ厳しい状況にございまして、中小企業庁が行った緊急保証制度を受けても銀行窓口に行くと断られてしまっていますとか、そういった声も寄せられておりますので、大臣の今後の御決意というのを伺いたいと思います。お願いします。

○国務大臣(与謝野馨君) まず、麻生総理の下で平成二十年度第一次補正、第二次補正、それから二十一年度当初予算を作りました。これは実際の真水と言われるものは十二兆でございますけれども、金融に関しては六十三兆の規模に及んでおりまして、これは史上まだ例のない規模の金融に関する対策をやったと思っております。

そこで、アメリカのオバマ大統領が御就任早々経済対策を発表されました。これは、オバマ大統領の経済対策はすばらしいんだと、規模においても、日本と比較して日本がそれほど劣っているのかといえ、まず七十兆円規模の経済対策というのは三年間にわたっての経済対策でございまして、一年でやるわけではないと、そういうことが一つ。それから、アメリカの人口あるいはGDPというものを考えますと、対GDP比で日本の経済対策規模はどうかといえますと、これはどこの国の経済対策を考えてもそれらに比肩し得るレベルまでやっております。そのことは私は自信を持っていいと思っております。

それから、後段の中小企業対策でけれども、信用保証二十兆あるいは日本政策金融の十兆、あるいは政投銀等々、もろもろのことをやっておりますが、実際は我々、全銀協とかそういう方々とお話ししますと、頭取や金融機関の責任者たちは、それは金融が目詰まりにならないように我々は全力を挙げてやりますと、こう正直におっしゃっていただくんですが、実際は、これは支店長のレベルあるいは貸付けの現場のレベルになりますと、みんなこういう時期ですから慎重になる。慎重になるんですが、我々は、一つはやはり

金融機関が本来その社会的使命である金融仲介機能をしっかりと発揮していただきたいと、これは我々は頭を下げてもしっかりとお願いをし続けるつもりでございます。

それから、信用保証制度とかあるいは日本政策金融の政策金融を、是非中小企業の皆様方がその利用方法をよく理解していただいて、是非とも有効に活用していただきたいと、そのように私は思っております。政府としてももつと広報に相努めなければならぬ点があるとすればこれはきちんと相努めてまいらざるを得ないと思っております。

○森まさこ君 ありがとうございます。金融庁の方も、銀行のヒアリングだけでなく、借り手の方の中小零細企業のヒアリングも最近頻繁に行っているというところで、是非大臣の今のお言葉どおりに金融庁としても努力を続けていっていただきたいと思います。

次に、電子納税の普及について副大臣にお伺いをしたいと思います。電子納税制度は納税率の向上に貢献をしております。電子納税の普及には金融機関の協力が不可欠であります。金融庁は、国税庁とともに、金融機関に対して電子納税の普及、増進に協力をするように要請してきたところで、金融機関もそれにこたえてインターネットバンキングの手数料を無料化するなどの協力をしてきたところでございますが、三月末にはその手数料の無料化等の措置が切れるところもあるというふうに聞き及んでおります。

金融庁としては、今後とも金融機関に引き続き協力を要請して、電子納税の普及に貢献をしていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

○副大臣(谷本龍哉君) お答えさせていただきます。委員御指摘のとおり、平成十六年の一月から国の税金等をインターネットバンキングやATMを通じて支払うことができる国庫金電子納付制度が開始をされております。御指摘のように、一部金

融機関においては、その利用拡大のために手数料の無料化等に取り組んでいただいているところでございます。

また、金融庁といたしまして、顧客に提供するそういったサービスというものを個別具体的にこうしろというような指示はなかなか直接的には難しいんですが、そうはいっても、今これ政府としてオンライン化を最低限二十二年で五〇%以上しよう、あるいは二十五年度で六五%、高い目標を掲げていて、現実にはなかなかそこままだたどり着かない難しい状況でもありますから、そういった利用者の拡大あるいは利用者の利便を向上させるために、手数料の無料化を始めとした様々な各々の創意工夫を促していく、あるいは積極的に意見交換をしていく、こういうことを行つて利用者拡大のために頑張っていきたいというふうに思っております。

○森まさこ君 ありがとうございます。私も地元の法人会の方などからこの電子納税の普及についていろいろ伺っておりますので、これをもっと広がるようにというふうに私の方も努力していきたいと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

次に、株式会社SFCGの経営破綻について金融庁にお伺いをしたいと思います。SFCGという会社は旧商工ファンドでございまして、SFCGというのは商工ファンドカンパニーグループの頭文字を取ったものでございす。その会社の組織、体制、そして、腎臓取れ、目ん玉売れと言っていた時代から内容的にはほとんどその悪徳さは変化していません。

そのような中でSFCGが破綻をしたわけですが、SFCGが以前から司法制度を濫用していたこと、特に支店を子会社化して金融庁の監督逃れをしていたことについてはこの委員会でも何度か私から指摘をさせていただきました。具体的に申しますと、司法制度の濫用と申しますのは、私製手形を乱発して主婦やサラリーマンに何千万円という債務を肩代わりをさせる、公正

証書を公証人に作る申立てをするときにその金利を偽装して本来取れないグレーゾーン金利まで取つていくと、そういったことが従前から問題になっていくわけでございしますが、その最たるものが、全国都道府県にまたがる支店を子会社というふうに変えました。そのことによつて、SFCG本社は子会社も、金融庁の監督下ではなく、つまり財務局登録ではなく都道府県登録になったわけでございます。これによつて規制を免れていたわけですね。

先ほど申したような複雑な司法制度の濫用について、都道府県ではなかなか検査監督のスキルがまだ追いついておりません。その中で様々な問題が起きました。例えば、破綻したのは先月でございます。二十一年の二月でございますが、その前の年の七月の決算のときには大量の配当をしていくわけでございまして、たしか十八億円。しかし、その後、三か月後の第一・四半期の報告書を見ますと、配当したときと比べて貸付残高が六百六十七億円も減少している。これは、配当をしたときには既に配当可能利益がなかったのではないかと疑わせるものでございます。

結局、その後、半年もたらずに破綻したわけですが、そのほかにも、貸付残高が四千億程度とされているんですが、その七倍近い金額が債権譲渡されている。一見すると非常に不思議な報告書になっているんですが、債権譲渡金額を単純に足していくと貸付残高の七倍近い金額が譲渡をされているということで、有価証券取引報告書の虚偽記載ではないかというふうなことも思われます。

その譲渡をした金額の非常に大きな部分が日本振興銀行というところに譲渡をされているわけですが、その譲渡通知が二月十八日、つまり破綻の五日前でございまして。十八日水曜日に譲渡通知がなされ、翌週の二十三日月曜日に民事再生の申立てをしている。これ、そもそも知つていてこういったものを譲り受けたのかどうか銀行の方は分かりませんが、その譲り受けられた債権の中に

は、もう過払いであつて支払う必要のないものも多数含まれているわけでございます。

またさらに、株価操縦ではないかというように疑いも持たれています。つまり、破綻前の金曜日に臨時株主総会を開催して、役員報酬を一億円から二億円に増額をしているんです。そして、翌営業日である二十三日に民事再生を申し立てているんです。二十日に役員報酬を一億から二億にする株主総会を開いているわけですが、そのもう大分前には弁護士に民事再生について頼んでいるわけです。弁護士だって、一日で再生の申請なんかできないんです。十七日に代理人に、もうこれは委任をしているということが分かつております。この株主総会の開催通知は十二月に出ております。役員報酬が一億円から二億円に上がるという情報が外に出て、株価がどんどんどんどん上昇しました。その後の破綻でございます。

株価操縦、虚偽の風説の流布ではないかというように疑いが持たれているわけですが、私、ちよつと証券取引委員会に関係することまで全部申したのはなぜかと申しますと、金融庁の方に言いたいのは、SFCGという会社がこれまで、今七万社の債務者がいると言われていることが自明であつたにもかかわらず、簡単に二年前に分社化をさせ、そのまま、何らその監督をできないまま手をこまねいていたと。その間に、先ほどの株価操縦や役員報酬のことや、そういったことで多大な利益を受けていた一部の人間がいる。他方で、七万社の方たちが押し貸しや高金利の取立てを受けて経済的に追い詰められ、自殺した方もいれば会社も倒産した方が多数おられます。

このようなことについて、金融庁は、まず一つは、相談窓口の充実をしてほしいと思います。もう金融庁の監督権限が及ばないからなどとは言わずに、このSFCGの破綻によつて、この複雑な司法制度の濫用によつて様々な相談が寄せられると思います。是非、これについては特別な相談窓口体制の整備についてお考えをいただきたいと思

います。

それからもう一つは、その子会社化された、アセットファイナンスというふうな名前を付けられた各都道府県にある元支店でございますが、こちらは民事再生をしております。これはもう本当に強烈な取立てをしております。これはもう本当に偽装破綻ではないかとも思われます。

私は、昨日、金融庁さんにレクに来ていただいた、この取立てをやめさせてくれと言つたら、いや、もうこれは監督委員が選任されたから止まっているはずなんです。おつしやつておりました。私はその後もう一度確認しましたが、東北地方のある県では、昨日もアセットファイナンスから厳しい取立ての電話が債務者の方に入つております。

最後に、こういった分社化をして金融庁の監督を逃れるという手法について、金融庁としては今後の監督体制について工夫をいつていただきたい、法律改正が必要であれば考えていただきたいと思ひます。

以上について御答弁願ひます。

○副大臣(谷本龍哉君) お答えさせていただきます。

まず、相談窓口の点についてお答えをさせていただきます。

金融庁御勤務の経験もある森委員ですからよく御存じだとは思ひますが、金融庁の場合は、今、金融サービス利用者相談室、ここが一元的に相談を受け付け、苦情を受け付けてその対応をしているところでありまして、今回のSFCG民事再生ということを受けて、現在、まず金融庁としては、利用者サービス相談室等、また財務局、日本貸金業協会、また各都道府県に寄せられる債務者からの苦情相談、こういったものもまず実態把握に今努めているところでございます。また、中小企業庁の方では、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会等全国九百か所にSFCG関連の特別相談窓口を設置をして資金繰り相談等の対応を現在実施をしているほか、東京都

においては、SFCG関連の中小企業者特別相談窓口を設置をしまして、金融相談、経営相談等の受付を行つておると、こういうことをそれぞれが行つております。

金融庁としては、これら関係当局との連携をしつかりと図りながら、相談窓口の周知の徹底等、利用者の保護のためにしつかりと努めていきたいというふうに思つております。

そしてもう一点、子会社化したために金融庁の監督を逃れているという問題についてですが、これは御指摘のとおり、昭和五十八年以降、営業所を一つの都道府県内にみに置いている業者は都道府県が監督するというふうになっております。現在、金融庁及び財務局では、SFCGやその子会社のように各都道府県が監督権限を有する貸金業グループに対しても監督の実効性を確保することが重要であると考えて、こうした観点から、貸金業向けの総合的な監督指針を踏まえて、監督情報の共有や監督方法についての意見交換を都道府県と緊密に行つておるところであります。今回の事態を受けて、更にその実効性を上げるべく取り組んでまいりたいというふうに思つております。

○森まさこ君 よろしくお願ひします。

それでは終わります。ありがとうございます。

○大門実紀史君 日本共産党の大門でございます。

与謝野大臣、またよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。大変野党にも人気のある大臣だということですが、私も与謝野さんとは今のところいい思い出ばかりでございますが、これからはそうはいかないのかなと思つております。

今日は一日で三回も質問ができるということでもううれしくて仕方ないんですけども、午前中は、どうしようかと思つたんですけども、今ありましたSFCG、日本振興銀行の問題で、森さんももつと本当はやりたかつたと思うので、やはりやろうと思ひます。その後、その日本振興銀行と政治家との関与。午後は、定額給付金、株価対

策等について質問していきたいと思ひますので、どうか一日よろしくお願ひしたいと思います。

SFCGですけれども、今もありましたけれども、もちろん借り手が中小企業五万社近くおります。その一割が仮に破綻、倒産しても大変な事態になりますので、先ほどありました借り手保護のいろんな相談はちゃんとやつてほしいと思ひますが、そもそもこの問題は何かのせいということもきちつと深めないと救えるものも救えないと思ひますので、ちよつと本質的な問題を触れたいと思ひます。要するに、このSFCGは、私ももう何回取り上げましたかね、この国会で、貸金業法のときから、この間もですから、もう四回、五回ぐらゐり取り上げているんですかね、この反社会的な企業については、申し上げたいのは、もう繰り返しませんけれども、金融庁としても二回処分をされているわけですが、非常に甘い処分でしたけれども。その後、金融庁の管轄を逃れるために都道府県に子会社をつくつて、やり方変えたわけですね。

いずれにせよ、長い間反社会的な行為を度々国会でも指摘されてきたこの企業が、ここまで存続をして、そして一番みんなに迷惑掛け形で破綻をします。私、この破綻そのものがいかかわしいと思つておるんですけども、こういう形になつてしまつたと。私は、ここまで来る前に金融庁としてもつとしかるべき対応をされるべきだつたと思ふんですけども、金融庁の、何といいますか、この長い間の監督指導責任についていかが思われるか、できれば大臣にお答えしていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 商工ローン、SFCGに対しては、これまで関東財務局登録業者として二度にわたる行政処分を実施するなど、監督当局として法令にのっとり厳正かつ適切な対応を行つてきたところでございます。

平成十九年六月、同社は会社分割によつて各支店を子会社化し、各都道府県で貸金業登録を受けた結果、財務局の監督対象外となつたところでござ

ございます。しかしながら、金融庁においては、都道府県登録の貸金業者についても、債務者等の利益保護の観点から、事案の状況に応じ、監督情報の共有や監督方針についての意見交換等、都道府県と緊密な連携を図ってきたところでございます。

今般、SFCGが民事再生手続に入ったことに関連し、これまで同社から借入れを受けていた中小零細事業者の混乱が生じることのないよう、関係省庁とも密接な連携を図る等、利用者保護の観点から適切な取組を進めてまいりたいと考えております。

○大門実紀史君 全然与謝野さんらしくない答弁ですね、そういう官僚が作ったのを読んでいただけというのは、もうちょつと勉強していただいで、大問題になっていきますのでね、与謝野さん自身のお考えを聞きたいと思いますが、先に参考人に聞きます。

警察庁、一月十九日に、このSFCGは、SFCGの前代表取締役の大島氏に対する詐欺未遂罪、恐喝未遂罪に対する刑事告発が提出されていると思いますけれども、いまだ受理されていないということなんですけれども、どういふふうになっているのか、私は積極的に対応してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(西村泰彦君) お尋ねの件につきましては、警視庁におきまして、告発相談を受け、現在事実関係の確認等を行っているところを受けております。

警視庁におきましては、事案の全体像を幅広く把握した上、具体的な事実関係に即して適切に対処するとの報告を受けております。

なお、一般論として申し上げますと、刑罰法令に触れる行為があれば、法と証拠に基づき厳正に対処するものと承知しております。

○大門実紀史君 警視庁は、恐らくSFCGと暴力団関係の不動産企業との関係も捜査されているのがあるので併せていろいろ捜査をされているのかなと思いますが、これはこれできつと、大島

氏個人の問題ですから、余り総合的にという前に、まず受理して捜査に入ってもらいたいというふうに思います。

もう一つ金融庁に言っておけば、証券取引の関係でございますと、ドイツ銀行との、去年の十月ごろに、SFCGはリーマンから余り借りられなくなつて、身内がドイツ銀行にいたものですか、大島さんの、ドイツ銀行から融資を受けるわけですから、その見返りの空売りをドイツ銀行にさせているというふうなことも疑惑として、今日はおきませんが、ありますので、きつと調べてもらいたい。これも犯罪的なことじゃないかというふうに指摘しておきたいと思ひます。

その上で、今回の民事再生というやり方なんですけれども、私はもう率直に申し上げて、今までのSFCG、大島さんのやり方からすると、こんなものは、何といひますかね、過払い金返還と借金をチャラにするためのもう破綻劇じゃないかと、仕組まれて、もう計画的にやられたんじゃないかというふうに思っております。

事実、大島さん自身は、民事再生のわずか数日前に代表権を返上して、ですから、一月三十日に、自宅を、渋谷区の松濤ですから、等地にありますが、そこにSFCGの関連会社、大島さんの妻がやっていた会社です。今は弟さんが経営しているのかな。その会社、ブルーバードといひますけれども、その会社が大島さんの自宅に対して百億円の抵当権を設定させております。何をしようとしたかという、要するに、今回、破綻して、差し押さえされない、自分の資産だけは保全するというこのためにやられたわけでございます。しかも、SFCGからそのブルーバードという関連会社が高額の貸借料といひますか、一千万以上になると言われていますけれども、も払われていると。

つまり、この破綻を見越して自分の資産だけは保全するということもやられているわけですから、でも、金融庁、こういうことを御存じでしたか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 個別の事案につい

ての言及は差し控えたいと思ひますが、一部にそのような趣旨の報道があることは承知しております。

○大門実紀史君 さらに、これは時間掛けてやっていきますので、今日は最初の質問と思つておいてもらつて、覚悟してほしいと思ひますけれども。

更に大きな疑惑は、このSFCGから日本振興銀行に債権譲渡がされているという話でございます。今、森さんからもありましたけれども、直前にですね。実は直前じゃないんです。十回に分けて債権譲渡がされております。五か月間で十回ですね。計七百八十二億円の債権がSFCGから日本振興銀行に移りました。

この日本振興銀行、どんな銀行なのか、ちよつと説明していただけますか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 日本振興銀行は、平成十六年四月十三日に銀行免許が付与されまして、平成十六年四月二十一日から営業を開始しております。当行は、定期預金を受け入れまして、これを原資とした中小企業に対する貸出し、これを主な業務として行っているものでございます。

○大門実紀史君 そういうビジネスモデルなんですけれども、もう御存じの方は御存じですが、この銀行というのはもう大変いろいろ話題になるといひますか、なつてきた銀行でございます。

今、会長が木村剛さんですね。かの木村剛さんです。竹中平蔵さんとはもう大変親密な方でございます。竹中平蔵さんの顧問もやっていたしやつたわけですね。あのころは、竹中さんの後ですから伊藤大臣でしたかね、伊藤大臣と五味長官のころですかね。そのころにこの木村剛さんは金融庁のメンバーとも非常に親しかったわけでございます。当時の福井総裁とも、日銀の、大変親密な方でございます。そういう方がつくつて、非常にスピード認可で認可が下りた銀行でございます。大変いろいろ疑惑が最初からあつたんですけれども。

この日本振興銀行が自分で出している今回のS

FCGの申立て、民事再生に関する文書によりまして、自分で言っているんですけれども、日本振興銀行はこのSFCGから優良債権だけを買収したということも言っております。破綻する前に優良債権だけSFCGから日本振興銀行に譲渡されたわけですね。これはおかしいと思ひませんか、金融庁。

○政府参考人(三國谷勝範君) 債権譲渡自体は所定の手続に従つて行われる一般的な方法論としてはあろうかと思つております。ただ、その個別の事案につきましての言及は差し控えさせていただきます。

○大門実紀史君 つまり、不良債権だけSFCGに残して民事再生に入ると、優良債権は先に振興銀行に譲渡して移したと、これはもう明らかに民事再生に掛かたときにもう返す原資はありませんよということのためにやっている以外の何物でもないわけでございます。こんなことを今まで金融庁も許してきたのかと、日本振興銀行は金融庁の監督下ですね、こんな取引を許してきたのかというふうに問われるべきだと思います。

日本振興銀行は中間決算で経常利益八十七億も最高益計上していますけれども、これは全部こういう商工ファンドとか日栄ですね、元の日栄とか、そういう商工ローンを買い取つてそれで利益を上げていっているというふうな、非常に何といひますか、これ銀行なんですかね、この日本振興銀行といひるのは。何かノンバンクといひますか、実はここが今、日本最大の商工ローンじゃないかと、なつているんじゃないかと私は思ひますけれども、こんなおかしいビジネスモデルをよく許可しているなど私は思ひます。

しかも、時間の関係で触れませんが、高い金利で定額預金を集めて、それをリスクの高いところに貸しているわけですね。これどこかで、うまくいくんですか、このモデルも。こんなことも金融庁にまた問うていきたいと思ひますが、よく精査された方がいいと思ひます。非常に金融庁は甘かつたんですね、この日本振興銀行に。これも

その上で申し上げますが、このSFCGの元社員が日本振興銀行に出向したり中途採用されたりもしております。その商工ローンの、SFCGから引き継いだローンの回収に当たっているわけですから、この中で日本振興銀行が売掛債権、売掛先、売掛金を押さえるという手法を取つ

ております。これは実は SFC がずつとやってきたことで、借り手のさらに売り掛け先の売掛金を押さえてしまうという、やつちやいけないことですけれどもやってきたわけです。それを引き継いで日本振興銀行もそういう取立ての仕方をしております。こういうやり方を仮にも銀行という看板を持ったところがやっていいんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 金融機関が業務を適切に遂行していくためには、各種法令等を遵守すること、それから法令を踏まえまして社内規則を整備するなど必要な法令等遵守体制、それから内部管理体制を構築しまして適切な業務運営に努めることが重要と考えているところでございます。

○大門実紀史君 三國谷さんもずつとサラ金とか
商工ローンやられてきたんだから、もう少しリ
アルな答弁をしてくれませんか。

資料をお配りしましたけれども、一枚目にお配りしたのが、これは日本振興銀行からの催促、取立ての案内です。これは名前消してありますが、川崎市の中小企業なんですけれども、SFCGから債権譲渡を受けたので今度は日本振興銀行に払ってくれというふうなものなんですけれども、これ、その中小企業の方はよく御存じでございまして、これは過払い金が入っちゃっていますので、と、商工ローンですからね、高い金利でグレーゾーン取っていましたから、過払い金入っていますでしようかと振興銀行に聞いたら、もう電話をぷつと切っちゃって何の説明もしなかつたそうです。

たものでそのまま請求をしていると、本来減額すべきものなんですけれども、その高い金額のまま請求しているわけですね。気が付いて言われると説明しないで切っちゃうと。つまり、知らない人にはこのまま過払い金で本来払わなくていいものまで含まれた金額をずっと請求しているんです、この日本振興銀行は。これおかしいんじゃないですか。

○政府参考人(三國公勝範君) ノンバンクに係ります債権、こういったものを譲り受ける等などとしてそういった営業を行っている場合におきましては、銀行法のみならず、貸金業法や利息制限法等の各種そういった法令も全部遵守して対応することが必要かと考えているところでございます。

そういった観点から、私どもも業務の適切な運営が図られるようそこを重視してまいりたいと考えております。

○大門実紀史君 私の調査によりますと、この件に關して日本振興銀行は金融庁に何を言っているかといふと、SFCGから債権譲渡を受けた債権、日本振興銀行としては一五%以上の利息はいただきませんといふことを金融庁には報告しております。もう一つは、過払い金の請求などが来た案件については、その債権はSFCGに返す、戻す特約付きで譲渡を受けております。この二つのことを金融庁に報告しているという、これは私の調査ですけれども、でございます。

事実、その特約については、過払い金請求を受ける、つまり本人が気が付いて、あるいは弁護士さんが入って気が付いていろいろ請求されたものについてはSFCGに戻すと。文句言われる債権はSFCGに戻すと、文句言われないのはそのままいただく、こういう変な特約ですね。この特約、こんな特約、付けさせていいんでしょうか。金融庁、どうですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 個別の事案についての言及は差し控えたいと思いますが、私どもは、そういった金融機関は法令にのっとった対応をするのが重要と考えているところでございます。

す。

一般論といたしまして、私どもは、各金融機関から必要に応じまして常日ごろからヒアリングに努めておりまして、業務の適正化を促しているところでございます。今後とも、そういった取組を着実に進めていきたいと考えております。

○大門実紀史君　もう時間、少なくなりましたので。

私はこの今回の破綻はSFCGの非常にうさんくさい破綻劇だと申し上げましたが、更に言えば、これはSFCGの独り芝居ではないと、日本振興銀行と一連託生の破綻劇だと、私は非常に計画的な破綻劇だというふうに思っています、その日本振興銀行も金融庁の監督下で、しかも金融庁が非常に親密につくった、当時ですね、銀行だということに非常に憤りを感じているわけですけれども、この振興銀行と政治家との関係は時間なくなつたので午後にもやりたいというふうに思いますが、ここまでお聞きになって、与謝野さん、いかがお考えですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 日本には幾つかの破産
関連法規がございますが、今度の民事再生の申請
も、やはり真実性の高い民事再生でなければなら
ないと思っております。

民事再生法というのは、従来我々が持っていた和議法というのが動かないものですから民事再生法という法律を作りました。このときは、やはり経営者の善意を前提として作っておりまして、やはり中小企業であれ中堅企業であれ、経営資源が散逸することによつて従業員及び関係者が多大な損害を被ると。これでは社会的にいろいろな困難が生じるから、再建を前提とした破産法制を作ろうという法律だったわけですが、当然この中でも、言わば申請前に理由なく財産隠しをやることも、そういうことは言わば詐害行為として許されていないはずでございますので、個別の事件でどういうふうになっているかは私は存じ上げませんけれども、裁判所は厳正に御判断くださるものと思っております。

○大門実紀史君　じゃ、終わります。

○委員長(円より子君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時四十五分休憩

午後一時開会

○委員長(円より子君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案外二案の審査のため、本日の委員会に、理学会協議のとおりに、政府参考人として内閣府大臣官房審議官梅溪健児君外十六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(円より子君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

○委員長(円より子君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案
外二案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁白川方明君及び同理事中曾宏君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(円より子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田より子君) 平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案及び

平成二十一年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案の三案を一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○藤末健三君 民主党の藤末健三でございます。本日は財政金融委員会におきまして、定額給付金の問題につきまして深く議論をさせていただきたいと思っております。

それではまず、議論をさせていただくに当たりますと、与謝野大臣に一つ御質問がございます。それは今、大臣は、財務大臣、そして金融担当大臣、そして経済財政担当大臣と三つの大臣を兼務されておられるわけですが、新聞などでも非常に激務であると書かれておりますが、大臣の今の心境みたいなものをまずお聞かせいただけますでしょうか。お願いします。

○国務大臣(与謝野馨君) 三つ兼ねるというのは責任がそれだけ重くなりまして私にとっては大変なことではございますけれども、日本の経済や国民の生活が今のような現状でございますから、私も体力の限り、自分の持っている能力の限りを尽くしてこの三つの職責をきちんと果たしたいと思っております。

もとより先生方の御指導をいただきたいということとは当然のことでございます。

○藤末健三君 私も本当に与謝野大臣もいろいろ頑張っておられると思います。今朝も株価の対策についても発言していただきまして、我が国の株価はアメリカの株価の下落に比べましたら被害は少ないという状況がございましたので、頑張っていたきたいと思います。

私が本当に今日申し上げたいのは、まず一点ございましては、経済効果の予測です。

まず、定額給付金につきましては〇・二％の経済効果があるということをおっしゃっております。ただ、我々が今までの議論の中におきましては、例えば今から約十年前に行われた地域振興券、この実績は三二％が消費に回ったと、消費

押し上げ効果があつたと。これを今回の定額給付金は何と四割、四〇％まで大きく見積もっていること。またほかにも、実際に計算すると〇・一五だったものを〇・二と丸めて多めに示したことも、いろいろな問題がございます。ただ、そこにつきましましてはもうここでは議論はやめさせていただきますかと思っております。

そして、もう一つ重要なことは平成二十一年度の実質経済成長の見通しということでございますが、政府の方はマイナス〇・八％とおっしゃり、日銀の方はマイナス一・八％とおっしゃった。これは今年度の見通しです。

そして、もう一つ大事なことは来年度の見通し、平成二十一年度の見通しは、政府見通しはゼロ％ということになっておりますが、日銀は逆にマイナス二・〇％と、悪化するということを予測されている。更に付け加えますならば、IMFの見通しでは平成二十年はマイナス〇・三％、我が国はマイナス〇・三％、そして今年、平成二十一年はマイナス二・六％と、もうこの数字、政府の数字、大きくIMFの予測、そして日銀の予測と外れているわけでございます。

前の二月上旬に行いました私の質疑におきまして、あとまた我々の同僚の議員の質疑におきまして、与謝野大臣は、政府の経済見通しはモデルのようなものを使い、いろいろな統計値をベースに計算しているんだと、日銀の方はいろいろな政策委員が各自持ち寄ったデータを集めてやっているから違うんだとおっしゃったんですが、実際にどのようなモデルを使われたかということをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 一点目の定額給付金の経済効果でございますけれども、これはやっぱりある前提を置いて物事を考えざるを得ない。これは、前提というのは、それを考えるそれぞれの人の考え方、あるいは判断によるところが多いわけですから、何かを参考にしなきゃいけないというんで、地域振興券の例を取って計算をし

した。三二％よりも四割にしたのはなぜかというのは、計算した事務方に御説明させます。

それから、どういうモデルを使つて計算したかということも事務方に説明させますが、少なくとも先生に御理解をいただきたいのは、十二月の時点で我々は持つていた最善のデータと最善の知識に基づいて愚直に計算をしたという結果でございます。そこには何か加工したということはないというのを御説明いたします。

○委員長(田子子君) よろしいですか、審議官の方の答弁は。

○藤末健三君 いいです、委員長。それで、じゃ大臣にちょっと御質問申し上げたいのは、私は実際に真摯に内閣府の方、政府の方にお聞きしたんですよ。実際に皆さんのお手元にお配りしてあります、私が配るものじゃないかもしれないが、平成二十一年度経済見通しと経済財政運営の基本的態度というのがございまして、例えばこの四ページ目にいろいろな数字が書いてございまして、民間企業の設備投資はどれぐらい増えるか減るか、民間住宅はどれだけ減るか、あと最終消費支出はどれだけ減るかということが書いてある。

私がお聞きしましたのは何かと申しますと、住宅の支出が減りますとおっしゃいますけど、住宅の着工件数は何件減るんですかと。例えば、民間企業の設備投資は減ると書いてある。じゃ、どこの分野でどれだけ減るのか。お聞きしても答えは返ってきていません。恐らくありません、これは。

なぜそれをお聞きしたかというと、定額給付金二兆円、経済効果、よしんば〇・一五％としたとするじゃないですか。そうすると、八千億円あります。私が調べたかったのは、この二兆円を例えば車に対する補助金、例えば一台当たり五十万円補助しますよとすると何台買えるか、何台の効果があるか。二兆円あれば四百万台なんです、四百万台。例えば、一年ごとに百万台、五千億円

使いますよと。百万台というのは、ちょうど今予測として自動車の国内販売が減るであろうと、昨日発表がございましたけど、約三〇％落ち込むと言われている。百五十万台なんです、そうすると。

ですから、もし二兆円があれば、約四年にわたる百万台の買換え促進ができますよね。そうした場合に、雇用にどれだけ効果があり、そして経済にどれだけ効果があるかということをこの表に基づき知りたかったんですよ。

住宅の着工件数と同じです。今二〇％減です、一月、二月は。じゃ、住宅着工件数、住宅に対する補助金などを出せばどれだけ経済効果が生まれるかということを知りたかったんですが、そういうデータはあるかどうか。いや、大臣、いかがですか。じゃ、どうぞお願いします、政府委員。

○政府参考人(梅溪健児君) お答え申し上げます。

ただいま住宅投資の御質問でした。住宅投資につきましては、現在の状況で申し上げますと、雇用情勢の悪化あるいは所得の減少が見込まれており、これは……(発言する者あり)住宅着工をじゃ簡単にポイントだけ申し上げますと、現在、政府経済見通しの背景となつております住宅着工戸数につきましては、二十一年度は百十五万戸程度になるものと見込んでおります。

○藤末健三君 よろしいですか。正直答えてくださいよ。これを計算したときに、その数値とかを使つてやつたんですか。なぜあつたとしたら私がお聞きしたときに教えなかったのか、それを教えてください。政府委員で結構ですよ。

○政府参考人(梅溪健児君) 今申し上げました数字、これは現在の政府経済見通しを策定する際に部内で検討した数字でございます。

○藤末健三君 これ、ちょっと大臣にお聞きしたいんですけども、この予測を作るときに、何人の方々が、何人のチームがどのぐらい期間を掛けたかということをお聞かせいただけますか。これ

は大臣にお願いします。

○国務大臣(与謝野馨君) 政府経済見通しにつきましては、閣議了解までの間に六人の人員で約一か月強掛けて策定をいたしました。

経済統計や政府経済見通しについては、限られた人員の中、最善の努力でこれまで作成に取り組んできたところでございます。

以上です。

○藤末健三君 皆さん、お聞きください。この政府の予測、これは税収の予測にも使われます。そして、我々の財政の今後の負担がどうなるかという予測にも使われるんですね。政府の今後の経済財政政策の基盤です、これは。それが六人で一か月で作った。これは多分経験のない方は分からないかもしれないけれども、統計の処理を六人で一か月というのは大変なことなんですよ。

ちなみに、IMF調べました。調査部局、この予測部局だけで二十人から三十人大体いると。かつ、地域の統計を集める部隊がまた別にあるんで、恐らく百人近い人間が集まって予測を作っているというふうな回答を得ています。百人です。それもずっとそのために専従している。ちなみに、日銀さんがどうかというと、日銀も、その予測だけの仕事じゃないんですけれども、調査統計部局だけで百五十名近い方々がおられる。当然地方にも多くの方々がおられてやっているわけです。

私はこれは、私はこのなされた政府の方々の責めるつもりは全くありません。六人の方で一か月でこれだけのことをよくやったと思います、私は、はつきり申し上げて。ただ、足りないんですよ。今私たちが経済の政策を議論するときに、住宅着工件数、二兆円使うわけですよ、定額給付金で税。二兆円のお金を使うときに、どこに投資したら、我々、政府が投資したらどれだけの経済効果があるかということを確認に分析してやらなければ不毛な議論で終わってしまうし、国民の信頼は得られないですね。いかがですか、大臣。

○国務大臣(与謝野馨君) 六人と申し上げました

のは、最終的にこの見通しを作ることに携わった人間でございまして、それをバックアップして、調査をし統計を整理し、いろいろな調査をする人間というのは五十人以上おります。ただ、その見通しの最後の部分は、そうたくさん人間でやるのと秘の関係もありますのでそのようになっておりますけれども、実際は作業全体に携わった人間というのは相当な数であるというふうに御理解をいただければと思っております。

○藤末健三君 私は、まず政府委員の方にお聞きしたいんですが、昔、経済企画庁という役所がございました、省庁再編の前に。経済企画庁は経済白書を書かれ、そして経済の見通しを作っておられたんですけれども、その経済企画庁時代の経済白書を書かれたころの経済見通しの体制というのはどういう形だったんでしょうか。教えていただけないでしょうか。

○政府参考人(梅溪健児君) 経済企画庁当時でございまして、政府経済見通しは、旧称でございまして、調整局というところの部署で四つの課が関係しております。もう一つ、物価局というところの一つの課が関係しております。合計五つの課で政府経済見通しを担当いたしておりました。

○藤末健三君 最終的に何人ぐらいでまとめたかも分かりませんか。

○政府参考人(梅溪健児君) 当時のことですので正確な人数は把握することが困難でございまして。ただ、各課には役所の定員というものがございまして。定員というものをラフに勘定いたしますれば、大体政府経済見通しに担当していた可能性のある者は三十名前後になるかと思われまして、ただ、厳密にこの人とこの人がやっていたということとを計算したわけではございません。

○藤末健三君 大臣、実際に私はその六人の方々が、体制が不十分云々ということをお願いしているわけじゃなくて、大事なことは結果なんですよ。この結果が非常に、私はこの中の数字を欲しい、住宅着工件数、新規着工件数がどれだけ減るのか、自動車の販売台数がどれだけ減るのか、設

備投資がどれだけ減るのか、その分野は何なのかというデータはなかったわけですが、私がお聞きしたときに、十二月時点にありましたか。

お聞きしますよ。あつたかどうかをまずお聞きするし、あつたとしたら、なぜ我々民主党に示さなかったのか、はつきりここで答えてください。お願いします。

○政府参考人(梅溪健児君) 先ほど申し上げました具体的な住宅の戸数とかにつきましては、これは部内で検討を続けていたものでございまして、ただ、本日、国会の席で御質問がございましたので私が申し上げたところでございまして。

○藤末健三君 大臣、ちょっと一回ゆっくり聞いてください、本当のことを。

私は現場の作業した方々と話をしたわけですよ。そして、六人で一か月とおっしゃいました。

よほどの苦労をされたんだと思います、これだけの資料を作ったんだなんて。その担当された方々にお聞きして、これは事実の話として申し上げますと、そういう住宅の着工件数、車がどれだけ売れるかという予測はなかったんですよ。それは当然です、六人でやっている。片や日銀さんは百何十人の調査統計の体制があらわれる。IMFも何十人が経済の予測だけをされている。

私は大臣にこれは真摯にお聞きしたいんですよ。体制を強化していただきたいと思えます。もし本当にこれをきちんと精査して説明ができるようになれば、これが我々のこれからの景気対策の背骨になるんですよ。これを使つて議論ができる。定額給付金が正しいか、二兆円をどこに使うか、それがどれだけ国民のために役立つか、経済の役に立つかということが議論できるようにする必要がありますので、体制の強化、そして中身をきつとやることを、財務大臣としてもあらわれるわけですから、まさしく金融担当大臣でもあらわれるわけですから、是非、大臣の決意と申しますか、お聞かせ

いただきたいと思えます。

○国務大臣(与謝野馨君) 通常、政府経済見通しがこんなに見事に外れるということはないはずで

ございます。日本を取り巻く経済環境の激変ということも先生には御理解をいただけたらと思えますが、我々としては十二月の時点では最善の知識、最善のデータに基づいて、きちんとしたモデルに基づいて誠意を持って計算をしたと、そのことだけは是非理解をしていただきたいと思っております。

○藤末健三君 私は、今までなされた方々がサボっていたとかは一切思いません。六人の方でよくここまでやってくださったなと思つてい

ただ、大事なことは、先ほど大臣がおっしゃったように、今は緊急事態なんですよ。緊急事態であるからこそこちんとした統計、分析をする体制を今つくってくださいと私はお願いしているわけですよ。それについてお答えください、大臣。

○国務大臣(与謝野馨君) 従来から、経済企画庁のころから、経済企画庁のやってまいりました経済分析というのはきちんとしたものであつたと私も思いますし、今経済分析をや、日本の経済の見通しを考えている方々も経済企画庁のころの伝統はきちんと受け継いでやってくださつておられると私は確信をしております。

ただ、人数を増やせと……

○藤末健三君 体制を強化してほしいと、人数じゃないんです。

○国務大臣(与謝野馨君) 体制というのは、我々は最も優秀な人材をこの分野に投入してやっております。

○藤末健三君 済みません。僕は、与謝野大臣にエールを送るつもりで私こういう質問をさせていたいていんですよ。僕は大臣の足を引っ張るつもり全くないんですよ。そして、今頑張っている方々の足を引っ張るつもりはない。

ただ、一点だけあるのは、こういう統計、通常のときだったらいいですよ、通常時であれば。この非常時にこの統計をずっと出し続けるわけですか。出し続けるなら、そうおっしゃつてくださいます。我々が政権を取るしかないですよ、はつきり

申し上げますけど。我々が政権を取って変えるしかないです、それであれば。与謝野大臣さえもそれができないのであれば、もう本当に景気対策できないですよ。これは良心から申し上げます。

○国務大臣(与謝野馨君) 今年に異例の年でございまして。十二月に出した経済見通しが最善だなどというところにこだわるといふ気持ちはありません。やっぱり状況の変化に応じて、政府の考え方というものは当然それに応じて、状況に応じて変わっていくかなければならないということが先生の御指摘であるとすれば、我々も全くそう思っております。

○藤末健三君 大臣、よろしいですか。先ほど経済の見通しは余り外れていないとおっしゃっていますけれど、外れるときは必ずあるんですよ。景気が悪くなったときは大体外れています。そして今一〇〇％。過去のものを見てください。そして今がそうなんですよ。

ただ、今回の景気の悪化は本当に大きなものだと思います。絶対私は、景気対策、経済対策の基盤であるこの経済分析をもっときちんとしてくださらない限りは、本当に最善の手は私は打てないというふうに思います。

私が大臣に申し上げたいのは、戦後にマッカーサーと吉田茂総理大臣の会話というのがありまして、それは何かと申しますと、マッカーサーが吉田茂総理大臣に、何だ、日本はと、統計がめちゃくちゃじゃないかとおっしゃったらしいんですよ。そして、吉田茂総理大臣はマッカーサーに対して、もし統計が正確に取れるのであればアメリカとは戦争していませんでしたとおっしゃっていました。統計が正しかったら日本は勝つていましたとおっしゃったんですよ。私は、今のこの統計、やつていることは真剣にやつていると思うんですよ。ただ、そういう戦前の混迷みたいなことにならないように是非注意していただきたいと思います。

これで景気予測については終わらせていただきますが、くどいですが、大臣、もう一回調べ

てください、大臣自ら、お忙しいかもしれませんが。もう答えは結構です。

○国務大臣(与謝野馨君) 統計も、やや日本の統計は各省にばらばらになっているというところは事実でございまして、こういうものは先生がおっしゃるように改革の余地はあるわけでございまして、実際は、この統計のやり方に改革を加えようというところは、東大の吉川洋先生を中心にプロジェクトを進めております。

これは、統計の重要性というのは先生が御指摘をされたとおりでございまして、統計を正確に取るということのほかに、その統計をどう生かしていくのかという両面を我々はきちんと検討していかなければならないと、そのように思っております。

○藤末健三君 是非、与謝野大臣におかれましては、私はもう三大臣を兼務されている意味があると思うんですよ。是非、財務大臣として統計をきちんとする予算を付けていただきたいと思えます。これは是非お願いしたいと思えます。

続きまして、定額給付金の執行について御質問させていただきますかと思えます。

各委員の、同僚委員の皆様の手元に資料をお配りしています。定額給付金給付事務費というものの総額で八百二十五億円という、二兆円のお金を国民の皆様に配るために必要なお金、経費が八百二十五億円と言われています。その内訳を前回の財政金融委員会でお願いをしましたところ、こういう紙が出てきました。

私は、これについてまず御質問申し上げたいんですが、まず、皆さん、二枚目の紙、市区町村関係費というのを御覧になっていただいてよろしいでしょうか。

まず、上から行かさせていただきますが、申請書等、発送費というのがございまして。発送費、金額にしましてこれは二百七十億円掛かっていますね。二百七十億円の発送費、この内訳を見ますと、簡易書留三百八十円、普通郵便八十円、振り込み予定通知書五十円等と書いてございしますが、

この積算の単価というのはこの書いてある八十円や五十円を使っておられるんでしょうか。総務省中村政務官、是非お願いします。中村さん、政務官、よろしいですか。——じゃ、はい、結構です。

○政府参考人(岡崎浩巳君) 御指摘の市区町村関係経費につきましては、事務費の標準的な内容を想定しまして所要経費を計上しております。実際の事業の進め方、予算としては補助金一本でございまして、その積算の根拠というところでございまして、実際の事業の進め方は、各地方団体が創意工夫を生かして、積算根拠には直接拘束されず使用ものでございしますが、この積算根拠の内訳としましては、今お話しありましたような三百円、八十円等の単価を使用して計算をいたしております。

○藤末健三君 じゃ、そういうことですと、これは積算だけであって、実際に使われる金額は違うということをおっしゃっているわけですよ。よろしいですね。そうしますと、例えば、御質問したいんですけど、総務省ですから御存じだと思んですが、郵便のこの単価、例えば普通郵便八十円というふうにございますけれど、これは、例えば郵便番号でまとめて出すと値引きがあります。便数が多くなると値引きがあります。郵便局でもね。そういうことは考慮に入っておられるかどうか、教えてください。

○政府参考人(岡崎浩巳君) 郵便の単価でございしますが、御指摘のように、郵便番号といいますが、同一の差出人から差し出される封書で、同時に一定数、百通とかそれ以上の数がまとまれば、かつ配り先が同一の郵便局の区内のみというふうなことでありますと、例えば八十円が六十五円になるとか、九十円が七十五円になるとかいう割引がございしますが、これが使えるかどうか、それはいろいろ、封書の中にどんなものを入れるか等にもよって異なりますので、この積算根拠上は割引は計算しておりません。

○藤末健三君 そんなの分かっているじゃない。その程度のことって分かっている計算するのが普通じゃないですか。これ、あなたいいかげんなことおっしゃるけど、税金使っているんですよ、我々の血税を。そんないいかげんな計算でいいんですか。

財務大臣、よろしいですか。財務大臣としてお聞きしたいんですけど、この郵送費、安くしようと思つたら、八十円単価を六十五円、二割安くできるんですよ。そういう計算を全然使わずに積算している、問題ないですか、財務大臣としていかがですか。突然お聞きして済みません。いいかげんなことやっているんですよ。

○国務大臣(与謝野馨君) 事務費をマクロで見た場合に、掛かり過ぎていいのか、掛かり過ぎていないのかというのは、過去の例を見てそれと比較する……

○藤末健三君 違うんですよ。積算根拠おかしいんですよ。大量に送ると安くなるんですよ。

○委員長(円より子君) 藤末さん、質問なさるなら。

○藤末健三君 はい、それで結構です。

○国務大臣(与謝野馨君) しかないと思います。今回の定額給付金給付事業は、支給額一兆九千五百七十億に対して八百二十五億、これは約四・二％。それから、平成九年度に行いました臨時福祉特別給付金、これは総額千四百五十七億円で、事務費が七十二億、四・九％。それから、平成十年度の臨時福祉特別給付金は、支給額千四百五十五億に対して七十四億、率が五・〇％。それから、地域振興券の交付事業は、支給額七千億に対して六百九十三億ですから九・九％が掛かっておりまして、ミクロの積み上げの部分は事務方に聞いていただきたいと思いますが、マクロでは適正な事業費だというふうに私は考えております。

○藤末健三君 私はミクロが間違っていたらマクロも間違っていると思います、はつきり申し上げて。六十五円とかで送れるものを八十円で積算し

て出すこと自体が、神経を私は疑います、正直申し上げて。

総務省さんにお聞きしたいんですけど、僕は中村政務官にお聞きしたいんですが、よろしいですか。この予算というのは、総務省さんはおつしやるんですね、これは積算ですと、実行ベースではもつと安くなるんですよ、だから適当な単価でいいんですよとおつしやっているわけですよ。六十五円でできるところでも八十円でいいとおつしやっている。本当を言うと、もつと安くなるんですね。

例えば、これはもう完全に普通の郵便を使うというところで計算されていますけど、ほかの第三種、輸送会社などがやっているサービスをやれば三割安くなります。私の事務所もそれ使っています。そういう、予算を、執行をですね、使われるお金を安くする努力をやるかどうかということについていかがですか。やると約束してください。

○大臣政務官(中村博彦君) お答えいたします。今回のこの定額給付金の事務費につきまして、標準的な内容で、そして所要経費を計上いたしております。だから、積算に拘束されることなく市町村におかれては努力をしてもらいたいという藤末議員の考え方には、私も同調をいたしたいと思っております。

○藤末健三君 ですから、例えばこれ八十円のやつでしたら六十数円でできるであろうと言われるし、これはマックスなんですよね。

私がお聞きするのは、各市町村に対して多分このまま予算を流せば恐らく八十円切手張つちやいますよ、このままいくと。

ちなみに、いろんなやり方あります。パソコン印刷でやれば五%引きします、まとめて出せば値引きをまた五%します、郵便番号順に並べれば二%から四%引きします。様々な値引きがあるんですよ、実は。そういう値引きをきちんとするということ、を、政務官、必ず地方自治体に指示するし、かつ大事なことは、チェックをするということ、をここで約束していただけますか。きちんとお金を

を使ったことをチェックする。指示もするし、チェックもするということを約束してください。

○大臣政務官(中村博彦君) 先ほども答弁をいたしましたように、藤末議員とはいつも大体心と心が通じていますので、私は政務官として今の発言を重く受け止めて努力をいたしたい。ただ、政務官でございいますから、大臣や副大臣と違つて、どれだけ実行できるかは、頑張るということをお願いを申し上げたいと思っております。

○藤末健三君 我々も、参議院の方からも全面的に応援させていただきますので、もう中村政務官におかれましては、本当に血税の一円も無駄がないようにしていただきたいんですよ。

どういふことかと申しますと、こういういいかげんな積算をすること自体が、税金をきちんと無駄遣いをなくそうという意思が全くないことの表れです、これははっきり申し上げて。財務大臣にもお伝えしたい。何でこの八十円という単価で出してくるんです、簡単に。幾らでも安くできるんですよ。あらゆるメニューがあります、今。そういう努力を一切せずに積算していること、そういうこと自体が、僕ははっきり言つて総務省の役人の方々に聞きたい。そして、是非政治の力で変えてください、こういう無駄遣いを。ということをお願いしたいと思っております。

そこで、中村政務官に、勢いがあることを言つていただいたんで、あと二つぐらいやつていただきたいことを申し上げたいと思っております。

次にございますのは、この発送料二百七十億円。八十円切手を六十五円切手、六十円切手にするだけで恐らく何十億円のお金が上がります、何十億円も。そういうものですね。もう一つ無駄があるんではないかと推測されるのは、口座振り込み手数料。その他の事務経費にございしますが、何と百六十億円。私が事務方の方にお聞きしたところによると、この百六十億円、内容は公開できないけれど銀行さんにヒアリングをして決めましたというふうにおつしやっています。

い、積算の根拠を。この給付金に掛かる手数料等だけで、中身の説明はなく、百六十億円と突然出ているという状況。中身の説明、いただきたいと思っております。お願いします。

○政府参考人(岡崎浩巳君) 前回の委員会でも御説明をいたしました、今まさに市町村と金融機関の間で振り込み手数料の交渉をいたしております。

現に、いろいろなこの国会等の審議の影響かどうかは分かりませんが、かなり高い、三百円とかいう手数料、三百十五円の手数を提示している、どうせ国費で来るんだからといって一歩も引かない金融機関に対して相当市町村、苦勞しているというふうな御相談もありますので、細かい積算につきましては答弁を控えさせていただきます。

○藤末健三君 そういう、いいですか、本当に税金使つてやるといふことを分かっています、本当に。

地方に流しました、地方が勝手にやってくださいます、値引きされません。そんなので許されるんですか、総務省は、百六十億も使うのに。私は事務方に申し上げました。皆さんが銀行に、総務省が交渉をしてくれと、値引きを。百六十億も使うのであれば、銀行と直接、交渉をすれば、数が多いから安くできるじゃないかと。個別の地方自治体に任せるからそういうことになるんですよ、個別の自治体に。

どうですか。総務省として、銀行と振り込み手数料の値引きを交渉すると言つてください、ここで。

○政府参考人(岡崎浩巳君) 総務省が、個別に各市町村、大体指定金融機関を持つておりますので、そういうところと交渉を行うという御指摘でございしますけれども、まず、金融機関の数が、都市銀行、地銀、その他を合算すると千四百行以上になります、大変多いということ。それから、個別の市町村と金融機関の間には様々な特殊な事情がございします、長い付き合いがございしますの

で。そういうことをしんしゃくして交渉することは事実上不可能でございしますので、現実的な御指摘ではないのではないかと考えております。

○藤末健三君 じゃ、全国銀行協会や全国地方銀行協会と総務省は一回話をしたことがあるかどうか、イエスかノーかで答えてください。

○政府参考人(岡崎浩巳君) そうした団体とはお話しをしておりますけれども、それらの団体と統一の口座振り込み手数料等を示すことは、独禁法の問題もありますので、具体的な中身までは至っておりません。

○藤末健三君 公正取引委員会の方、来ていただいていると思うんですけど、総務省が全銀協と振り込み手数料の交渉をすることが独占禁止法違反なんですかどうか、教えてください。

○政府参考人(舟橋和幸君) 御説明申し上げます。

この定額給付金の振り込み手数料につきまして、団体、全銀協なり地方の銀行協会と交渉をする、その場合には、そういう事業者団体において振り込み手数料の水準を決めたりとか、そういうのにつながらかねませんので、独禁法第八条、これは事業者団体による競争制限を禁止している規定でございしますけれども、まずその問題が出てきます。

ただ、個別に一行、A銀行、B銀行とか、そういう形でそういう交渉が行われる、その場合には、今申し上げた団体による共同行為とか決定というののございしませんので、問題はないと、そういうふうにございます。

○藤末健三君 総務省にちよつとお聞きしたいんですけど、個別にきちんとやればできるわけですよ、ですから。皆様がやつたことは、個別の銀行の交渉じゃなくて全銀協さんとかまとめて話をするから駄目と言われるわけじゃないですか。メガバンクなんか個別にきちんとやつていけば価格交渉はできるんですよ、総務省さんが地方自治体に任せないで。なぜしないんですか、なぜ。

○政府参考人(岡崎浩巳君) 先ほど申し上げまし

たように、個別の市町村と金融機関というのは私どもにはなかなか分からない長い付き合いがある中でいろんな交渉をしておりますので、私どもが代わって交渉をするということは現実的ではないと思っております。

○藤末健三君 私が申し上げているのは、メガバンクなんかだけでもできるじゃないですか、価格交渉は。それ、本当に、税金を減らすのを、税金を減らすという努力をするつもりですか。安くすることが第一じゃないですか、税金を。何をおっしゃいます。安くして、ガイドラインを作った出さなければ地方自治体、分らないですよ、丸投げされたって。定価でやっちゃいますよ、そんなの。お願いします。

○大臣政務官(中村博彦君) 今、岡崎審議官が御説明をいたしまして、カルテルに抵触するというところでございましたが、藤末さんの御質問をよく聞いておると、総務省としては、なかなか千四百四十七行というのはやはり物理的に不可能な面がございますので、それぞれ市町村に低額になるように促すということは総務省の仕事のうちでないかと思っておりますので、全体的な総務省としての話合いということではできませんが、各市町村に促していきたいと、こういうふうに思っております。

○藤末健三君 それは各市町村に、中村政務官、丸投げと同じですよ、やはりガイドラインを示さなければ。個別に、だって今、公正取引委員会の方がおっしゃったじゃないですか。個別に交渉していくのは許されるんだと、法的に。だったら、個別にある程度メガバンクなんかと交渉をしてガイドラインを作り、そして地方自治体の方はこれを参考にしてくださいと。押し付けることはできないと思います。ただ、参考にされるものを何か作って示さなければ地方自治体の方は動けないと思いますよ。いかがですか。そこまで最低やらなければ。いや、もう質問、これは……

○委員長(円より子君) どちらが答弁なさいます。

○藤末健三君 いや、もうこれ、終わりです。発言だけで終わります。

で、金融大臣に是非私はお答えいただきたいと思うんですね、金融大臣に。

金融担当大臣に是非お答えいただきたいのは、先ほど総務省の方が、銀行と地方自治体が交渉しても値引きをしないですよとおっしゃっていた。これだけの、私は実はコンピュータのシステムをやっている方からお話をお聞きしたんですよ。これは相当努力が掛かります。ほんとんど入力の作業も要らないし、データ処理だけで終わるんですよ。これは相当値段は引けますと、やれば。明確に言われたんですよ。

是非、適正な価格でやるべきということを金融庁からもおっしゃるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 銀行、金融機関もまた御商売をやっているわけですから、銀行も信金、信組も全部企業でございますから、適正なお値段をいただかないといけないわけでございますから、ただ、それは個々の自治体と、その個々の自治体と最も関係の深い金融機関との間の話合いの問題であると思ひまして、こちらから一方的にこうしろあしろというのではなくて、むしろ事務費が掛からないようになるべくするというのは、もう各自自治体はそれできるとも財政窮乏の折、ちゃんと自覚をされておりますから、そのところはやはり地方自治体を私どもは信頼して物事をやった方がいいのではないかと、私はそういうふうに思ひます。

○藤末健三君 与謝野大臣、このお金はすべて一〇〇%国が面倒を見るんですよ。地方自治体が安くするというインセンティブは働かないです。とにかく使って、後は国に請求すればいいだろうと。だから申し上げているんじゃないですか。郵便にしても、恐らく八十円切手張っちゃいますよ、楽だから。仕分けて大量に送れば二割、三割安くなるものを、多分、いや、これは国のお金だからいいよってなっちゃう。恐らく振り込みも一緒ですよ。交渉するの大変だから定額でやっちゃおうってなっちゃいますよ、このままいくと。是非とも、私は強制すべきではないと思ひますが、国の税金を八百二十五億円も使うわけですよ、我々の血税を。どれだけ無駄をなくすか、その努力をしないで地方自治体に任せますよって、それで終わるようだったらこんなもの認められませんか。政務官、いかがですか。やるって答えてください、ここで。政務官、お願いします。

○大臣政務官(中村博彦君) 私たちとしては、個別に協議をさせていただいて、そしてやはり適正な事例は事例として市町村にお示しをします。そういうふうに考えています。

○藤末健三君 きちつとやってください。そしてまた、是非とも、政務官、お願いしたいのは、これを宣言してほしいんですよ。この支出が終わった後にきちんと領収書を全部チェックしますと、本当に無駄遣いがないかどうか、それを約束してください。

○大臣政務官(中村博彦君) 国民の大切な血税でございますから、終了後は厳正な検査をしてチェックをいたします。お誓いします。

○藤末健三君 是非、政務官の政治的な主導でなさっていただきたいと思ひます。

余り僕は官僚の方を悪く言うつもりはないんですけれども、本当に分かってほしいんですよ、税金です。はつきり言つてこれは。皆さんの血税を使っている、それを国が預かって地方に使つていただくんですから、はつきり言つてどれだけきちんとお金の使い方を管理するかということをお聞き言つて。是非きちんとやっていたきたいと思ひます。そして、私は、是非とも、いいかげんな積算をしたこの定額給付金の八百二十五億円、会計検査に入つていただくようお願いしたいと思ひます。

そしてまた、この定額給付金、ちよつとまた下を御覧になつてください。システム開発費という

のがございいます。システム開発費六十五億円、この内訳教えていただいてよろしいでしょうか。私がお聞きした内訳は、業者からヒアリングをしましてとか書いてございしません。それより深い内訳を教えてください。お願いします。

○政府参考人(岡崎浩巳君) システム開発経費につきましては、自治体において迅速かつ適切に給付事務を行うために住民基本台帳のシステムあるいは会計事務のシステム、外国人の登録のシステムなどなどにつきまして改修が必要だということでありまして、業者と言ひましたが、地方公共団体がどういふだんシステムのメンテナンスをしているか等も含めて、地方団体側あるいはそういう業界のシステムの専門家等の意見を聞いて私どもで総合的に判断した単価で挙げておりますが、今まさに、これもまた恐縮でございますけれども、市町村とシステム業者で今まさに相談中、契約の交渉中でございますので、具体的に幾ら組んだかということについてはお控えをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○藤末健三君 六十五億円の積算が交渉中ですよということと通つちやうことはあり得ません、はつきり言つて。絶対あり得ない、税金なんですよ、くどく申し上げますけれども。六十五億円のシステム開発費は今事業者と交渉中です、中身は分かりませんと、そんな予算要求ありますか。大臣、いかがですか、与謝野大臣、六十五億円の中身は現在交渉中で分かりませんとお答えいただきましたよ、今。そういうことを許しちゃ絶対私はいけないと思ひます。きちんとしたやつぱり指針を示し、いかに税金の無駄遣いをしないかというのが役所の方々がやるべき最低限の私は仕事だと思ひます。

そして、もう一つ、私はこの定額給付金についてお聞きしたいのは、今までの質疑の中におきまして、今本当にこの定額給付金を必要とされる、家がないホームレスの方々、あとネットカフェと言われているインターネット喫茶店に泊まられて仕事を探している、いわゆるネットカフェ難民と

のがございいます。システム開発費六十五億円、この内訳教えていただいてよろしいでしょうか。私がお聞きした内訳は、業者からヒアリングをしましてとか書いてございしません。それより深い内訳を教えてください。お願いします。

○政府参考人(岡崎浩巳君) システム開発経費につきましては、自治体において迅速かつ適切に給付事務を行うために住民基本台帳のシステムあるいは会計事務のシステム、外国人の登録のシステムなどなどにつきまして改修が必要だということでありまして、業者と言ひましたが、地方公共団体がどういふだんシステムのメンテナンスをしているか等も含めて、地方団体側あるいはそういう業界のシステムの専門家等の意見を聞いて私どもで総合的に判断した単価で挙げておりますが、今まさに、これもまた恐縮でございますけれども、市町村とシステム業者で今まさに相談中、契約の交渉中でございますので、具体的に幾ら組んだかということについてはお控えをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○藤末健三君 六十五億円の積算が交渉中ですよということと通つちやうことはあり得ません、はつきり言つて。絶対あり得ない、税金なんですよ、くどく申し上げますけれども。六十五億円のシステム開発費は今事業者と交渉中です、中身は分かりませんと、そんな予算要求ありますか。大臣、いかがですか、与謝野大臣、六十五億円の中身は現在交渉中で分かりませんとお答えいただきましたよ、今。そういうことを許しちゃ絶対私はいけないと思ひます。きちんとしたやつぱり指針を示し、いかに税金の無駄遣いをしないかというのが役所の方々がやるべき最低限の私は仕事だと思ひます。

そして、もう一つ、私はこの定額給付金についてお聞きしたいのは、今までの質疑の中におきまして、今本当にこの定額給付金を必要とされる、家がないホームレスの方々、あとネットカフェと言われているインターネット喫茶店に泊まられて仕事を探している、いわゆるネットカフェ難民と

言われる方々、こういう方々にきちんと定額給付金が、もしやる場合においては、万が一やる場合においては、そこまで行かなければ全く意味がないんじゃないかというのを申し上げて、鳩山総務大臣は頑張りますとお答えいただきました。

現状におけるホームレスの方及びネットカフェ難民の方々に対する通知や対応はどうなっているかということをお答えいただけますでしょうか、お願いします。

○政府参考人(岡崎浩巳君) 対応でございますけれども、前に大臣からも委員会で説明ございましたが、基本的には五万件以上の申請に対して対応するために仕組みを簡素化し、二重給付を防止するというところで、二月一日時点の住民基本台帳及び外国人登録原票に登録されている情報に基づいて給付を行うというふうになっているわけでございます。したがって、二月一日現在でどこかの市町村に住民登録があれば、それはその市町村から郵送等でほかで住んでいてももらえるということでございます。

それから、仮にホームレス等で住民登録がない方、基準日、日本にいましたけれども、その日の住民登録がどこの市町村にもない方が一番困るわけでございますが、これにつきましては、いろいろと検討しました結果として、住民登録を復活した時点で、それが二月一日後であっても、最初に復活した市町村において給付を受けられるというふうにしていくわけでございます。昨今のような状況ですと生活保護を受け始めたことによつて住居が定まり、給付金も後からもらえるということがあるであろうというふうに考えております。

それから、御指摘のネットカフェでありますけれども、住民登録がネットカフェでできればそこでもらえるということでございます。ただ、これは住民基本台帳上の住所というものが果たして定まるかどうかでございます。これは生活の本拠ということでございますので、客観的に居住しているかという事実、それから居住者が主観的な居住意思を持っているかというようにことを総合して判断をして、そこが住所であるというふうになればそこでもらえるということでございます。総務省として今、給付金の事務に関しては以上のような考え方について市町村に周知を図っているところでございます。

○藤末健三君 岡崎審議官にお聞きしたいんですが、今おっしゃったことは鳩山大臣が今までおっしゃったことの繰り返しなんですよ。

私がお聞きしたいのは、一月の一番早いやつでいくと十九日にホームレスの方々、そしてインターネットカフェの難民の方々に対しては支給するよう努力するということをおっしゃったわけですよ。努力はしたんですか。インターネットカフェに、例えばこの議事録を読むと、一か月以上滞在した場合には住民票を登録してもいいんじゃないですかという話をされています。ホームレスの方々にも、ホームレスシェルターにおられる方々には住民票を出そうじゃないか、シェルターに入っていない方々についてもなるべく住民票を出そうじゃないかということをおっしゃっているわけですよ、一か月前。どれだけの進展があったか教えてください。

○政府参考人(岡崎浩巳君) そうした方々も含めて住民登録をできるだけ正しくしていただくように通知を出したり、会議等で地方団体に周知をしたりする努力をいたしておるということでございます。

○藤末健三君 岡崎さんにお聞きしたいんですが、この積算の中に市町村関係費の中に広告経費とありますね、三十一億円。この中にインターネットカフェに対するPR、伝達や、ホームレスシェルターに対しての情報の伝達、そしてホームレスの方々に対するこういう国会で決まったような事項、我々が決めてきたような事項、それを伝達するためのコストは入っているんですか、入っていないんですか、教えてください。

○政府参考人(岡崎浩巳君) この積算上、そこま

ういう方が多い市町村もあれば少ない市町村もある。外国人が多いところもあれば少ないところもある。いろいろと実態がありますので、広報の身については市町村が実態においてこの予算の中で行っていただきたいというふうに考えているところでございます。

○藤末健三君 市町村に対して、ホームレスやネットカフェ難民の方々に連絡してくれというようなことはやったんですか、総務省さん、今までの。

○政府参考人(岡崎浩巳君) 現時点では、先ほどのような仕組みで給付ができますと、そういう方々に対して、ということを知りたしてあります。

なお、一部市町村等につきましては、先ほどの広報費の中でございますけれども、そういう方を主たる対象にしたチラシを作ると、そしてネットカフェに置く、あるいはそういうホームレスの方々に配って回るといようなことを考えているところもございまして、そうした事例等を今後いろんな市町村、全市町村にも周知をいたしてまいりたいと思っております。

○藤末健三君 きちんとやってください。少なくとも今の時点で全く何も動いていないはずですよ、一か月前もたちながら。一か月前もほったらかしという状況ですね。全部地方自治体に丸投げ。

何をやってばり私は今回のこの定額給付金で思うかと申しますと、まずは経済効果云々の話があつて、本当に二兆円ものお金を、経済効果がどこまであるのかと。ほかの自動車なんかの補助金や住宅なんかの補助金に使った方がよほど経済効果があるんじゃないかというふうに思つたわけですから、実際の細かい分析をしようと思つても、その分析の土台は明確ではなかったのが一つ。

そしてもう一つあるのは、八百二十五億円ものお金、血税ですよ。血税を使うのにこの程度の積算しか出ていないわけですよ。六十五億円のコン

ピューター開発費、今から我々は事業者と打合せしますから積算はありません。発送費、振り込み手数料、全部定価です、計算は。税金の使う額を少なくしようという努力は全くなされてないような状況。

そして、また一枚目に戻っていただきますと、一枚目の国関係経費というのがございます。その真ん中に事務機器経費というのがあつたんですね。この横に額は小さいですが約四百二十万の事務機器経費というのがあつた。

中身を見ますと、机が例えば一台七万二千六百九十円。七万三千円と、机一つ。そして、いす一つ、一脚四万二千四百八十五円。私、ここに、手元に家具の資料がありますけれども、この七万三千円の机、こんな机ですよ、両方に棚が付いているような。あと、皆様、四万三千円のいす、もう豪華な背もたれ付きで、背中は網、下手すると何かどこかの有名なデザイナーがデザインをしたようないすです。そういういいかげんな単価で計算しているわけですよ。本当に買われるかどうか、僕は見に行きますからね、後でこれ。いや本当に。四万三千円のどんな豪華ないすに人が座っているか見たいですよ、正直言つて、事務の方々が。

こういういいかげんなことをやって、それを政府の方々、財務大臣も責任者ですよ、これは、財務大臣としての。こんないいかげんな積算で八百二十五億円ものお金を地方にばらまき、そしてその使うお金の無駄遣いをなくすという努力をほとんどしないとおっしゃった、今日。今日、いや、中村政務官がやるとおっしゃっていたこと本当にうれしい、僕は、是非政治の力でやってください。それをお願いして、この定額給付金の使いぶりについては質問を終わらせていただきます。

次に私が御質問申し上げたいと思ひますのは、今、中小企業等は非常にきつい状況になつています。さきの追加補正予算でも信用保証協会、中小企業が金を銀行から借りられるときに政府が保証

するという制度、枠を拡大させていただきましただけども、その中で今問題になっていいますのは、信用保証協会が中小企業がお金の信用保証を受け、そしてやっぱり経営危機に陥られる。経営危機に陥ったときに、その債権のカットなどをやらなきゃいけないんですね、当然のことながら。お金を返せなくなりますから。信用保証協会がこの債権が移動した場合、求償権、債権を要求する権利が保証している信用保証協会に移ります。その信用保証協会に債権を請求する権利が移ったときに、債権放棄をするときに、現状におきましては地方議会の承認が必要となっております。ですから、いろんな中小企業が経営危機に陥り、そして保証協会に債権が移動し、保証協会が債権を処理してくださいます、そうしなきゃ再建手続ができませんから。というときに議会の手続が、承認が必要となります。進んだ地方自治体におきましては、条例でその議会の決議、議会の手続は要りませんよということをして自治体が今数件できています状況でございます。私は、今のこの中小企業の経営状況を考えたとき、至急、このような条例で信用保証協会が債権放棄するときに議会の決議は要らないよというふうに進めたいと思いますが、その点につきまして、中小企業庁ですか、答えていただいてよろしいですか。

○政府参考人(横尾英博君) お答え申し上げます。今議員御指摘のとおり、多くの信用保証協会におきまして、その求償権の放棄をするに当たりまして、協会と損失補償の契約を結んでいる地方公共団体の議会の議決が必要となっております。中小企業の事業再生に機動性が必要とされる中で個別に議会の議決を求めるというのは事業再生の時宜を失するおそれがあるというふうに私も考えております。

このため、昨年から、各地方公共団体に對しまして、その地方公共団体の長の承認で放棄ができるような、そういう損失補償の条例のひな形をお

送りをいたしました。また、各都道府県知事あてに協力依頼の発出をして条例の策定を働きかけております。これまで四都県において条例が策定されております。さらに、四県において年度内の条例策定を目指すなど、多くの道府県で条例策定に向けた取組がなされているというふうに承知しております。

議員御指摘も踏まえまして、引き続き地方公共団体に對して理解と協力を求めてまいりたいというふうに考えております。

○藤末健三君 是非、中小企業庁にも頑張ってくださいと思いますし、是非とも、中村政務官にまたお願いでございますが、総務省も関係します。で、総務省からも是非一緒に連携して、地方自治体の信用保証協会が活動がもっと柔軟にできるようにしていただきたいと思います。これはお願いだけで終わらせていただきます。

○大臣政務官(中村博彦君) はい、分かりました。

○藤末健三君 ありがとうございます。続きまして、中小企業と申しますか、いろんなベンチャー企業、この不況下においても新しい事業を起して戦っておられるベンチャー企業は数多くあります。ただ、今どういう問題があるかと申しますと、J-SOXという会計の開示義務やいろんな処理の義務が生じています。あのアメリカのSOX法に倣って日本版SOX法、J-SOXというのがございます。

この仕組みがどうなっているかと申しますと、ほぼアメリカと同じような仕組みになっている。しかし、なぜかアメリカと違う部分もございします。例えば、アメリカはダイレクトレポートイングという方式がございまして、これは何かというと、監査法人が経営者の評価と関係なく直接報告ということ、アメリカはそういう仕組みを持っていますが、日本はそういう仕組みを持っていません。

どういうことかと申しますと、我が国は監査法人が見なければレポートイングはできない。アメ

リカは経営者がレポートイングができます、株主に對して。そして同時に会計監査人がレポートイングできるということがございまして、何が今、日本で起きているかと申しますと、我が国においては企業経営陣が監査法人のマニユアルに従わざるを得ないような状況。ですから、監査法人がこうしろこうしろと言うことに従わなければレポートイングができないような状況になっておりまして、今このJ-SOX、内部統制の手続が非常に厳しくなっておりますので、大きな負担を小規模な企業に掛けているという状況です。

私の知り合いの会社は、例えば大体売上げが二十億円ぐらいの会社があります。そして、今マザーズに上場していると。この会社が内部統制、会計検査やコンサルティングに払っているお金は何と年間二千万円、売上げの一分を払っているという状況。本当にもう利益がほとんど上がらない中に売上げの一分近い負担が生じているというのが今の現状になっております。

アメリカにおきましては二〇〇四年から中小規模の企業、この中小の規模の企業というのは大抵時価総額が七千五百万ドル未満の上場企業というところでございまして、それにつきましてはこのSOX法の適用を停止しているというところを行っております。是非とも我が国もこの中小企業に配慮したJ-SOXの適用緩和をやつていただきたいと思います。いかがでしょうか。お願いします。

○政府参考人(内藤純一君) お答えいたします。今委員がお尋ねの内部統制報告制度についてでございます。

昨年四月から上場企業を対象に導入されましたこの内部統制報告制度でございますが、企業等に過度のコスト負担を掛けることなく、効率性と有効性のバランスを取りながら内部統制を整備するということを目指しているものでございます。しかしながら、内部統制報告制度の実施に向けた実務の現場におきましては、一部に確かに誤解に基づいた過度に保守的な対応や準備の遅れ等がある

と聞いております。委員御指摘のような諸問題もあるというふうにも聞いております。

このため、これまで内部統制報告制度に関する十一の誤解というものを公表いたしました。改めて制度の意図に関する説明をするともに、内部統制の基準等の内容の一層の明確化を図る観点から、QアンドAの公表や日本経団連等と共同での相談・照会窓口の設置などを行ってきたところでございます。こうした仕組みを通じて、特に中小企業につきましては大企業と同様の内部統制の仕組みというのは必要ではないと、企業の規模など中小企業の実態を踏まえた簡素な仕組みが容認されていることなどをこの中で明らかにしているところでございます。

また、三月決算会社の期末を控えまして、関係省庁とも連携をいたしまして、中小企業に對する目下の問題に係るアンケートの実施を行っております。また、中小企業を対象とする相談窓口の設置などを新たに行っているところでございまして、諸問題について、その受付、そしてまたそれに対するお答えをしているというふうな形で進めているところでございます。

金融庁といたしましては、制度の円滑な実施の観点から、制度の適切な運用に努めるとともに、制度の趣旨を超えた過度の対応により実務が萎縮することのないよう、引き続き真摯に対応してまいりたいと考えております。

○藤末健三君 是非とも、その十一の誤解と言われるものを徹底していただきたいと思うんですが、ですから、金融庁の方は、中小企業に對しては大企業と違う会計基準などを適用していいですよとおっしゃっていますけれども、会計監査のところまで落ちてくるかどうか、それをもう一回徹底することをお願いしたいということがあります。

それと、あと二つお願いしたいことがございまして、まず一つは、是非とも、監査に任せるのではなく、是非とも議論として大企業と異なる基準や実務指針を金融庁が率先して検討する、指針

を、方向性だけですよ、ということをやまず一つお願いしたいし、もう一つお願いしたいのは、株式の監査の評価の中で重要な欠陥という項目があるんですね、重要な欠陥。

先ほどおっしゃっていた十一の誤解というパンフレットを見ますと、重要な欠陥とは、今後改善を要する重大な課題ということにされていますけれども、今どういうふうになっているかというところ、会計監査会社が重要な欠陥と出ただけで株はほとんど動きは止まります。上場条件を満たすことができなくなり、そして退場すると、市場からという事例がございまして、重要な欠陥というものがあくまでも今後改善を要する重要な課題にすぎないということをもっと明確にしてほしいと思います。

過去の事例を挙げるという点があります。重要な欠陥ということを会計監査会社から言われたがゆえに資金繰りがうまくいかず倒産近くまで追い込まれた例もある。そういうものを見たときに、是非ともこの重要な欠陥というものは今後改善を要する課題があるにすぎないということを明確にしたいと思うんですが、この二つ、金融庁さん、いかがでしょうか。

○政府参考人(内藤純一君) まず、第一点の問題につきましては、今後この制度というのはこの三月期決算の会社から適用が始まるわけでございまして、この実務、制度の定着等を見ながら、問題等があれば柔軟に対応していくという形で心掛けてまいりたいと考えております。

それから、重要な欠陥の問題でございしますが、内部統制報告制度におきます重要な欠陥、委員御指摘のとおり、これは財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い内部統制の不備をいうということとございまして、重要な欠陥がある場合に内部統制報告書にその内容等を記載するということになつております。ただ、この重要な欠陥という意味が誤解をされて過剰反応を招いているのではないかと御指摘がございします。

そこで、重要な欠陥は、内部統制に今後改善を

要する重要な課題があることを開示するという点に意義があるということと内部統制報告制度の追加のQアンドAで示しております。そしてまた、内部統制に重要な欠陥が仮にあったとしても、それだけで例えば上場廃止になるとか金融商品取引法の違反になるとか、そういうことではないんだということも私もホームページあるいは説明会等で周知を図らせていただいているところでございます。

(委員長退席、理事大塚耕平君着席)
いずれにいたしまして、この三月決算の期末を控えまして、関係者とも連携をし、重要な欠陥の意義、そしてまた誤解がないように、実務が萎縮することのないよう、引き続き適切に対応してきたいというふうに考えております。

○藤末健三君 是非、局長にお願いがありますのは、私、去年、本場に有り難いと思いましたが、金融庁に中小企業の経営者のところに行つて直接話を聞いていただきたいということを申し上げたら、去年やつていただいたわけですよ。

またお願いがありますのは、本場にマザーズとかに上場している企業のところに行つてくださいます。どれだけの目に遭っているか、どれだけ苦しんでいるか。彼らが多分この不況期に頑張つてもらわなければ、景気が回復したときの次の会社の芽が出ませんですよ。今、種々のまま凍え死んでしまふ。是非金融庁から、そういうところに対してちゃんと見てくれるんだというメッセージを発信していただきたいと思ひます。

続きまして、銀行等の株式等の保有制限等に関する法律の一部を改正する法律案について、柳澤先生にちよつと御質問をさせていただきたいと思ひます。
柳澤先生におかれましては、やはり金融の専門家とされて本場に今のこの経営危機に対していろいろな御配慮をいただけて活動されているということと、本場に敬意を表させていただきたいと思ひます。

しかし、今回の法律につきまして私は二つのこ

とを御提案というか、申し上げたいと思ひます。

一つは、この株式等買取り機構、今銀行が保有している株式を買取するというところでございしますが、今の株式市場の状況を見た場合、私は、例えば、固有の銘柄はまずいかもしれませんけれども、例えばインデックス銘柄、インデックス銘柄というところと分かつていくところがございますが、例えば、全体の株式の価格を反映しているようなものや、あとは特殊な商品といったもので特定の銘柄を指定しないものについて株式買取り機構が買取りをするということは私は考えるべきだと思います。柳澤先生、いかがでございしますか。

○衆議院議員(柳澤伯夫君) 私の立場はこの今回出しました改正案につきまして御説明をさせていただきます。基本的には改正してない問題については藤末先生と同じ立場なんです、一議員でありますので。したがって、私がこの問題について何か言うとする個人の考え方ということになるわけですが、それが果たしてどうした場で答弁席から申し上げることが適切かどうかということにささか逡巡を感じること第でございします。

ただ言えることは、私も、この改正案の立案までの間にどういふ議論をしたかということでございますが、今委員が御示唆されたようなことも、非常に早いところでございしますが、全く白紙で議論を始めたものではございません。全く白紙でございしますけれども、やはりそこまでの議論があることについては余りにもこの法律と距離があるということと、取りあえずはとにかくこの法律を改正することが先決で、これを動かしたいということからこうした改正案に至っているということでございます。

したがって、また委員などいろいろな考え方を交換しながら今後また勉強をしたいなという気持ちでございします。

○藤末健三君 私は、株価の対策というのは景気対策の肝だと思つております。

どういふことかと申しますと、日経平均が千円上がると、市場で増える信用保証力、三十兆円なんでしょう。ですから、我々が一生懸命いろいろなことをやるよりも株価を千円上げれば三十兆円のお金が出るようになります。それだけのインパクトがあるわけです。

そして、今株価がいろんな落ち方をしていますけれども、細かいデータを見ると、個人投資家は買い越しているんですね、実はこの十月ぐらいから。何が落ちるかという、外国人投資家がどんどんどん月大体一兆円ぐらいな売り越しをしている。ですから、本場に、何を申し上げたいかという、一兆円なんですよ、売り越し、実は。

ですから、数兆円の動きで株価は決まっています。ということでございします。本場に政府の意思をやつぱり示し、今、金融資産千五百兆円眠っていると申します、日本の国内に、その一部でも回るといふことができれば、また株価が上がれば、大事なこと銀行の貸出資力が出ることなんですね。

例えば、これはちよつと新聞の記事でございしますから正確なデータではないと思ひますが、今、メガバンクでも一番いいところでも七千五百円以下になると含み損が出ると、日経平均が七千五百円以下になると含み損が出ると言われています。そして、他のメガバンクでも九千円や九千五百円以下に日経平均がなつてしまふと含み損が出るといふこととございします。やはりある程度の基準まで株価を上げ、そして銀行の信用保証力を上げることで、そしてまた企業自体の直接金融からの資金を潤沢にするということは是非引き続き検討していく、我々は検討していく余地があると思ひます。

そしてもう一つ、株価とともに大事なことが、私は、社債とコーポレートバレー、C Pの問題があると思ひます。私が調べた範囲でも、来年度償還がある社債、七兆円です。そして今、C P、コーポレートバレーと社債の全体の市場規模と

いうのが大体七十兆円ぐらいでございますけれども、そのうち約二十兆円分ぐらいが来年度借換えできないんじゃないかと言われているという状況でございまして、是非ともこの社債の問題につきましても、どういう手段を使うかというのはいけません、きちんと議論をしていかなきゃいけないと思っておりますが、特に社債の議論について柳澤先生はいかに考えてでしょうか。お願いします。

○衆議院議員(柳澤伯夫君) これについても私がここで申し上げるのが適切かどうかというのは極めて私は疑問に思うわけでございますけれども、今委員がおっしゃられたようなことについても私どもはいろいろと考えておりますし、また、政府におかれまして政投銀に特別の危機対応業務のための枠というものを用意しましてそうした問題に、コマースシャルペーパーにはコマースシャルペーパー、それから社債については社債ということで資金枠が用意されているというふうに承知をいたしております。

今後とも、勉強することについては私ども努力を惜しまないつもりでございます。

○藤末健三君 ここで本当に株価の問題、そして社債、コマースシャルペーパーのやつぱり今後あるであろう問題について意識が共有できたことは非常に有り難いと思います。

私が次に御質問したいのは、日本銀行が株式市場から直接株式を購入することについてお話ししたいと思います。

今、金融機関の機能、システム安定化のために銀行からの買取りということを議論させていただいておられますけれども、私がお聞きしたいのは、財務省、特に金融庁、日銀法を所管している省庁にお聞きしたいんですが、日銀が株式市場から直接株式を購入することが法的にできるかできないかということを教えていただけますでしょうか。これ、与謝野大臣にお聞きしてよろしいですか。——じゃ、どうぞお願いします。

○政府参考人(佐々木豊成君) 私の方から法的な

枠組みだけ申し上げます。

日銀法第四十三条第一項の規定におきまして、この法律の規定により日本銀行の業務とされた業務以外の業務を行ってはならないとされておりますけれども、同項のただし書におきまして、この法律に規定する日本銀行の目的達成上必要がある場合において、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けたときはこの限りではないというふうになっております。

(理事大塚耕平君退席、委員長着席)

したがいます、日本銀行が株式を市場から直接買い入れることにつきましては、法律上は、日本銀行法第一条の目的達成上必要がある場合において日本銀行が認可申請を行い、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けたときは可能であるというふうになっております。

○藤末健三君 ということは、一条に基づき、目的に基づき、そして四十三条のただし書ですよね、たしか。四十三条のただし書に基づき、日銀が財務大臣、金融担当大臣に申請をしたときには、それが許可されれば日銀は株式市場から直接株を購入できるということですね。

○政府参考人(佐々木豊成君) 先ほど申し上げましたように、第一条の目的達成上必要があるという条件とその認可申請があつて、これは日銀の御判断で認可申請があつて、かつ、いろいろ判断をして認可を受けたときは可能であるという条件付でございます。

○藤末健三君 日銀さんにお聞きしたいんですが、先ほどありましたように、一条に基づくこと、日銀法の目的に基づくということでございますけれども、これは私の解釈でございしますが、今先ほどお話ししましたように、株価が落ちることにより銀行の含み損ができる、そして銀行の金融システムの安定化が損なわれるということが今起きそうになっているという状況ではないですか。——が、これは日銀さんの、やるかどうかではないですよ、やるかどうかではなく、日

銀が金融システムの安定化という短期的な視野だけではなく、先ほど申し上げましたように、もつと長期的に、株価が上がることによって銀行の含み損がなくなり金融が安定するところまでを視野に入れた株価対策のための市場からの株式の買取りという政策を検討すべきじゃないかと考えますが、いかがでございましょうか。

○参考人(中曽宏君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、先般、日本銀行は金融機関からの株式買入れを再開いたしました。これは四十三条、日本銀行法四十三条の認可を受けて実施しているものでございます。これは、御指摘のとおり、金融機関の株式買入れは金融機関による株式保有リスクの削減努力を支援することになるであろうと、これを通じて金融システムの安定確保を図るものでございます。

そこで、御質問の株価対策として日本銀行が株を買入れるかどうかということでございますけれども、まず株価でございますが、これは内外の多数の市場参加者による企業業績の見通しに基づいて形成されるものでございます。したがって、市場から株式を買取る対策につきましては、現在のようには大変グローバル化した市場の下での効果がどうなのかとか、あるいは市場取引をゆがめる可能性がないかと、そういった点などの検討が必要ではないかというふうに考えてございます。株価の回復のためには、私ども、先行きの経済、企業業績に関する市場参加者の見方が改善することが不可欠の前提というふうに考えてございます。

日本銀行は、我が国経済が物価安定の下で持続的経済成長に復帰していくため、昨年以降、政策金利の引下げに加えまして、金融市場の安定確保、企業金融の円滑化に向けた様々な措置に取り組みできてございます。こうした措置が効果を発揮し、経済や企業業績の改善につながっていくわけでございまして、これが株価にも好影響を及ぼすものというふうに私どもは考えてございます。

○藤末健三君 僕は日銀さんに聞いていただきたいんですが新しいツールを持っていたらどうかと質問したわけであつて、ここで否定することは全く意味ないですよ、はつきり言つて。検討しますとだけ答えていただきたかったです。

そしてもう一つあるのは、市場価格はいろんな参加者によつて決まるというのはおっしゃるとおり。ただ、日本銀行という中央銀行が参加することが非常に大きなインパクトがあるということは申し上げておきたいと思ひます。

○委員長(円より子君) 時間が過ぎておりますので、おまとめください。

○藤末健三君 最後でございますので、私は、この定額給付金、冒頭に申し上げましたように、まず一つはその経済効果、疑問であるということ。是非、与謝野大臣には経済の統計、予測、国家の基盤でございまして、きちんとしつかりしてほしいと思ひます。

そしてもう一つは、定額給付金の執行、八百二十五億円、いかにげんな積算でやろうとしている。是非とも、中村政務官におかれましては、無駄遣いが徹底的にないように使つたものは全部領収書を集めてチェックするということをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○大門実紀史君 大門でございます。

午前中、日本振興銀行が商工ローンと変わらぬ取立てをやつていふことを指摘しましたし、SFCGの破綻とも一連託生ではないかという疑惑を申し上げましたけれども、こういう問題に対して政治家がどうかかわるかという点で、今日は武士の情けということござらつと取り上げておくだけにしておきたいと思ひますが、ちよつと注意喚起したいという意味で政治家のかかわり方、取り上げたいと思ひます。

ちよつと大臣、与謝野さんはもう政治家としての大先輩ですから、一般論で結構なんですけれども、私、ちよつと去年ですか、マルチ商法で、残

念ながら野党の議員の方でしたけれども、国会でマルチ業界のために質問を度々されている方のことを指摘いたしました。後から、業界から献金を受け取っているということが判明して今度の選挙にはお出にならないという残念な結果になったわけですけれども、その場合は受託取賄罪まで問われる以前に社会的、道義的責任を取られたと。党内でもいろいろあつたんだというふうに思います。とにかく、業界から、あるいは企業から献金を受けて国会で質問をするというのはもう過去にもありましたとおり受託取賄に問われるというのはもう明らか、そういう時代でございます。

もう一つは、ある企業の役員をやっている国会議員がその企業のビジネスモデル、あるいはその企業がやっているマーケットですね、それをそのために国会で質問をするというのは、考えてみれば、オリックスの宮内さんが規制改革会議でいろいろ発言をされてあのかんぼの問題で大問題になりましたけれども、ましてや国会議員が会社の役員をやっている、自分の企業あるいはその産業といえますかマーケットのために質問を繰り返すというのは、ある意味じゃ、もう私は大変危ないことじゃないかなと、献金をもらって質問する以上に、ストレートに問題があるんじゃないかなというふうに思います。一般論で結構なんです、政治家としての与謝野さんのお考えを聞きたいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) 国会議員が閣僚等のポストに就いていないときに企業の役員をやっているというところは、これは許されることだと思ひますが、立場を利用して国会で質問をする、しかも自分の企業のために質問をするということがあるとすれば、それはやっぱり企業の規定に関して責任を問われかねないことであると思ひますし、それ以前に、やはり政治家としての廉潔性を保持するために、自分の企業にかかわるようなことについて質問をするということは厳に差し控えるべきだと私は思っております。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

実は、取り上げました日本振興銀行ですね、この社外取締役議長、その日本振興銀行設立にも、木村剛さんと一緒に加わられた自民党の衆議院議員がおられます。平井明さんという方で、これも、まだ若い方なので、一年生議員なので、これ指導してほしいという立場で、余り名前には言いたくなかったんですけれども、申し上げますけれども、国会質問を度々なさっております。

大体、議事録全部ありますけれども、二つに分かれてまして、一つはミドルバンクのビジネスチャンスを増やせといいますが、ミドルって何かといいますが、要するにサラ金があつて商工ローンがあつて銀行があると、その間の金利ですね、ミドル金利と、そういう意味のその部分のマーケットを育成しろということを度々質問をされております。まさに日本振興銀行のビジネスモデルでございます。

もう一つは、私自身大変債りを感じておりますけれども、これは貸金業法改正に絡んで、この方は元々反対をされてきたみたいですが、貸金業法の改正、グレーゾーン廃止が間違ひだったと、与謝野さんと一緒に議論したあれが間違ひだったということで、少なくとも事業ローン、商工ローンについては見直すべきだということを論陣を張って国会でも質問されておられます。

振興銀行は大体上限一五%ぐらいの利息を取っておりますけれども、これはグレーゾーン廃止ということを見てやっているとありますが、できればもうちょつと取りたいというふうなこともあるわけですね。私は非常に危ないところで質問を繰り返されているなというふうに思ひます。本当に、まだ四十一歳で若い方でございますし、国会議員になつたばかりかな、だから余り国会議員の節度というか、まだよくお分りになっていないのかも分かりません。そういう点で、自民党の中でよく指導もされた方がいいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 日本振興銀行、個別の

銀行のビジネスモデルについて、その是非を私ここで表明するわけにはまいりませんけれども、いろいろな誤解を生ずるような発言というのは国会議員は慎まなければならないというのは先生の御指摘のとおりだと私は思っております。

○大門実紀史君 まあ今日のところは親切で申し上げているというふうにと取られて、よくよくその辺をお酌み取りいただきたいというふうに思ひます。これ以上ちょつといろいろ続くと思うレベルで取り上げなきゃいけないし、調査もしなきゃいけないということ、御本人にも伝わると思ひますが、思ひます。

委員長にお願いをしたいんですが、午前中、SFCG、日本振興銀行のかかわりを質問してまいりました。是非、このSFCG破綻問題の集中審議をこの委員会でお願ひしたいということ、参考人としてSFCGの前代表取締役であります大島さん、そして今、度々申し上げてきました日本振興銀行の代表であります木村剛さんを参考人としてお呼びいただきたいと思ひますが、御検討いただきたいと思ひます。

○委員長(円より子君) ただいま大門君申出の件につきましては、後刻理事会において協議いたします。

○大門実紀史君 それでは、次のテーマの株価対策について質問いたします。

二十四日にTOPIXが一時バブル後最安値と。今日も大変な安値になっておりますけれども、とにかく日経平均、二十六年ぶりぐらいの安値でずっと今ごろついているところでございます。

それもあるてしようか、与謝野大臣は、今回、株買取りの法案が審議されておりますけれども、さらに、公的資金で市場から株等々を買ひ上げる案などを与党に、自民党に検討してほしいという要請をされたということが、新聞報道ですけれども、されております。その辺、そういう要請されているんでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 株価対策というのは言

葉で言うのは実に簡単なんですが、思ひますけれども、株価というのはやはり経済や企業業績を反映したものであつて、それに人工的に手を加えていかという基本的な問題があります。それからもう一方では、やはり株価が急落することによって起るいろいろな経済的な現象、こういうものを未然に防ぐ社会的な価値があるかどうかという判断がもう一方であると私は思っております。

株価が急落をいたしますと、金融機関及び生保等の経営に重大な影響を与えますし、一般の大小すべての企業に対する経営を何らかの形で圧迫をする、またそのことによって雇用が不安定になるという全体がつながっている問題でございます。

したがひまして、株価をどう支えるかというのは、一般的な経済の原則のほかに、日本の経済が一体今どういう状況にあるかということに対する深い情勢判断、洞察の下で行うべきことであると思ひます。ただし、これもふだんからきちんと緊急時にはどう対応することが可能かという、そのことはやはり検討をしておかなければならないと思つておりました。先般、柳澤議員にお目にかかつて、政府の方ではなかなかできないので与党の方でそういうことも図上演習として御検討いただきたいということをお願いしたところでございます。

○大門実紀史君 大臣が前段に言われたことは非常に私は重要だと思ひますけれども、

確かに株が下落するといろんな影響が出て、いろんな事態が起きていますよね、雇用にも影響するというのはそれとおりでございます。私は何もやらなくていいとかという意味で言っているんじゃないんですが、株を公的資金で支えようとかいうことは、本当に気を付けなかつたらとよく飛びはねた議論がすぐ出るんですけれども、よく考えなきゃならないんじゃないかなと思っております。

小手先でいろいろやつても、結局元に戻つてしまふと。それは、やっぱり株というのは実体経済

の反映、鏡でございますから、何かやらなきゃといつて焦っちゃって、もう一喜一憂して、今日下がった、何かやらなきゃと、もう右往左往してしまふのは気持ちとしては分からなくありませんが、政治こそんと構えて、本来の対策を打たないといつてもたつても逆に政治が翻弄されるということにもなりかねないんじゃないかなというふうに思っています。

特に、この間株価の、私もこの間ずっと見てるんですけども、動きをですね。ついこの間までは、大体海外投資家が引いているわけですね。これ大体、日本株というのはまだ利益が出ていたから、日本株を売って利益を確定するため、日本株を稼ぐために売っていた。ところが、この前のGDPの発表以来、今度は日本経済がもうひどいと、ストリートに日本株売りがやられている。

こういうふうに見ますと、結局やっぱり一番大事な、一番今、回落しているのは、昨日はアメリカのAIGの影響ありますけれども、全体で株価が下落しているのは、どうしても実体経済、日本のGDP、これが落ちたせいだと思うわけですね。そうすると、まずそれを引き上げると、あるいはそれが引き上がるであろうと人々が思っている政策を打ち出すことが一番大事で、余り右往左往して小手先の何やったらいいかということではないんじゃないかと思えますけれども、もう一言、いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 人間も耐えかねる激痛に対して、一時的な鎮痛ということは必要な場合はあるわけです。しかし、薬物による鎮痛に依存するというのは、決して健康を取り戻すゆえんではない。経済ももちろん同じことでして、耐え難い激痛に対しては政策的な配慮は必要だとしても、やはり本来の健全な経済を取り戻す、このことを忘れていろいろな対策を講ずるというのは、私は正しくないと思っております。

○大門実紀史君 もうそういうお考えでしたらちよつと慌てないで、また何か、せつかくこの株

買取り、せつかくといいますが、株買取り法案を審議しているのに、これでは足りないから次のもつと拡充したものをなんという議論にならないようにしていただきたいなと思うわけですね。実際は私、柳澤議員もそういうふうに通じているんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(柳澤伯夫君) 先ほど来申し上げているとおり、私の立場は、御提案させていただいているこの銀行保有株の取得機構法案、これの御説明要員ということでございますので、その他のことについて私が何か申し上げるというのは本来はばかられるべきだと思います。

ただ、先ほど大臣からも私の名前に言及されるということがございましたので申し上げますが、本日に株式市場対策というふうなもので株価をどうこうするという点については、よっぽどの検討を経なければならぬことであるというふうに通じておることは、大臣の仰せのとおりと思っております。

○大門実紀史君 何かそうすると大臣も柳澤議員も、何か余りやりたくないというのか、やつてもどうかなとか、渋々、仕方がないから検討しているみたいなんですね。そんな感じが感ぜられるんですけども、だったらもう検討しない方がいいんじゃないですか、やめちやった方がいいんじゃないですか。何でもそんな、そう思いながら次の対策を何か検討しなきゃという話になるんじゃないでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 私、図上演習という言葉を使つたんですけれども、やつぱり図上であつても、どんな問題が起きててもその場合にはこういうふうに対処する方法があるとか、あるいは対処する方法はないとか、そういうことをやつぱりきちんと検討しておく必要がある、また検討しておることが国民に対する誠意だろうと私は思っております。これは、やりたいとかやりたくないとか、腰が引けているとかということではなくて、やはりあらゆる事態に対応できる、やつぱり少な

くとも頭の上ではきちんと物を考えるということはやつておかないと、怠惰のそしりは免れないと思っております。

○大門実紀史君 私、もうこの場では余り細かい議論入りたくないんですけども、ちよつとそもそも論としてお聞きしたいんですけど、公的セクターが株式市場、CPでも社債でもいいんですけども、そこに介入するということそのものが、市場経済の中においてはそのものが自己矛盾を起すわけですよ。

もう今日の日経新聞一面読んでいても、何を愚かなことを言っているのかと思つたんですけどね。まあさつきもありましたけど、何か社債、CP、借換えていくと二十兆円ぐらいの穴埋めをしなければいけないと、だから政府が今言っている規模だと金額が少ないと、こんなことを言っているわけですね。

じゃ、まあ何でもいいんです、株でもCPでも社債でもいいんですけども、仮に十兆円つぎ込んで効果なかった、二十兆円つぎ込んだら効果が出た、支えられた、引き上げられた。この瞬間に市場経済のメカニズムといいますか、機能を公的セクターが崩しちゃつたわけですよ。ということですね。仮にしばらく行つてまた下がったときにどう思うかという、また公的セクターがやつてくれるだろうと。こんなことを思うのは市場経済とは言えないわけですよ。だから、この間、アメリカも対策打つて、織り込み済みで株が一時的に下がつてまた下がると、こんなことばかり繰り返しているわけですよ。日本だつてそんなわけですよ。

今、大臣が言われたように、いざというときのために用意しておくんだと、これではマーケットが納得しないと日経新聞は言っているわけですね。実際に幾ら入れたかだと。こんなことにどんどん巻き込まれていつたら市場経済じゃなくなるし、資本主義じゃなくなつてしまつと。まあ私が言うのも変ですけど、何かおかしい話になつてくるんじゃないかなと思うわけでございますよ。

ね。だから、もうそのそもその、この日経新聞も言っているんですよ。こういう言い方はよくあるんですよ、市場の機能を壊さない程度に、機能を壊さない程度に介入すべきだと。こういう議論があるんですけど、効果が出たときは機能を壊しちゃつていくわけですよ、市場の機能を、メカニズムを。これは非常に大事な議論を私していると思うんですけども。これが基本にあるから、私は慌ててばたばたと手を打つようなことをしないで、もつと実体経済そのものをどうしたら、人々が、上がつていくと、良くなつていくと思うような対策を重視すべきだというふうに思うわけでございます。

柳澤さんとはもうこれで多分質疑できないと思いますので、最後にお聞きしたいのは、まさか社債やCPやそんなものをどんどん政府が機構をつくつて買つていくと、ましてや、J-REITとかETFとかいろんな話が出ていますが、そんな方向はないと思えますけれども、いかがでしょうか。

○衆議院議員(柳澤伯夫君) まずは何か私の答弁範囲を超えた大変高度な御質問でありまして、私がお答えする立場にはないと思うんですけども。

しかし、今、委員の仰せの箇所でございます、日本では銀行が大変いまだに多額の株式を持っていてとか、あるいは株式で申せば、この日本における株式取引の中で、あるいは保有高の中で外国人の投資家の占める割合というのが非常に高いとかという特殊な事情もあるわけでございます、私どもとしては、とにかく万般常に勉強していかないとこのような非常に難しい局面に的確に対応するということがかなわないというおそれもあるんで、勉強は怠らないでまいりたいと、このように考えております。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

○委員長(円より子君) しばらくお待ちください

い。総理が御着席になられましたら始めますので。

これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大塚耕平君 民主党の大塚耕平でございます。

今日は、平成二十年度の第二次補正予算の関連法案の締めくくり総括を迎えられましたことは、私ども、この委員会の委員としても、取りあえず一区切りだなというふうに思っております。

今日は野党の筆頭理事の立場から、総理ほか関係各位に御質問をさせていただきますと思います。

まず、質問に入らせていただく前に、総理に一言お言葉をいただきたいんですが、過日、中川前財務大臣がお辞めになることになりました。大変、私どもも日本国民でございまして、国民としてざんきに堪えない思いでございしますが、お辞めになった当日の国会につきましては、職権で立つておりました衆議院の予算委員会を御欠席になり、そして、当参議院財政金融委員会は正常な形で与野党合意の下で委員会が立つていたわけでございしますが、残念ながら御出席にならずに委員会を開くことができませんでした。

先日、官房長官から委員会に対してはお言葉をちょうだいしたわけでありまして、改めて、任命権者として総理に、委員長及び当委員会に対してお言葉をちょうだいしたいと思っております。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 今御指摘のありました点につきましては、過日、官房長官をしてその説明をさせていただいたと存じますが、言葉がまたずれているとかいうことになるかと思いますが、基本的にはそれが答弁ということになると思います。基本的にはそれが答弁ということになると思います。

でも、大変残念に思っております。私どももいたしまして、御本人の健康、いろんなこともあったと思っております。御説明は御本人もいろいろしておられたけれども、私どもとして、今先生が言われた

と同じように、残念ながら、何というんですか、画像を通じて世界に配信されるというような結果になりましたことは、我々としては大変残念に思っております。同時に、いろんな意味で、イメージを下げ、せつかくい仕事をしておられたにもかかわらず、思うところにつきましては、私どもも大変遺憾に思っております。

○大塚耕平君 総理も大分慎重にいろいろ御発言になるようになっておられると思うんですが、私、今明快に質問させていただいたつもりでございます。当国会は、国権の最高機関ということで憲法に明記してございまして、この国権の最高機関である国会に国務大臣が出席することは、憲法上の義務になっております。その義務を果たせなかったことに関して、私は残念だったとかそういうことをお伺いしていません。委員長及び当委員

会に対して総理としてのお言葉を賜りたいと伺っているわけでありまして、もう一度お伺いいたします。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 委員会に対しての釈明ということ、大変御迷惑をお掛けしたんだと思っておりますので、その点にしましては誠に申し訳なく存じております。

○大塚耕平君 いや、私ども別に総理のお困りになるようなことを無理に聞こうとかそんな思いは全然ないんですよ。率直にここは、国権の最高機関たる国会に対して敬意を表していただきたい、委員長に謝罪をいただきたい、それだけのことでございまして、今一応一言いただきましたので、これをもって私どもも過日の件については一区切りとさせていただいて、今日の本題に入らせていただきたいと思います。

ところで、総理、この第二次補正予算は、総理が十月の三十日に発表をされた生活対策に基づいて編成された補正予算でございまして、十月三十日から数えて十一月、十二月、一月、二月と四か月たっているわけですが、改めてお伺いしたいんですが、総理はなぜ第二次補正予算を昨秋の臨時国会中にお出しにならなかったんでしょうか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 第二次補正予算の話につきましては、御存じのように、生活対策及び生活防衛のための緊急対策の予算化ということで、いわゆる改正の金融機能強化法案の予算化とか、また二十年度税収の大幅減への対応策など、併せて決定する必要があったと、私自身はそう思っております。したがって、これから今三点のことにございまして、昨年末でもありましたので、まとめた第二次補正予算案を国会に提出するというのは国民に対して適切であり、分かりやすく、これ一本でまとめたというのが正しいと、私自身はそう思っております。

そのため、一月の五日に通常国会を開くと同時に第二次補正予算案を国会に提出して御審議をお願いを申し上げたということでありまして、私どもといたしましては一月五日に国会に提出し、おかげさまで補正予算は一月の二十七日に成立をしたということだと思っております。

で、私どもとしては、今申し上げましたように、提案をしなかつた理由といえば、要するに歳入欠陥が起きますんで、その歳入欠陥の総額もきちんとまだ把握できていない段階でもありましたので、二つ、その点も含めましてまとめて出すというのが我々としては正しいというふうに思ったからであります。

○大塚耕平君 いや、総理は、経済に強い総理と自他共に認めるという、そういうお立場で登場されたわけでありまして、私ども、期待をした部分もございまして、したがって、今歳入欠陥が見込まれる中では臨時国会で出せないというふうにおっしゃいましたけれども、それこそ経済にお強い総理としては、この事態が百年に一度の事態だということを御認識であれば、赤字国債を発行するということを決断してでも、十分歳入を確保して第二次補正予算は臨時国会中に私は出せたと思っております。私自身はですね。

そこで、遅れたことによる影響があったかなかったか、経済に対して、あるいは国民の皆さん

の心情に対して。第二次補正予算が臨時国会中に提出されなかったことに伴う影響はあったかないか、これについて御認識をお伺いしたいと思っております。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) これは大塚先生、いろいろ意見の分かれるところだとは思いますが、ただ、私どもが一番懸念をしておりましたのは雇用です。雇用の場合に、更に増えるというのを防ぐためには企業の倒産を避ける、これに勝るものはないと思っております。したがって、企業倒産を、なにかずく大手より中小零細というところが抱えている従業員の数とすれば圧倒的に多いわけですから、その部分が倒産をする、なにかずく黒字にもかかわらず資金繰りが付かないから倒産するというのが最も悲惨なことになりますんで、そのところは断固避けたいというところ

で、例の九兆円のいわゆる資金繰りとか予算を付ける、経済産業省所管の部分でこれをやらしていただくということのおかげで、二月段階、三十七万件、約七兆円ぐらいのものがそこで付いたことになりましたんで、十二月末でどうだったかちょっと正確に数字はありませんけれども、かなりあれが大きな効果はあつて、倒産件数というものが少なくて済んだ。また、雇用調整助成金というよう

なものではないかというふうに考えておりますので、私どもは、それによって極端な影響が出るということは我々としてはかなり抑えられたと思っております。出せなかつたがゆえに非常に大きな影響が出たというのは、かなりその部分は抑えられたのではないかなという感じがいたしております。

言っておきますけれども、全然影響がなかったなんて申し上げるつもりはありません。

○大塚耕平君 今後ろの方から影響は小さくないですよというふうなお声が飛んだんですけれども、今の総理の御答弁は、影響がなかった、全然なかつたわけではないけれどもそんなに大きくはないというふうに私には聞こえませんでした。

第五部 財政金融委員会会議録第五号 平成二十一年三月三日【参議院】

も、例えば国交省が出している二十年度の不動産事業者の倒産数は、去年の四月から今年の一月までで三百九十件、前年に比べて二・六％増、負債総額は二・一兆円、二・一億です。

それぞれ各委員、お地元でいろんな事例を御存じでしようけれども、私の地元の愛知県では、ある不動産会社、といつても別に投機をやっているわけではなくて、ちゃんとしたハウジングメーカーですよ。倒産をいたしました。資金繰り倒産です、今言っておられたとおり。三十二期連続黒字の企業が突然息絶えるわけでありまして。こういうことに対して総理は、やはり時期が遅れたことに對する影響は必ずしも大きくなかったかどうか、恐縮ですが、本当に改めてもう一回率直な気持ちをお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 個別の企業については、大塚先生、これはちよつとその企業のあれもありますんで、何とお答えしようのしようがありません。

したがって、うまくいったところもありますでしょうし、経産省のあの部分を使つてうまくいったところもありますし、いろいろな形がありますんで、その企業に関して、個別の企業ですから何とも、三十何期連続黒字といえれば極めてまともな営業というか、まともな経営をしてこられた企業、常識的にはそう判断すべき。それが黒字のまま倒産したというのは資金繰りが付かなかつたということが大きな理由だと思ひますんで、その資金繰りというものを考えてあの九兆円の話をつくらせていただいたというのが背景ですが、それをうまく利用していただけなかつたのか、その背景がちよつと分かりませんか何とお答えしようのしようがありません。

したがって、個別の企業に関してちよつとお答えのしようがありませんが、全然影響がなかつたということではなくて、あの予算が仮に通つたとしてもそれが倒産したかもしれない。これはいろんな前提条件がありますんで、ちよつと個別の企業に関してはお答えしようがありませんが、

重ねて申し上げるようで恐縮ですが、少なくとも今の段階で、今で考えてみて、少なくとも我々としては物すごい厳しいものになると思つていたのが、あの九兆円とか雇用調整助成金とかあつたものは結構大きな効果を上げたのではないかと、それなりに被害というか、倒産とか雇用とかそういうものに關しては、少なくとも我々としてはかなりな部分を補えたのではないかとこの感じはいたしております。

○大塚耕平君 総理、私は、今総理は現時点、総理であられて経済をつかさどつておられるわけでありまして、経済情勢についての認識が私どもと近いかわいというのを確認をさせていただいてるわけでございます。

非常に僭越ながら、前総理、福田総理はサラリーマン経験、企業人としての御経験もあられて、いろんなうちくを我々も聞かせていただきましたが、前々総理はそれほど経済にお詳しい、あるいは強いというお感じでもないなと思ひながら、(発言する者あり) いやいや、安倍さんです、聞いていたんですけれども、それに比べると麻生総理はきつとうまく運営してくるんじゃないかという期待もございました。しかし、今の御答弁聞いていても、少し私どもと危機感において濃淡があるんじゃないかなという気がいたします。

与謝野大臣にもお伺いをいたしますが、ちよつどあのリーマン・ショックが起きたときには自民党総選挙の最中でございました。予算委員会でも質問をされたことでございますのでお答えになりますにいくかもしれませんが、当初はハチに刺された程度だという御発言をしておられて、しかし結果として、十一月、いろいろ対応もされて何となつた部分もあるんじゃないかという御趣旨のことと今総理が御発言になりましたが、十一月の日本の実質GDPはマイナス二・七％。与謝野大臣、アメリカは何かは御存じですか。いや、御存じなければ私自分で言いますけど。

○国務大臣(与謝野馨君) 三・七ぐらいだったんじゃないかと思ひます。ちよつと資料がないんです。

○大塚耕平君 いや、突然でございますので恐縮ですが、元々はマイナス三・八だったんです。それが先週、マイナス六・八に改定されたんです。それでもアメリカはマイナス六・八。去年の十一月十二ですよ。リーマン・ショックの震源地。日本はマイナス二・七。日本の方が影響が大きいんですよ。

だから、そういう展開になつたことに関して、もちろん補正予算だけがすべてだとは言ひませんが、総理としての実は一挙手一投足、御発言が経済に影響を与えるわけでありまして、そういうことも含めて、何がしかやはり日本経済に影響を与えたんじゃないかという気持ちでお伺いをしたわけでございますが、そこは、起きてしまつたことは取り返しが付きませんので、ここから先少しでもいい方向に行くように我々も努力をしたいと思ひますが。

そこで、総理にお尋ねをしたいと思います、過日、オバマ大統領と日米会談をされましたが、オバマ大統領の議会対応、あるいはアメリカの政府と議会の関係、実際にオバマ大統領にもお会いになられて、どのように御評価しておられますか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) オバマ大統領の議会対策について、これはいろいろ、人様の議会の対策に対する評価と言われてもちよつとなかなか難しいところだと思ひますが、最初と後半とでは、時間がたつとともに結構厳しくなつてきておられるだろうなというのは、話していてもそれはそういう感じはいたしました。

民主党と共和党で戦つてきているんですからある程度当然かと思ひますが、オバマ大統領の演説に対して共和党も、とにかく国を挙げて、少なくともここはということである協力野党、共和党もしたという形で、かなりの短期間での予算が、予算というか補正というか、あれが成立したということは、経済対策が成立したというの

は、僕は評価されてしかるべきだと思つております。

ただ、なかなか、共和党の中でも意見が分かれて、共和党で指名をした人がいきなり途中で意見が合わないと言つて辞めてみたり、いろいろ苦労しておられるというのは私どもも分かりますけれども、少なくとも一生懸命、今、共和党との間で努力をしておられるというように理解をいたしております。

○大塚耕平君 総理、先ほど申し上げましたように、何も、本当に今日は何かお困りになるようなことを無理に聞こうなんというつもりはないんです。

名古屋にもよく以前からおいでになつておられて、総理のお知り合いの財界人もいっぱいいます、これは私が申し上げたのではなくて、そういう名古屋の経済界の方々が言つていられる発言ですから許してください。いや、太郎ちゃんと言うんですよ、皆さん。太郎ちゃんはいいい人なんだよと、だけど、なかなか大変だな、今はと、皆さんそう結構おつしやつていらっしゃるんですよ。

だから、是非、率直なお気持ちを伺ひしたくて質問していますので、そういうふうな受け止めていただけると有り難いんです。

私、何を申し上げたいかというと、アメリカは上院と下院で経済対策、ちゃんとお互いに譲り合つて調整したじゃないですか。そのことを言わば主導したオバマ大統領のこの手腕についてどう思われますか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 全党、全党というか、あそこは二党しかありませんけれども、インディペンデントは別にして、そういうのを含めましてみれば、この国難とも言える、アメリカから発した、元々出発点があそこからですから、世界に与えた影響というのは、極めてこれは甚大なものだったと思つております。みんなそう言つていますから、向こうもそう思つていらっしゃると思ひます。

そういう意味で、これは一日も早くアメリカ

が立て直らないという意識は極めて強く、こういった意味では、オバマ大統領というのは圧倒的な支持で、大統領選挙で、後半、特に九月の十五日以降、かなり共和党側から民主党側に票が流れたと、私自身はそう思っておりますけれども、いずれにしても、そういった意識で、みんな選んだ大統領という形で、今アメリカとしては一丸として、上下両院に限らず、共和党、民主党一緒になってこれをやっているという気持ちでアメリカ全体にある。私は、それはそれなりに、アメリカとしてはすごい厳しい状況だと思えますけれども、それを指導していったというあのオバマという人は、僕はすばらしい魅力のある人なんだと、私自身はそう思います。

○大塚耕平君 要するに、この法案の審議の最初に、本会議質問でも私申し上げました、私自身質問させていただいて。総理の出席法案ではございませんでしたので、与謝野大臣には御答弁いただきまして、そのときは中川前財務大臣もお座りになっておられましたけど、冒頭、私が申し上げたのは、後で議事録を読んでもいただければと思いますが、しかし、大事なところですから再読させていただきます。

本法案は、さきに成立した第二次補正予算に含まれる定額給付金等の財源手当てを行うものですが、御承知のとおり、私たち党派は、定額給付金には反対の立場を取っております。もっとも、景気対策の必要性も十分認識していることから、定額給付金を除く部分については、小異を捨てて大同を重んじ、賛成の立場を表明しています。両院の多数派が異なる国会の現状をかんがみれば、双方の多数派がそれぞれ譲り合うことが民意に従うということであり、定額給付金以外の部分は衆議院の多数派の考えを尊重し、定額給付金については参議院の多数派の意見を尊重するというのが成熟した議会の対応と考えますと、こう申し上げたんです。そして、総理のさきの施政方針演説にもこのような御発言があります。今こそ、政治が責任を果たすときです。国会の意思と覚悟が問われ

ています。与野党間に意見の違いがあるのは当然です。しかし、国民が望んでいることは、単に対立するのではなく、迅速に結論を出す政治ですと自ら言っておられるんです。

私が申し上げたいのは、なぜ、定額給付金以外の部分は賛成すると僕は申し上げたわけですか、分かったと、じゃ定額給付金だけ外してほかのところをまずまとめられと、定額給付金については改めて議論しようというふうな指導力を発揮されなかったのか、その指導力を発揮されなかったこと、この施政方針演説のこのくだりの総理のお気持ちとのギャップについて、ちよつと理由をお聞かせください。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 最初に施政方針演説で申し上げたのはそのとおりでありますし、また、昨年の安倍内閣の下で行われた参議院選挙の後に幹事長を数週間拝命したんですが、そのときに政党間協議の必要性をあのときも申し上げたと存じますし、福田内閣でこれ四週間ぐらいまた幹事長ということになりました。そのときも、同じように政党間協議ということをお願いしたんですが、残念ながら乗っていただけるとは申し上げませんが、残念ながら乗っていただけるとは申し上げませんでしたという背景をまずちよつと頭に入れておいていただかないと、何となく、ネクストキャビネットとこちらとやるようにされたらどうですかという話も申し上げましたけれども、そのときの話には全然乗ってこれませんでしたという経緯があるということをちよつとはつきりしておいておきませんと、そこから言われた、うちはなしのつづてだったというわけではないのですという点だけは、大塚先生に御理解いただいておりますと存じます。

○大塚耕平君 いずれにしても、もつと事態を早く展開できていればマイナス二・七も多少内需が何かのプラスで、まあ大半が輸出でマイナス二・七ですからね、少しはほかの部分でカバーできてマイナス幅を小さくできたんじゃないかという思いもござりますが、いずれにしても、もう事態はここまで来てしまいましたので、改めてお伺

いをしたいというふうに思いますが。

今日、私どもは政府原案を否決をして、恐らく私どもの対案に賛成をして、そういう形で委員会を終わらせていただくことになると思いますが、そうなりますと、総理はやはり明日の本会議で、衆議院の本会議で改めて三分の二の多数を使つて政府原案を再可決するというふうに自民党総裁として御指示を出されるわけでしょうか。確認をさせていただきます。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 明日の話とはいへ、あくまでも仮定の話ですから、うかつにはなかなかお答えがしにくいのはもう御理解いただいた上での御質問だと思いますが、最終的に参議院で否決若しくは修正可決とかいろんな表現があるかと存じます。そうなった場合におきましては、憲法の規定に基づきまして本法案の成立というもののに必要な手続を取りたいと考えておるのが正直なところです。

なぜと言え、私どもは、やっぱりこの景気対策として、三段ロケットという言葉を使わせていただきましたが、一次補正、二次補正、そして今回の本予算ということになっていく、その一連のものを切れ目なくやっていくというのが大変重要なものなんだと、私はそう思っておりますので、是非、二段ロケットの核になります部分でもありますので、私どもはこの補正予算というものに関しましては切れ目なく行くためにも是非とも成立をさせていただきたいと思っておりますし、その必要性も御理解いただければと存じます。

○大塚耕平君 先ほど申し上げましたように、私の地元でも総理の旧知の方々がいらつしやつて、いろんなお話を聞くんだけれども、いやあ、一緒に飲むと愉快な方で、どうして支持率が上がらないのかと言つてみんな本心に心配してくれているんですよ、私が心配する話ではないかもしれません。それは、やっぱり最大の理由は、御発言にぶれがあると俗に言われておりますが、今の三分の二の話もそうなんです。衆議院でも御指摘をされたかもしれませんが、改めて参議院の私たちに

も聞かせてください。

総理は、二〇〇七年の十二月の十四日の御自分のホームページ、これは夕刊紙にも連載している記事の中にこういうくだりを書いておられます。例えば予算関連法案などについては与野党で徹底的に議論をしていくべきで、三分の二条項を使うにはなじまないものなのではないでしょうか、というふうな明記をしておられます。また、これは昨年の中央公論の寄稿の中にも、私は昨年来、いわゆる衆議院の三分の二の再議決について自主ルールを定めるよう提案してきた。外交、防衛など国家意思の表明にかかわつたり緊急性が求められるテーマには最大限避けるべきだと思つと、まあ立派なことを書いておられるので、私は三分の二という、この日本の統治システムにおける、頻繁に使つてはならないこの国会運営の手段を、きつと麻生総理であれば穩便に適切にお使いになるんだろうなと思つて期待をしたわけであり

ます。

にもかかわらず、どうするか。先ほど、あしたの話なので、仮定のことなので慎重におつしやられましたけど、そのとおりなんです。今からでも間に合ふんです。使わないという御決断をされて、自民党総裁としてそういう御決断をされるまだ時間的余裕はあるんです。

だから、改めてお伺いをしたいんですが、もし、三分の二を使わずにそこは考え直すと言つてくれれば、二兆円の使い方については我々もしつかり知恵を出してまいりたいというふうな思つておりますが、私ども参議院の多数派としては、定額給付金二兆円を使うことには反対でございますので、政府原案を否決した後は三分の二で再可決ということ、この生活に密着した予算関連法案においては使わないというふうな御決断いただかせませんか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 今読まれた部分というのは間違いなく私が書いたものでもありますし、きちんと、今言っている意味もそのとおりだ

と思っております。正直なところ、そのとおりだと思っております。

ただ、しかし、私といたしましては、今この緊急状況の中においては極めて重要なものであつて、生活に極めて密着したものでありますし、我々は今景気という極めて厳しい状況の中において、こういったような法案というのは緊急を要するものであつて、我々としては、これは十分に三分の二を使つてもやらなければならないものだと思つておるから今回も提出させていただいたということでありま。

○大塚耕平君 分かりました。もうその点については見解の相違でございますので、大変残念でございますが、総理がそういう御対応を今日明日されるということを念頭に置いて質問させていただきます。

ちなみに、私は定額給付金は受け取りません。今日そのことを総理にはどういふふうにお伺いしようかなと思つていたら、もう昨日、夕方の記者会見で受け取るというふうにおっしゃいましたので、ニュースは見ましたが、改めて、でももう一回聞かせてください。私は受け取りません。総理は受け取られますか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 大塚先生はこれお詳しいと思いますので改めて説明するものいかなものかと存じますが、これは定額給付金を、最初これは定額減税からスタートしたと記憶しますが、定額給付金の話をやりましたときは、当時私、自由民主党の幹事長をしておりました。そのときにこの案を、出てきたときは、御記憶かと思ひますけれども、あのときは生活支援という部分が非常に色濃くありました。ガソリンはたしか一リッター百七十円、私、山の方へ行きますと百七十七、八円という状況になるほど急騰しておりました。今、百五十円切つたところも出てくるほどでありまして、七割ぐらい価格は下がると、全く状況が変わつたというのが一点であります。もう一点は景気刺激、消費刺激という部分と、二つ当初からこの定額給付金というものを考

えたときには、最初からその二点があつたと記憶します。

それ以後、先ほど御指摘になりましたリーマン・ブラザーズの話が出てきて、急激に状況が悪化してまいります。特にA I Uなどいろいろな話が出てきてアメリカの消費が急激に落ちていくような状況になってまいりますと、我々としては、これは明らかにガソリンの値段はほとんど下がつてきますし、いろんな意味でむしろ消費がマインナスになつて、いわゆるG D Pのうち占める比率の高い消費の部分がマインナスになるということは、これは我々の経済にとつて非常に大きな影響を与える。したがつて、消費刺激の部分の比重が、生活支援という部分から消費刺激の部分の比重が高くなつてきたというのがその背景だと思ひます。

したがひまして、我々としては、そういった意味では景気の下支えということを考えたときには、消費刺激という部分を考えますと景気の下支えの役目の部分が多くなつていくことから、私は消費拡大に参加をさせていただきまうということをお願いしたという背景でありまして、いろいろ私に対して何とか、何でしたか、ぶれだとかいろいろなお話がよく出てくるのですが、私は経済状況が大きく変化した状況においては、私どもとしては、比重がこれだけ大きく変わった状況においては消費刺激ということをしちんとやるべきだということに思つて、受け取らせていただきますとお答えを申し上げたというのが背景です。

○大塚耕平君 私は、受け取られますか。御質問したんです。ね、質問させていだいたんです。小泉元総理は割と、あの方もよく聞く結構めちやくちやな御発言をしておられるんですが、意外に国民の人気の高いというのは、多分ずばつとお答えになるかなんですよ。

今、私、もう一回伺いますよ。私は受け取りません、総理はどうされるんですか、もう一回聞かせてくださいとお伺ひしたんですが、全然そのことに対するお答えは最後まで出てこなかつたわけ

ですが、受け取りますつて一言言つていただければ有り難かつたですね。——ちよつと待つてくだ

それで、昨日の記者会見でも、生活対策から消費対策にウエイトが移つたから自分は受け取るんだということをおっしゃられました。しかし、この二次補正予算の中川前財務大臣の提出の理由のところはこう書いてありますよ。生活対策及び生活防衛のための緊急対策としてこの定額給付金やと書いてあつて、いつから消費対策に変わったのか、ちよつと明確にそれは説明してください。これ、提出のときの提案理由と違うじゃないですか。違うじゃないですか。これ、ちゃんと答えていただかないと採決するにも採決できませんよ、こんなの。

○委員長(円より子君) 与謝野国務大臣。

○大塚耕平君 総理でしよう、これは。——

○国務大臣(与謝野馨君) 最初はやはり社会政策的な意味を持つていたことは間違ひない。これはかなり民主党の言つておられた給付金付き定額減税に似たもの……(発言する者あり)税額控除に似たものであつたと私は思つています。

最初、社会政策的な意味でスタートしたんです。だんだん、消費が不振であるということから、この政策をやるにしてもやはり景気政策的な意味というものも持つてきたわけでございます。それは、今でも社会政策的な意味と経済政策的な意味と両方の性格をこの政策は私は持つていると思つております。

○委員長(円より子君) よろしいですか。

○大塚耕平君 じゃ、もし総理、御答弁いただけ

るなら。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 最初に答弁を申し上げたとおりなんですが、この案を最初に考えました八月、九月、あのころには間違ひなくこの部分は生活給付と景気対策と二つの部分がありましたが、比重は明らかに社会保障、生活支援的な部分が高かつた、これはもうはつきりしていると思

います。ただ、当時議論をしておりましたときから、いわゆる景気刺激の部分というのは、これは二兆円、簡単に使えば二兆上がることになりまうので、そういった意味での刺激は大きいと思つておりました。

その部分はもう、大塚先生、間違ひなくあつたんで、途中でどう変えたかというんじやなくて、経済が大きく変わつていつたんでその比重は変わつていつたという理解をいたしております。

○大塚耕平君 いや、総理、そういう御答弁されると委員会止まりますよ。だつて、私は思ひ込みで言つてゐるんじやなくて、この提出理由のところには生活対策だつて書いてあるんですよ。だから、消費のところを対策に途中で目的に加えたつていうんだつたら、いつごろからそういうお考えになつたのか、答弁の中で変えたんだとか、やつぱり国会ですからね、ここ。この提案理由に基づいて我々は審議しているんですから。

だから、私申し上げたいのは、総理、生活対策としてお出しになつたんです。そういう前提で僕は審議しているんです。生活対策として受け取るのは、私のような者が受け取るのはさもしいとおつしやつたわけですから、それを貰ければよかつたんですよ。だつて生活対策つて書いてあるんだから。

いつから消費対策に変わったのか、どこで閣議決定されたのか、ちゃんと御答弁いただかないと審議できませんね、これは。

○委員長(円より子君) どなたが御答弁なさいますか。しばらくあれでししたら。

じゃ、速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(円より子君) では、速記を起こしてくだ

さい。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) これも同じことになるかと思ひますが、定額給付金の位置付けということなんだと思ひますので、定額給付金は、最初から申し上げましたように、景気後退下での生活者の不安というところにきめ細かく対処する

ため家計への緊急支援であり、あわせて、家計に広く給付することにより消費を増やす経済効果もあり、生活対策における重要な施策の一つと考えております。

中川大臣のこれ答弁だと思いますが、このような定額給付金の目的は当初から何ら変わっていないことではないと、そこに多分書いてなかったからということだと思いますが、最初からそういうことを申し上げているんだと存じます。

○大塚耕平君 私がお読みしたのは、中川前財務大臣の財政演説、そうするとここに抜けていたということですね、その消費対策という表現がね。そういうことですね。ここには消費対策とは書いていないので、もしよろしければ、どうぞ。(資料手交)

○委員長(円より子君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(円より子君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(与謝野馨君) 確かに中川大臣の提案理由のところには需要増の話は書いていないというところは先生の御指摘のとおりでございますが、これは結果として消費が増大するということは当初から広く論じられていたことでございまして、これは元々生活対策としてスタートしたということとでございしますが、併せて消費を増大する効果を持つているということは、結果として我々はそのような認識を持って法案を提出したわけでござい

ます。

○大塚耕平君 結局私が申し上げたいのは、総理がお受け取りになるかお受け取りにならないかというその判断を変えていくに当たっての論拠として、消費のことをクロゾアップされたお気持ちには分かります。しかし、これは消費喚起策にそれほどのかならないかといえば、今日は委員会で藤末議員もやってくれましたが、経済効果としては余り期待できないということはみんな理解しているんです。だから、生活対策でいいんです、これは。

おまけに申し上げれば、二兆円の定額給付金といっても、これ二兆円税金ですからね、元々国民の皆さんに誤解を与えているんですが、もたらぬんじゃないんですよ。返ってくるんですから、納めた税金が。ということは、二兆円の定額給付金をやった二兆円以上のGDP増額効果が出れば、これは消費対策あるいは景気対策になりますけれども、二兆円配って、まあそれが〇・二なのか〇・一五なのかは別にして、一にはならないわけですから、乗数が。だから、これは、そんな使い方をするんだつたら、今日藤末議員も言っておられましたが、例えば何か買うのに、五十万円は多過ぎると思いますけれども、いろんな自治体で十万円ぐらい自動車を買うのに支援するとか言い出して、出しているところもあるし、あるいは本当に消費性向の高い低所得者とか生活にお困りの皆さんに重点的に給付した方が一〇〇％消費になるんですよ。

そこで、与謝野大臣にお伺いしたいんですが、先ほど私どもの給付付き税額控除のことに触れていただきました。衆議院での審議でも途中から、この定額給付金は民主党の主張している給付付き税額控除と同じなんだから、民主党が反対しているのは理屈に合わないじゃないかという御指摘を随分いただいたようでありまして、給付付き税額控除と定額給付金は基本的に似たものだというふうにお考えですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 税金を言わば減税する、これは定率減税か定額減税かというところは別にいたしまして、税額控除をするということは言わば減税なわけです。それから、減税の効果が及ばない方には、給付金という形で同じような効果を及ぼそうというのが多分民主党の案だろうと思えますので、そういう意味では定額給付金と基本的には私は同じだろうと思っております。

それから、我々が御提案申し上げている定額給付金も、やはり定額減税をやるとその効果が全く及ばない納税されてない方々、納税されていても十分な納税をされてない方にはその効果が及ば

ない、そういう欠陥を補うためにそれでは定額給付金にしようということですから、まあ名前は違いますが、中身は極めて民主党の案とこの定額給付金は似ているのではないかと私は思っております。

所得制限があるかどうかというところで言及しなきゃいけないんですけど、その点はもしかしら違うかもしれないと思っております。

○大塚耕平君 それでは、私どもの発議者に、政府の定額給付金とこの私どもが申し上げている給付付き税額控除は同じものか違うものかということについて、御質問したいと思います。

○峰崎直樹君 お答えいたします。

率直に申し上げて、私は違うと思っております。非常に一見するとよく似ているように見えるんですが、この給付付き税額控除の考え方が出てきたときの背景は、これは、非常に格差が日本社会に拡大をしてくている。そして、税のある意味では所得再配分機能が今日的に弱まっていると。それを何とかしなきゃいけないじゃないかという。その前に、高額所得者の税率を上げるという方法ももちろん一つの選択肢としてあるんですけども、国際的に見ても、今の国際的な最高税率の在り方というのは、かなり最高税率を上げるところまで行っていないのではないかと。それよりも、国際社会を見渡してみると、この給付付き税額控除の考え方が実はあのアメリカにおいても、またイギリスでも広がっております。

その意味で、私どもは、これをやはりしっかりと導入することによって所得再配分機能を強めていく。ある意味では所得税の改革ということで実はこの問題を打ち出したわけでありまして、今回出されているように、最初は定額減税、そしてそのうち定額給付金という形で、目的もある意味ではあいまいになったりしているわけではありませんで、今申し上げましたように、目的というものがしっかりと私たちは、そういう格差の是正の問題、そして非常に今税を納めていない方たちに對しても給付をするという形で、これはやがて

は、将来的には社会保障の給付と一体の考え方にたがってまいりますので、是非これらの点について我々としては政権を獲得すれば進めていきたいと思いますが、その前提として、やはりアメリカで今一番問題になっているのは、いわゆるごまかすといいますが、非常に不正な還付が多くなるということがございます。

そういう意味で、納税者番号制度を始めとする番号制度の充実ということを進めていく。これは徴税のためというより、むしろ私は、やはりこういう給付をして、一番今苦労している、困っている方たちに対する支援を税の立場あるいは給付の立場から進めていく、これが民主党の考え方だと思っておりますので、今回出されているものとはおおよそ懸け離れているのではないかなというふうに思います。

○大塚耕平君 今、給付付き税額控除をやる際の留意点までお話いただきましたが、給付付き税額控除については与党もそういう方向で考えておられるようなので、これはそういう方向で、先々は一致を見ればいいんですが、結局、この定額給付金が給付付き税額控除と似ているという御批判が当たっていたかどうかということなんです。これと与党の中期プログラムです、年末に書かれた。与党の中期プログラムにはこう書いてあるんです。給付付き税額控除の検討を含む、中低所得者世帯の負担の軽減を検討すると書いてあるんです。だから、もし定額給付金がこれと同じ効果を持つというんだつたら、こんなことを中期プログラムに書く必要ないわけですよ。

だから、私が申し上げたいのは、あつ、与謝野大臣、ちょっとお待ちいただけますか、先ほどの中川大臣の演説内容にしろ、この与党の皆さんがお出しになった中期プログラムにしろ、やっぱり、我々も議論のすり替えはしないようにしませんが、我々も議論のすり替えはしないようにしないでいただきたい。そして、麻生総理は、これ生活対策なんですよ、やっぱり、定額給付金は。生活対策なんだから、何かいろいろこうすり替え

た議論をするなど言つて与党の皆さんを制止していただいて、これは生活対策なんだからおれは受け取らないと言つてずつと言ひ續けていただければよかったんです。

もう一回伺いますけれども、受け取りますか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 先ほど答弁申し上げたとおりであります。受け取らせていただきます。

○大塚耕平君 それでは、ちょっと話が政策論に來たんですが、与謝野大臣、ちょっとごめんなさい、巻き戻させていただきますが、三分の二を使つても、明日、原案再可決するというお話でありましたので、もし小泉元首相が御欠席になられましたら、自民党総裁としてはどのように御対応されますか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) それまた仮定の質問なんで、何とお答えようがありませんが、仮定の話であることははっきりいたしておりますんで、そういった前提でお答えはなかなかしにくいところだと思ひますが、自由民主党の党としてどう対応するか、今この段階でお答えすべき問題だと思つておりません。

○大塚耕平君 まさしく仮定の話でありますので、私も最後まであきらめていませんので、三分の二を使うほどのことではないという総理御自身のかつての明記した文書が現実のものとなつて、この一日の間に何らかの考えを変えていただいて、両院協議会で結論を導くようなそういう議会対策、議会に対する指導力を御発揮いただいで、オバマ大統領と並び称されるようになっていただきたいなというふうに思ひわけであります。さて、そういう中で総理にやつぱりお伝えしておかなくないのは、やつぱりいろいろこれ、拙速にお進めになられた面が多々あるものですから、実におかしなことがいっぱいあるんです。今日も私の前の時間帯で藤末議員がこの事務費のことをやつてくれたんですけど、事務費八百二十五億円掛かるというんです、これ。国会で法

律が通る前から準備を進めていたそのままでさかのぼつて面倒を見ると。私は本会議でこれは財政法違反じゃないかというふうに申し上げたんですが、そうではないかと、こういう例はほかにもいっぱいあるというふうな総務大臣が言つておられたので、それ自身が問題だと思つてゐるんです。

もう細かいことを申し上げませんが、総務省、一応座つていてくださいと言ひましたよね。いますね、岡崎さん。藤末さんはああいう取上げ方をされましたけど、もし皆さんお手元にまだ藤末さんのお配りになつた資料があれば見ておいていただきたいんですが、別に質問はしませんから聞いていてください。

例えば、国が使う広報費三億三千六百万、これに対象者向けパンフレット五千五百十八万世帯分と書いてあるんです。そのほかのものも書いてあるんですが、仮にこの五千五百十八万世帯に配るパンフレットだけに三億三千六百万使うとすると、これ一つのパンフレット六円です。我々政治家は自分のリーフレットとかパンフを作るので大体金額のイメージがあるんですけども、まあ六円ならそうかなという気がするんですけども、五千万枚ですからもつと安くなるような気はしますけど。

そうしたら、今度、市町村のところには広報経費と書いてあつて三十一億。ここでも、国が五千五百万世帯に配つたにもかかわらず、市町村も五千五百万世帯に配ると書いてあるんです。これ、市町村の方は単価を割ると五十六・四円です。細かい話ですけど、国は六円で作れると言つてゐるのを重複して市町村は五十六円で作ると言つてゐる。仮に、ここには二行書いてあるんで、この五千五百十八万世帯が国が使う予算とほぼ同額で終わるとすると、残りは何かという、例えば千八百十自治体のホームページを作成と書いてあるけど、ホームページ一ページ作るのに百五十三万円。まあいいんです、このことを、総理や財務大臣

や日銀総裁を前にこんな細かいことをここで詰めてさせていただくということはしません。(発言する者あり) 細かいのはおつしやるとおりなんですが、大臣や総理のお時間もありますので、この話は総務省としつかりやらせてもらひますので。

これほど拙速にいかげんなものだということでは是非御理解いただいた上で、明日の本会議、本日に三分の二で再可決するおつもりならば臨んでいただきたいと思ひます。もし何か御答弁があれば。

○国務大臣(与謝野馨君) まず御理解いただきましたのは、定額給付金は単年度限りの措置でございまして、中期プログラムに書いてある方向で所得税制を考へていこうと今しているというのが政府・与党の立場でございます。

それから、八百二十数億円、これは高い安いという御意見がございしますが、なるべく安く上げなければならぬわけでございしますが、自治体に渡し切り経費を差し上げるわけではなく、最後は御精算をいただくということになつております。

○大塚耕平君 いや、そういう御答弁をされるとまたお伺ひしたくなつちやうんですが、私は、今要綱では精算するということになってますが、精算されないという御決断をここでされた方がいんじやないかと思ひます。地方は今財源ないんです。私受け取りません、受け取らないという人は結構出ると思ひます。それから、通知も行き届かないで手続もできない人います。自治体に残つたやつは自治体の自主財源にしませんか。それとも全部今おつしやつたように回収するんですか。これは財務大臣としてお伺ひします。

要綱では回収するというふうになってますが、どうしてもやるというんだつたら、こないないかげんな経費を配つてゐるわけですから、回収するのは筋ですが、どういふものに使うかということをやちゃんと明らかにするんであつたら自主財源にしたいというふうな御判断される余地はござい

しませんか。

○国務大臣(与謝野馨君) 日本の全国の自治体は誠意を持ってやつてくださるわけでして、それに疑いを持ちながら、それを前提に制度をつくつてゐるわけではないわけでございします。

○大塚耕平君 定額給付金についてはもう私どもの申し上げたいことはほぼ申し上げましたので、残り一日、総理に御英断を期待をいたしまして、この話は一区切り付けさせていただきますと思ひます。

さりながら、この定額給付金を含む二次補正予算も景気を良くしたいからやると、そのお気持ちばかりです。我々も景気を良くしなきゃいけないんです。総理、今、本予算を衆議院で通していただいて、今度参議院で、予定であればあさつてから審議をさせていただきますことになっておりますけれども、この本予算が通ると日本経済は来年度何%成長になるんですか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 何%になるというのを、何%と今明確に答えられるわけではありません、正直なところ。何せいつても、経済は生き物ですから、正直申し上げてゼロ%ぐらいにはいきたいなという希望的観測がないわけではあります。私どもも、そうありたい、やつてほしい、やらねばならぬと思つております。マイナスにはしちゃいかぬという気はありますけれども、じゃ、おまえ何%だと正確に数字を求められると、その数字を我々として何%でありますというのを今確実に申し上げられるわけではない、これはだれもいないと思ひますけれども、それが御質問の趣旨でしょう。

○大塚耕平君 いや、趣旨はしつかり踏まえていただいておりますが、総理、それはまずいですよ、その御答弁は。政府は閣議決定で来年度はゼロ%成長になるといつて決定しているわけですから、この本予算が通つたら、二次補正を今日通してです、本予算を通したらそれでゼロ%成長になるつて閣議決定しているわけですよ。それでいいですね、与謝野大臣。

○国務大臣(与謝野馨君)

十二月の時点のあらゆる指標、これを断面図を取って推計したのが政府の見通しでございます。しかしながら、残念なことに、その後、政府が前提としたいろいろな指標というのは下方に修正せざるを得ない、これは正直には認めなければならぬと思っております。しかしながら、平成二十一年度の予算はある時点でのやはり経済見通しを前提にしないと作成できないという、その苦衷もお察しいただきたいとお願いを申し上げる次第でございます。

○大塚耕平君 その御苦勞はよく分かつています。もうでございますので、本会議のときにも申し上げます。今日、藤末議員が同様の趣旨のことを申し上げましたが、総理、先ほどの定額給付金の、この何のためにやるかという国会に対する提案の姿勢等々、やっぱりちゃんとおれずに筋道立てて国会に臨んでいただかないと困るんです、我々も。

今年の予算が通つたら、現時点では政府の見通しは、二〇〇八年はマイナス〇・八%成長から二〇〇九年はゼロ%成長に改善するという見通しの下に予算を御提出になって、我々は審議に臨んでいります。だから、もしこれから二十一年度の補正予算を出しになるということであれば、気の早い話ですけど、総理もそこを区別されて、この間から政府としては検討してないかと、党に検討を指示したということにちゃんと使い分けておられるので、そこはこつちもつきりしましたけどね。

もし政府としてお出しになるならば、だって、今の予算算ちゃんと通れば景気は回復するという今見通しで我々に、野党に対して説明しておられるわけですから、大型補正予算が必要になるというところは、この見直しを見直されるということとは是非やっていただかないと、これ、補正予算の審議に我々は応じられないということになります。そこで、補正予算を出しになる、万が一お出しになるときには、この成長率の見直しを政府として出し直すということをお約束いただけます。

か。

○国務大臣(与謝野馨君)

十二月に政府見直しを出したからといって、それにいつまでこだわるのかという問題がありまして、それはメンツの問題でも何でもなくて、やはり実体経済がここまで悪くなり、経済指標があらゆるものが下向きの指標になっているときには、それを率直に認めて国民に御説明するということが私は政府に求められる誠実な態度だと思っております。

○大塚耕平君 是非これから、今日は日銀総裁にもおいでいただいていますので総裁にも伺いをしますが、日銀も含めて、通常平時では考えられない政策にみんな踏み出しているわけです。だから、そのぐらい大変な経済情勢なわけですから、経済見直し、通常は出し直すなんてことはやらないけれども、今年はやった方がいいと思いますよ、もし補正予算を出しになるならば。少なくとも、同僚議員は何て考えるか知りませんが、私は、成長率見直し出し直さないで補正予算出されても全く審議をする気になれませんので、そのことだけ申し上げておきます。

さて、日銀総裁、大変御多忙のところお待たせして恐縮でございますが、皆さんのお手元にこういうちよつと私の作った裏表に絵のかいた資料を配らせていただきました。

今申し上げましたように、日銀も含めて、大変通常では考えられない大胆な政策に打って出ておられるわけでありまして、日銀としては、今こまめで、去年の秋以来いろいろ対応してこられた手段で現時点十分に効果を発揮しているかどうか、御認識をお伺いしたいと思います。

ちなみに、前提として申し上げますと、確かに去年の秋以降、本当に我々も野党としていろいろな提案をさせていただいていますが、それは財務省や金融庁、経産省を含めて、そして日銀も、取り入れるものは取り入れていただけて極めて前向きにやっていたという、そういう気持ちでございます。その前提に立つて、それらの諸施策が十分に今効果を発揮しているというふうにお

感じになっているかどうかをお伺いしたいと思ひます。

○参考人(白川方明君)

お答えいたします。

最初に、ごく手短かに経済の情勢認識を申し上げます。

昨年のリーマンの破綻以降の世界経済の急激な変化、落ち込み、それを反映しました日本経済の落ち込みというものは、私どもの当初の予想を上回る非常に厳しいものだったというふうに認識しております。日本銀行は、こうした厳しい経済金融情勢の認識を踏まえまして、もう議員十分御承知のことでございますけれども、様々な措置を矢継ぎ早に講じてまいりました。

最初にちよつとそれを説明いたしますと、一つは金利の引下げでございます。現在、政策金利である無担保のコルレート・オーバーナイト物は〇・一%でございます。短期金利の世界では、このオーバーナイトももちろん重要ですけど、よくタム物と呼ばれています。例えば期間三か月物程度のこの金利水準というものは非常に重要でございます。この点では、私ども、一方で高止まっているという認識もございしますけれども、国際比較をしますと、実は日本は足下〇・六四、アメリカが一・二四、ユーロが一・八一ということとで、短期金利の水準を低くしようということに今努めております。

それから二つ目は、金融市場の安定でございます。このような情勢の下では、金融市場の安定がすべてに優先するというふうに考えております。その結果、例えば、現在欧米では行っていない長期国債の買いオペも含めて、流動性の潤沢な、円資金の潤沢な供給に努めています。ドルについても金額無制限で流動性の供給に努める、これいずれも市場の安定が大事だという思いに発するものでございます。

それから三つ目は、機能が低下しました金融市場に対して、何とかそれを修復するというオペレーションでございます。具体的には、企業債務を担保にしました低利、金額無制限のオペレー

ション、あるいは、中央銀行として異例の措置でございますけれども、C Pの買入れ、それから明日からは社債の買入れも実施いたします。

議員御質問の、この政策で十分かということでございます。日本銀行は、毎月金融政策決定会合を開いておりまして、急速に変化していますこの経済金融情勢を丹念に点検しながら、我々が持っています中央銀行としての手段を活用しながら何ができるかということは今までも考えてきたつもりでございますし、これからもしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

○大塚耕平君

ありがとうございます。

一応、私どもの認識だけお話をしておきますが、こういう表になったものがございします。裏表ありますけれども、こちらの横の方ですね、これ見ていただくとお分かりのように、下の方ですね、金融政策、左の方から右の方に、本来は一番左にある金利政策とか日銀が持っている国債を市場で売買してオペレーションするというのが平時の対策なんです。ところが、どんどん出ないとなると、いろんなことをやってきてどんどん真ん中に来ているんです。

とうとう、これは日銀の政策ではありませんが、何か政府紙幣だとか無利子国債だとかいんな話が出てきていて、そこまで行かずに何とか今のこの経済状況を、悪化を食い止められないかという、そういう思いでちよつとお話をさせていたでいていります。日銀は、この日銀法、真ん中に書いてある三十八条、四十三条の話をすると余りお気持ちが悪くはないかもしませんが、法律はしかし国民のためにあるものでありまして日銀のためにあるものではありませんので、使えるものは適切に使うということをお考えいただかなきゃいけないと。

総理、これ前にも一度三十八条のことは申し上げたんですよ。三十八条は、政府の要請があれば日銀は新しい業務をやるという書いてある。そして、四十三条には、政府の認可を受ければ日銀は新し

い業務をやつていいと書いてある。言つてみれば、見ようによりますが、三十八条は、政府側からこれをやつてくれつて言つたときにはありますという政府側の手段。四十三条は、日銀自身がこういうことを新しくやりたいと言えど財務大臣の認可を受けるという、こういう条文もあるんです。

だから、もちろん使う使わないを含めて、あるいはどういうふうにかけるかは、これはもう日銀の政策決定会合や日銀の独立性、自主性の問題ですから国会がとかく言う話ではありませんが、百年に一度の危機という認識を共有しているならば、あらゆる思考を止めるべきではないと、頭の使い方をですね、そのことを申し上げたいんです。

多分日銀は、三十八条という昔の山一特融のイメージがあつて、そういうとき以外には使えないというお気持ちだと思ひますが、もうそこから時代は四十年も五十年も過ぎていまして、もし政府紙幣を発行しろなどという、本気でそんなことを言う人が出てくるようなら、その前にやれることはちゃんとやつておかないといふことになりましてよといふ、そういう趣旨でこの紙を配らせていただいております。

そういう意味で、白川総裁に、事前に御通告してないんで恐縮ですが、もし御存じであればお答えいただきたいんですが、FRBは、FRBの法目的に雇用の安定というふうなことは入つておりますか。

○参考人(白川方明君) FRBの法律でございますけれども、実はこれはアメリカの立法過程を反映していろいろなものがある法律に書かれていて、この中でございます。それで、FRBの目的は何であるかというふうな問われた場合には、実はいろいろな法律に書いてございますけれども、一応三つのことが書いてあります。

一つは、物価の安定、それから雇用の安定、それからそうしたことを通じて長期金利の安定ということが書いてございます。通常、FRBの関係

者がFRBの目的は何ですかというふうな問われた場合には、これは日本銀行の法律の規定と同じでございますけれども、物価の安定を通じて経済の持続的な発展に貢献することというふうな答え方をしているように理解しております。

○大塚耕平君 ありがとうございます。

そのような多分御説明が正確な内容だと思ひますが、そうすると、日銀法には雇用の安定ということも明記はされてないんです。ただし、雇用情勢が百年に一度の危機で大変なことになっているわけですから、そのことも考慮に入れていることは日銀の組織としての目的や法目的に包含されるというふうにお考えですか。

○参考人(白川方明君) 日本銀行の目的でございますけれども、これは大きく分けて、物価の安定、それからもう一つは金融システムの安定でございます。この二つとも、究極的には経済の持続的な発展を支えていく、そのためにこの二つのことが大事である。で、日本銀行の持つてい

る手段は、そうした物価の安定あるいは金融システムの安定というのに対して貢献し得るということでございます。

したがしまして、雇用ということが、それだけが単独で切り出されて日本銀行の政策目的に挙げられていて、これはございませんけれども、物価の安定を通じて経済の持続的な発展を図つていくというところの一つとして雇用も入つてい

うふうに思ひます。

○大塚耕平君 明快な御答弁ありがとうございます。後でこれは与謝野大臣も総理も是非お時間があれば条文読んでほしいんですが、目的には書いてありませんが、理念のところには「国民経済の健全な発展に資すること」というふうな書いてあつて、国民経済の健全な発展にそれを含めるか含めないか、私はこれだけの危機であるならば含めて考えていただいた方がいいだろうなと。それと、先ほどの三十八条、四十三条、これ使わなくてもできるのであれば、なるべく余計なものを使わな

いで平時に戻していただきたいんですが、しかし、百年に一度でも使わない条文は多分、じゃ千年に一度ですかという話ですので、あらゆる対策に固定観念を持つことなく是非御検討いただきたいです。我々野党も引き続き御提案を申し上げます。

そこで、最後になりますが、柳澤先生には長いことお待ちいただいて恐縮でございますが、株式を取得するという機構の法案が今議員立法で出されまして、このことも百年に一回のこの事態に

対応するにはやむを得ないことだろうというので、私たちは賛成の方針で臨んでおります。そして、総理、是非御理解いただきたいのは、この法案、数年前に最初出てきたときは私たち

が、海外から資金入つてきて日本の投資をてこ入れしてくれるのではないかと、こういう部分があつた。それから、海外が好調だったから輸出も伸びた。ところが、今この二つともないん

で、日本は。

だから、あの二〇〇〇年代前半よりも経済情勢は厳しいと思つています。だから、私たちは今回はこのマーケットの状況を考えると賛成をしなければならぬといふふうに思つておりますが、しかし、昨日のニューヨークを見るまでもなく、一段と厳しさが増してきて、そしてさつきも申し上げましたが、三十二期連続黒字の会社がいきなり資金繰り倒産するような、そういう金融情勢にもなつてい

るわけでありまして。そこで、転ばぬ先のつえといひますか、もし十分にこの今回の議員立法で成立した内容の仕組みが機能しなければ、更に内容を拡充するといふ対応も必要ではないかといふことはかねて柳

澤先生にも内々申し上げておりました。が、そのことについては是非、柳澤先生と与謝野大臣から少し方向感をお話をいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(柳澤伯夫君) ただいま大塚委員の方から私どもの議員立法について、十分ではないといふお気持ちをもちつづつてもその必要性については認めるということでは賛意を表明していただ

きまして、大変私も有り難いと思つております。

私どももいたしましては、まずこの法律の実施をできるだけ速やかに準備等整へまして図りたいといふふうに思つております。しかる後に、その実施状況等を見、かつまた経済、金融の状況を見まして、更に必要なことがあるのかどうか、これ現在段階で何か具体的なことが思ひ描かれてい

るというわけではございませんけれども、とにかくこの事態には私ども総力を挙げて取り組まなければならぬ、このように考えておりますので、そういう方向での検討をしてまいりたい、このように考えております。

その際、一言だけ付け加へさせていただきますと、御賛同いただけて感謝をしつつ、大変恐縮な

んですけれども、本法案は一月五日に提出をさ

せていただきました参議院には十三日の日に多分持つてきていただいたんだらうと思ひます。ちよつと時間が経過いたしましたので、こういうことを避けるにはどういふふうにしていったらいいだろうかといふことも併せて考えていかなくちゃならない課題だと、このように考えておりますことを申し添へさせていただきます。

○国務大臣(与謝野馨君) 株の値段はやはり市場で決まると、市場が決まると、これはもう大原則でありますけれども、株価が大きく変動してそれが破壊的な影響を経済に与えるというところであるのならば、やはり政府もあらゆる手段を駆使してこれを食い止めるというのが国民に対する責任であると思つております。

○大塚耕平君 この件に関しては、先ほどの日銀

そこで、財務官にお願いをしたいんですが、これ、財務大臣はその代理たちに対しこの代理というのは財務官のことだと伺いましたので、この

さて、もうあと二分になりました。二分たつ
といよいよ採決でありますが、その前に討論と
か……（発言する者あり）あつ、ごめんさい。
まだこの後にあります。大門さん、大変失礼いた
しました。公明党の皆さんも大変失礼いたしました。

責任のなすり合いなんかするつもりはございません。ただし、今日は、一月十三日にこの関連法案は本院に衆議院から送られたわけでございますが、ちょうど五十日、やつと議了採決されるとい

そこが私の正直な実感なので、そういった意味では、先ほど大塚先生からもお話がありましたように話はずっと最近とみに多くなってきたという感じがしております。

うに、こういったようなものというのは何となくもう少し前の段階からいろいろな話ができるような信頼関係というのが醸成されていく必要があるのではないかと、これは率直な実感で、多分民主党の大塚先生も同じように思っておられるのだと存じます。

そういった意味で、今、地方というものを考えていった場合に、やはりこの地方の雇用対策、地方の景気対策というのは、これは東京都周辺のと大分違いますし、かつて景気の良かった愛知県も、今、刈谷始め、岡崎始め、皆かなりしんどいことになっておられるんだというのが正直の、大塚先生と共通の友人なんだと思いますが、話としても同じような実感が私にも伝わってきておりますし、もちろん私も福岡県の私のおります選挙区は生活保護世帯率日本一と、かつてそういった余りうれしくない話を聞かされてずっと育った地域でもありますので、極めて厳しい状況にあります。

そういったところにおきましては生活支援というのは非常に大きな要素を持っていると思っておりますので、いずれにしても、緊急雇用対策というので今回やらせていただきました分、一番効果があると自分で確信しておりましたけれども、これは間違いなくその効果が出てきつつある。そういったようなものが出てくるというのは良かったと思っておりますけれども、これがこれだけ使われる方が問題なんです、私に言わせると。

それだけ悪くなっているから使われるわけなのであって、前年度比の伸び率、八十八万人とか言われると、ちよつと正直に申し上げて我々としてはえつという数字が出てきておるといふことになってきておりますので、こういったものになるべくスピーディーに、影響が出てくる、いい意味での影響が出てくるのはなるべく早めによつていくのが国民生活に資すると、私自身はそう思っておりますのであります。

○白浜一良君 二十年前に私、参議院に來たわけですが、当時も、衆議院で成立して参議院

院でばたいたと法律を上げた、そういう事例もあつて、重要法案というのは当時は、二十日間ぐらいはじっくり審議しようよと、こういう暗黙の与野党のルールがあつたわけですが、今はもうそういうルールも崩れかかっているわけですので、やつぱり立法院の責任という、こういうこともあるわけで、我々本院にいる者もしつかり、与党、野党関係なしにしつかり成めてまいりたいと、このように思うわけですので。

それと、今総理がおつしやいましたけれども、第二次補正予算案というのは、これは何か定額給付金ばかり言われるんですけども、大きな柱は生活支援と、要するに、それからいわゆる中小企業の対策、それからいわゆる地域活性化、それから雇用対策、こういう大きな柱で全部組まれているんですね。だけれども、何かほかは余り説明されなくて国民に伝わらない、定額給付金ばかり国民にメッセージが発せられているわけですが、何というか、政府の意図が国民に伝わらないという、こういう現実をどう思われますか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 今回のいわゆる二次補正の予算の中が定額給付金だけの話にかなりフォーカス、集中して話ができ上がってきているということ、いわゆる国会の討論はもちろんのことだと思ひますが、我々としては、今ちよつと申し上げました出産と子育て支援の話とか、今、雇用機会のために基金を創設させていただいた分、これで約四千億だったと思ひますが、また地域活性化ということで、生活対策のいわゆる交付金ということで、これで六千億を出させていたいただきましたし、高速道路料金の例の千円という話で、これで約五千億と思ひますが、こういった国民生活とか日本経済とかいうことを考えましたときに、やつぱり我々としてはいろいろな政策を盛り込んできたと思ひております。

しかし、関連法案が成立しておりませんものから、法案は、いわゆる二次補正は通つたけれ

ども関連法案が通つていないために実施に移せないということ、私としては、執行を見合わせざるを得ないという状況にあるのは大変残念に思っております。

いずれにいたしましても、一日も早くということ、こういったものがきちんと施行、履行、実施に移せるような、そういったことが、我々、日本経済というより今、目先、景気、雇用、そういったものにとつて物すごく大きな支援になると思つて一日も早い成立、実施を望んでおるところでございます。

○白浜一良君 もう時間も余りないのでもうこれ以上言いませんけれども、やつぱり政府の意図が国民の皆様にしつかり伝わるような、そういうふうにしていかなきやならないというふうに思ひてでございます。

それで、先ほど大塚さんの議論を聞いています、ちよつと勘違いされているんじゃないかというところを一つだけ言わせていただきますが、いわゆる景気対策という面から、この定額給付金の制度が〇・二％しか効果がないということでございます。

この〇・二というのは、要するにGDPを押し上げる力ということでございまして、要するに、一がよいというの、これは弾性値のこと、それはちよつと意味が違つてございまして、GDPが五百兆円としたら、たとえ〇・二％としたら一兆円分やらないよりもやつた方が消費を押し上げた、こういうことになるわけで、与謝野大臣もよくおつしやいますが、全部使つたとなつたら〇・四％押し上げるわけでございます、一がよいという意味はちよつと勘違いをされているんじゃないかと、こういうことで御指摘をさせていただきます。

それで、今日、いわゆる銀行等の株式保有制限法も一緒に審議されていまして、この改正案も今日は議決されるということでございます、多分成立するんだらうと思ひておりますけれども、これに關しまして、取りあはず株式、銀行の

保有株を買い取れるということでございすけれども、これは過去にもやりました。一定程度の効果がありました。

しかし、シティバンクがいわゆる政府の管理下に置かれるというぐらいもう大変な世界的な金融危機になっているわけで、この程度でいいのかと。社債若しくはCPまでそういう買い取れるような制度にしたらどうかという、こういう意見もあるわけですが、総理として何かお考えはございますか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) この大塚先生の紙を拝借させていただければ、この部分がずつとこつちに寄つてきている部分の話を、今、更にこれを真ん中へ入れていくんじゃないかという話なんだと思ひますが、銀行のいわゆる保有、何ていうの、株式取得機構という名前でしたつて、この問題に關しましては、これは銀行が今保有している株、常識的にはかなり優良株だった、若しくは優良株ということだと思ひますが、それがどおんと低下いたしますと、銀行としては、いわゆる持つております資産というか、あかが下がることになりまして、これで銀行の財務諸表からいきますと健全性を著しく傷つけることになりかねない。これが多分一つだと思ひますが、もう一つは、銀行株自体が低落しておりますので、そのことが今度は逆に銀行に対する信用の低下を招く。多分この二つがその主な背景なんだと思ひますが、こういったことになると未然に防止するところ、これが主なるこの設立された背景だと、私はそのように理解をいたしております。

このような観点から、株式に主に限定して今やつておられるんだと思ひますが、これを社債に広げるとかいろいろな枠を広げるというのは、本来のこの趣旨からするとちよつと超えておるのではないかと感じいたします。

他方、御存じのように、CPというのはコマーシャルペーパーですけども、これの市場というのはもう御存じのように物すごい厳しいことになつておりますのはもう御存じのとおりで、日銀

においては、このCPの買入れをやるとするのはこれはこの表でいけばかなりこつちにどおんと来たところなんだと思うんですが、これを実施をして、かつそれを、期限を切っていたんですけれども、それを更に延長する、九月まで延長するという話をしておられますので、そういった意味では、これでまたかなりこつちに寄って、それでCPで三兆、それから新たに社債で一兆だったと思います、買取り枠とすることはしておられますので、買取り枠というのはある程度きちんと設定して、政策投資銀行を使うとか、いろんな形でCPを買い取るなどの方策というのはそれなりに講じてきかやいるんですけれども、とにかく引き続きそれをまずやつた上で話でないと、安易にそつちにすばつといくということが、全体の、えつ、そんなに悪いのという風聞被害というものも喚起しかねない。これはちよつと気を付けておかねいかぬところなんじゃないのかなと、私自身はそう思っておりますんで、何となく、ほかの国の銀行、証券、金融機関は、A I Uのは最近出てきていますけれども、それに限らず物すごいきつことになって、ヨーロッパの方も、アメリカばつかり日本のニュース出ますけれども、ヨーロッパのは物すごいきつことになっているように思われます。

そういうことを考えますと、えつ、日本もかということになりかねる、そういう風聞被害というものは、(発言する者あり) 風評被害、風評被害というのはちよつと考えないかぬところだと、私どももそう思っておりますんで、今御指摘のありました点は、これはどこかに考えておかねいかぬ一つのあれだとは思いますが、今すぐかと言われれば今すぐの段階ではないのではないかなと思っております。

○白浜一良君 結構でございます。

いわゆる株価というのは非常に大事なことで、大塚先生もおっしゃっていましたけれども、そういう意味で適切なそういう手を打っていくべきだという意味で申し上げたわけでございます。

それから、ちよつと本法律と関係ないんですが、最近問題になってございます国の直轄事業ですね。これは都道府県とか市町村のいわゆる負担金があるわけでございますが、従来のルールでいくと負担が重過ぎると。国で決めた事業を一方的に負担を地元がさせられるという、こういう不満がございまして、私は大阪に住んでいるんですけれども、大阪の橋下知事は特にこのことを言っているわけでございます、国交省もいろいろ検討会を開くとか、そういうことも言っているようにでございますけれども、総理はどのようにお考えでしょうか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 白浜先生、これはもう基本的にはですよ、これは法令に基づいて受益と負担というような関係からもきちんと求められてきた。これは今までずっとそうだったんですが、地方団体は、これは大阪に限らず改善してほしいという話はいろいろ前からあつておりました。特に今だからというんじゃなくて、前からこの話はあつておつたと思います。

こういった話は、やつぱり役割分担とかいろいろな意味を考えないかぬところだと思いが、直轄事業というものに関する協議の在り方というのはいろいろ考えないかぬところに来ているのではないかな。多分、地方もそう思っているんだと思えますんで、これは余り議論も行わない、国で決めた、はい、良かったら、はいと言つて、これルールなんだからと言われると、分かつていても何となくいま一つ、物すごい厳しいときに国の直轄事業の部分なんじゃないのかという意見はあろうと思っております。

少なくとも、これは金子大臣の国土交通省の所管の話だと思いますが、今全国知事会との間で協議の場を設けたらどうという話はしてありますんで、今意見交換をやり始めているところだと思はれますが、あらかじめ、もうちよつと事前の話があつてもいいんじゃないのかという話というのは、ルールとして決まっているとはいへ、何となく、ある日突然にツケだけが回ってくるような感じを

持たれるという、感情論というか、そういった気分的な話としても、何となく、あらかじめめいよいと話をする手間というものは掛けておいてもよろしいのではないのかという御意見が多いんだと思はれますので、橋下知事の話も多分そういう気分というものもある程度代弁しておられるのかなと思つて、伺つておりました。

○白浜一良君 総務大臣も経験されておりますので、地方の声を十分酌んでいただきたいと、このように申し上げておきます。

最後に、この委員会では議決採決いたしましたので、あした本会議で採決、結果はどういうことか分かりませんが、いずれにいたしましても、成立するということを前提にしますと、一刻も早いこの第二次補正予算すべてのいわゆる実施が大事だということでございます、そういう意味で言つと、先ほどおつしやいました高速料金なんですか、思い切つた割引をされるわけでございます。

いわゆる京阪神と首都圏を除いて千円で回れるわけですからね。これ、春休みには使えるようにこれはなると物すごくほんまに一番利用される率が高いんで、春休みまでに実施できましように総理におかれましては督促されてはどうかということ、最後に御意見をお伺いして、質問を終わりたいと思はれます。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) おつしやるように三月末ということになっておりますんで、我々としてもこれは一日も早い段階をやらなくちゃいけないんですが、

それで、一つだけ、技術的にいつて難しいところも一個ございまして、飛び越すところというところを、あそこところを、まず東京都のところの首都高のところがなかなか技術的にちよつと難しい問題もありますんで、大きな効果があると思はれますんで、我々としては一日も早くと思つておりますんで、

基本的に、三月の最終の二十八日には開始できるということになっているんですが、今春休みの件を言われましたんで、これなるほどいいところ

をつかれておるなと思つて我々も調べてみましたんですが、大体春休みというのは、その前の週の二十一日にはまだ春休みになつていない県の方が多い。県によつて違うんですよ。場所によつて違うんで、いずれにいたしましても、二十六日から、北海道が二十六日から始まつてずっとまいますんで、そういった意味では、余りおつしやるような御迷惑を、御迷惑というか期待を余りそがないような形になるのではないかな。

これは希望的な観測ですけども、もつと前に春休みが始まる県の方が数県でございますんで、そういった意味では、今御心配いただいております件、我々としては最大限、一日も早くこれが施行できるように努力をさせたいと思つております。

○白浜一良君 以上で終わります。

○大門実紀史君 日本共産党、大門でございます。

総理、大変御苦労までございます。お元氣そうで何よりでございますけど、支持率が残念ながら大分下がつてまいりましたが、先ほど大塚さんの方から小泉さんとの対比もありましたけど、私、個人的には、麻生さんよりも小泉さんの方が嫌いでございます。人の痛みは分からないというか、もう大変冷たい方でございます。そういう方が何でまだちよつと人気があるのかな、ちよつと私には理解できないぐらいでございます。

なぜ麻生さんの支持率が上がらないのかと思つておりますけれども、総理自身、いかがお考えでしょうか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 余り子供のときから人に好かれるという努力もしなかつたし、好かれたことも余りなかつたんだと。そういう環境でしたんで、なるべく余りそういったような環境は、まあだれの孫というのはいくつかいじめられる環境でしたし、何とかの孫だろうとかいふてよくいじめられまして、そういう環境に育つた割には結構素直に育つたんじゃないかなと、自分ではそう思つてはいるんですけども、なかなかそ

ういったことにはなっていないんで、ちよつとどうしてかと言われると、大門先生、なかなか返答にはちよつと窮します。

○大門実紀史君 私は、今回問題になつています定額給付金というのは非常に支持率に大きな影響を与えたのではないかと、うふに思つています。

もう議論はさんざんやられましたんで、もう繰り返しません。一つだけお聞きしたいんですけど、新聞を見ておまして、これは申し訳ないんですけど他党の話で、公明党さんのマニフェスト原案のポイントというのがありまして、そこにお聞きしたら別に全部のまだコンセンサスを得ていないということなんで、ただ報道されていたんでお聞きしたいんですけど、新たな定額給付金を支給すると。これが、こういうことを考える方も与党の中にはおられるということだと思ふんですが、自民党といいますが、麻生総理は選挙に向けて新たな定額給付金という発想はございますか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) この定額給付金は単年度限り。先ほど大塚先生の言つておられます給付金付きというのと決定的に違うところは、こちらは恒久だと思ふんですが、私どもの方は単年度で出してありますんで、そこが一番違いだと思つております。

○大門実紀史君 また新たなというのはもう本当に懲り懲りされるんじゃないかと思ひますので。本当にもうどうしても譲らないと、三分の二でもやるということですけども、本当にこれは後々考へて、麻生内閣の致命傷になつたと言われることになるというところはもう重ねて申し上げておきたいというふうに思ひます。

株価対策の質問をしたいと思ひますが、大塚民主党さんには申し訳ないんですけど、民主党さんの方はもつとやれということで、私の方はやるなという、そういうやり取りで申し訳ないんですけども、申し訳ないというか、答弁もいろいろ変えなきゃいけないというのがあると思ふんです。

が。

私は、先ほど柳澤元金融大臣と与謝野大臣にお聞きしたんですけども、本来余り、何といいましか、市場経済、特に株価、株のマーケットに公的セクター、公的資金とかで介入するべきではない。これは守るべきものであつて、守るべき原則であつて、百年に一度だから何でもありと、この何でもありというのはちよつと危ないなと思ひます。

それと、ついでに言えば、百年に一度という言葉が何か検証もなく飛び交つておりますね。日本つて何でもいふものなるんだらうと。七、八年前でいきますと構造改革という言葉が独り歩きをして、もうみんなが賛成と、やらなきゃいけないと。規制緩和もそうでした。国会では我が党は私なんか竹中さんと最初から議論いたしましたけど、みんなが一つの言葉にのまれてしまつた。この百年に一度という話もちよつと危ないなと思つてゐるんです。だから何でもありと。まあ一言言葉じりをとらえちゃいけません、と思ひますが、固定観念持つて何でもやれと。

私は、そうじゃなくて、こういうときこそ守るべきしつかりしたルールを守りながら、しかし大変な事態ですからやるべきことを思い切つてやると、やるべきところは思い切つてやると。しかし、株の問題とか個別企業のCPとか社債とか、こういうものについては本当によく考へて対応すべきだと思ふんですけども、ちよつと総理、その辺の基本的なお考え、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 百年に一度という言葉は、多分アメリカのFRBの議長がしたのが初めてなんです、正確には一九〇七年、JPモルガンの話からスタートした、したがつて多分百年に一度とこの人は言つたんだと思ひます。ただ、今巷間言われておりますのは一九二九年の話です。七十年前とか八十年前というのが正確だと思ひますが、百年前と、あの人の頭は多分JPMorganのあの騒ぎを思ひ出しているんだと思つております。

いずれにいたしましても、少なくともさきの大戦が終わつてこの方、六十数年間で世界が同時で不況というのは多分初めてです。大抵どこかいいとこあつたんですが、今回同時、全部悪い。加えて、インフレではなくてデフレで不況という気配が極めて濃厚になつてくるというのは少なくとも過去に経験がなかつたという意味で、多分百年に一度という言葉がばつと定着してゐる背景はそれが理由だと、私はそのように分析をいたしております。

しかし、いずれにしても、この国が一つの言葉にばつとききますのは、それはいろいろ漢字で、不思議と漢字で四文字ということに決まつてゐる、決まつてゐるというわけじゃないでしょうけど、まあ文明開化からずっとこの国がばつとまとまるのは大体漢字で四文字熟語ということが多いんですが、そういう意味では、所得倍増にさかのぼつて、今は多分構造改革というのが非常に大きな要素になつて、随分いろいろ意見が分かれてしまつた。

これは、自由民主党の中でもいろいろ意見が分かれたということとちよつと申し上げたら、おまえなとかといつて郵便の話で随分言われましたけれども、当時いろいろな意見が出てくるのは私はいふことだと思つてゐます。みんなが一つしか意見なくなつたらそれこそ、大門先生に言うのはいかかと、それこそ何と主義になつちやうんで。大門先生が自由主義を説かれると、ちよつと私らとしてはいろいろ考へないかぬところだといふも思つたりするんですが、私は、基本的にはいろいろな意見が出るのはいいことなんであつて、一人の党首の意見以外は全部駄目なんという意見は私は駄目です。そういうところは僕はくみせぬのです。いろいろな意見が出てくるのは私はいふことだと思つております。

したがつて、今のうちに、こういうときに株価対策というのは、確かに企業若しくはその裏で静脈というか動脈になつております金融というものを考へたときに、その動脈とか静脈と言われる

銀行が、システムがひっくり返るとかいうことになりますと、それ、ほかの部分が全部影響しますんで、そういうところを救済せざるを得ないほど悪くなつてゐるがためにとか、よほどの理由がない限りなかなか安易にこういつたものはいふべきではない。

したがつて、日本銀行も極めて慎重、また我々としてもそういうのは慎重、先ほど大塚先生の意見もほぼ同じだと思ひますが、基本的なところは極めて慎重、保守的であればならぬものだという御意見は、私も全くそう思つております。

○大門実紀史君 百年に一度という意味は、大塚さんとちよつど私は「朝まで生テレビ」というので、ちよつど十月末でしたから、株価が暴落した夜中かなんかでしたから、もうまさにその議論をやつた仲間なんですけれども、後のとらえ方がちよつと違つてゐるのかなと思ひますが、百年に一遍というのは、何でもこつちやつたのかと思ふと、やつぱり経済がグローバル化してゐますから一遍に広がるわけですね、危機が。それと、金融も肥大化しちゃつてゐると、マネーが肥大化しちゃつてゐると。だから、そういう資本主義の在り方がやつぱり問われてゐるのではないかと、この二、三十年の。そういうことを考へた上で手も打たなきゃいけないと。そういうことを置いておいたまま、大変だから何でもありというのは違ふんじやないかなという意味でいろいろ申し上げてゐるわけでございます。

その上で、日本銀行にお聞きしたいというふうに思ひますけれども、先ほど同じような質問があつたんで恐縮でございますけれども、これまで日銀がいろいろちよつと異常なといひますが、イレギュラーな対策を取られてきた部分ですが、金額でいくと、私が言つてゐるイレギュラーというのはすべて否定してゐるわけではございませんよ、CPとか社債、それと株の買取り、この三つです。つまり、株のマーケットあるいは個別企業がかかわるもの、これはちよつと私はやるべきではないという考へで、ちよつと異常だといひ言

方をさせてもらっているわけですが、その部分で五兆円の対策ですか、これは白川総裁の認識としては正しい政策といえますか、方針だというふうにとらえておられるのでしょうか、それとも違うのでしょうか。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

現在、中央銀行として異例の行動を取っておりますけれども、その背景について御説明いたします。我が国の経済金融情勢は、今先生御指摘のとおり大変厳しい状況にあるというふうに思っております。企業金融に即して申し上げますと、CP・社債市場において発行が難しい、厳しい調達環境が続いております。それから、資金繰りあるいは金融機関の貸出態度につきまして厳しいとする企業が増えております。それから、金融システムの面で見ましても、株価の下落あるいは信用コストの高まりを反映しまして資金仲介と金融機関経営の両面に大きな影響が出ているというふうに思っております。

こうした厳しい情勢を踏まえて、日本銀行としてはCPの買入れをこの一月から開始し、社債についても明日から買入れを行う、それから金融機関の株式も買入れを二月から再開いたしました。これは現在、これはいづれも個別企業の信用リスクを取ると、これは確かにもう異例のことです。中央銀行の長い歴史を取ってみて、もちろん全くなかったわけではありませんが、これは極めて異例でございます。

日本銀行がそうした異例の措置に踏み切ったこととありますけれども、これはあくまでも今の経済金融の厳しい現状に照らして日本銀行の使命、つまり物価の安定と金融システムの安定、これに照らしましてこれらの措置を実施することが適当だ、必要だというように判断をしました。

急いで申し上げないといけないことは、これは先ほど来大門先生御指摘のとおり、市場経済、市場金融、これは非常に大事であります。現在は、残念ながらCPにしてもあるいは社債にしてもその機能が大きく壊れていた、あるいは壊れかっ

たというその現状を踏まえて、これを放置しますと経済が更に深く落ち込んでいく、このことはやはり更なる大きな混乱を防ぐためには必要であるという話でございます。それだけに、介入に当たっては我々自身しっかりとした原理原則を持つ必要があるというふうに考えております。

これは、実はどの中央銀行もそうですけれども、通貨に対する信託をこれしっかりと維持するというところに心掛けております。こういう状況でこれを申し上げますと、あたかも中央銀行が保守的なことを言っているかのような印象を与えるかもしれません。これは決してそういうことではございません。これは別に日本銀行に限らず、どの中央銀行も実はこの点にしっかりと配慮をして施策を打っているというところでございまして、よく言われていますFEDもいろんなものを買っているというふうに言っていますけれども、実はあれも十分な信用補完手数を取っているとか、あるいはABSについては、あれは一兆ドルでございますけれども、あれは最初の損失負担、損失の一千億ドルはこれは政府が負担をするということで行っております、中央銀行がただ単に買っているというところではございません。

そういう意味で、私自身も、市場経済、それから通貨の信託ということもしっかりと考えながら、しかし最終的に物価の安定、それから金融システムの安定ということに尽くしていきたいというふうに思っております。

○大門実紀史君 どうもありがとうございます。

私は、この間、バブル以来の最安値というところで、与党の中にも、あるいは民主党さんの中にも、もつと早くやらなきゃいかぬということを、法改正間に合わないから、日銀にいろいろ早くやってもらおうという、何といいますか、圧力とまではいきませんが、いかないか、期待ですか、強い期待が高まっているのを、ちょうど速水さんが総裁をやられるときに、かなりあのときはこの委員会です民間議員さんなんか速水さんをつる

し上げるぐらい、あれやれこれやれという議論があつたりしたんですね。もう見るに堪えない議論があつて、私は速水さんを守る質問をやつたりしたことがございます。そういう点では、日銀の独立性というのは本当に堅持してもらいたいなと、圧力に屈しないではほしいなと思います。

具体的には、先ほどからあつたように、三十八条で総理が財務大臣が要請をして、それを日銀が判断をするという仕組みになっていますので、与党とか民主党の圧力というよりも総理が財務大臣の要請というのが具体的にありますが、今のところそこまで強い要請をすぐ出すという話ではないということでもちよつと安心いたしましたけれども、慎重に対応してもらいたい。

これだけはやめてもらいたい。今までも随分、そうはいっても日銀、ずるずる譲ってきたなと。また、白川さんも苦しかったでしょうけど、白川さんでもここまで譲っちゃったかと思つているところがあります、どうしてもやめてもらいたいなと思つたのは、今出ていますETFですね、上場投資信託、これも買えという話が出ておりますけれども、ここでもう入つてしまつて違うんではないかなというふうに思います。白川総裁、いかがお考えですか。

○参考人(白川方明君) お尋ねの件でございますけれども、日本銀行に対してそうした要請が来ているわけではございませんので、現時点で私から具体的にコメントすることは差し控えたいというふうに思っております。

そういうふうに申し上げた上で、一般論として申し上げますと、株価あるいはETFの価格というのは、これはもう言うまでもございせんけれども、内外の多数の市場参加者による企業業績の見通しに基づいて形成されるものでございまして、したがって、市場から株式やETFを買ひ取る対策については、現在のようにもう極めて金融市場がグローバル化しているということを念頭に置いた上で、その効果があるのかどうか、あるいは市場取引をゆがめる可能性はないのかといった点で

の検討が必要ではないかというふうに考えております。

日本銀行は、株式という面では、金融機関の保有する株式は買ひ入れています。これは、現状、金融機関の抱えているリスクの中で株式のリスクが一番大きい、そのために金融機関が経済を支える力が十分に発揮できないという現状に照らしまして、この金融機関保有株式リスクを日本銀行が軽減する、その言わば安全弁を提供するというものでございます。そうした考え方に従つて行っております。

いずれにしても、私としては、これは四月九日に、去年の四月九日に総裁を拝命してからずっとそうですけれども、日本銀行は物価の安定とそれから金融システムの安定というのがこれは使命でございますから、その使命達成ということに照らして自分の仕事をしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○大門実紀史君 この白川さんの御本ですね、私はもう本当に何度も読んでおります。人にもお薦めしております。非常に今までの日銀の政策の反省も込められているので、これは白川さんが総裁になる前に書かれた、大学の先生のときに書かれた本で非常に学者としての良心と日銀の、中央銀行のあるべき姿が書かれておりまして、私は本がこの読者を裏切らないようにしてもらいたいなと。本当に学者としての良心、そして中央銀行の独立性というのを、こういうときだからこそ圧力に屈しないで守つていただきたいということを強く強く思う次第でございます。

もう白川総裁、これで質問は終わりましたので、委員長。

○委員長(円より子君) どうぞ御退席いただいて結構でございます。

○大門実紀史君 もう一つ税の質問をしようと思いましたが、時間ももう少なくなりましたので、今の点で、今後の株価対策のちよつとイレギュラーな部分で与謝野大臣に最後に一言お聞きして終わりにしようと思いますが、ETFを日銀

に買ってもらうとか、もうひどい話だと、不動産のJ・R・E・I・Tまで、というのは三月ですね、三月の期末対策では法改正だと間に合わない。今回、今日通るんじゃないか、その株買取り法案もまた改正するのにも間に合わないし、新しい機構をつくるのにも間に合わない。

したがって、日本銀行にこの三月末対策、年度末対策をやってもらおうというところで、先ほど申し上げましたE・T・Fとか、社債とかC・Pの買取りを日銀にもっと増やしてもらおうという話が出ておりますが、あくまで、申し上げたとおり、要請するのは財務大臣中心になると思いますが、今のところそういうお考えがあるかないか、お聞きしたいと思っております。

○国務大臣(与謝野馨君) 現時点では全く持つておりません。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

○委員長(円より子君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

(速記中止)

○委員長(円より子君) 速記を起こしてください。

他に御発言もないようですから、三案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより三案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○大久保勉君 私は、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して、政府提出の財政運営特例法案に反対、我々野党三党提出の財政運営特例及び対策実施制限法案に賛成、与党提出の銀行等株式保有制限法改正案に賛成する立場から討論を行います。

米国のサブプライムローン問題に端を発した国際的な金融危機とその後の景気後退によって、あらゆる経済指標が急速に悪化するなど、我が国経済はこれまで経験したことのない危機に直面して

います。民主党は、こうした現下の経済状況に的確に対応するため、昨年、経済・金融危機対策をいち早く打ち出すとともに、それを実施するための経済対策関連法案をさきの臨時国会に提出いたしました。また、本年に入り、国民生活を守る立場から、政府・与党との合意を目指し、定額給付金を補正予算から削除する修正案を今国会に提出いたしました。

しかし、与党は、こうした我々の提案を一顧だにせず、民主党提出法案の成立を阻むばかりか、予算委員会での政府案の採決を強行したのであります。このような状況の中、定額給付金を止めるためには我々の法律案を成立させるしかありません。

以下、政府案に反対、野党三党提出の対案に賛成する理由を申し上げます。

我々が政府案に反対する最大の理由は定額給付金にあります。

第一に、定額給付金の目的が福祉対策であるのか景気対策であるのか、政策の根本理念がいまだあいまいであります。

定額給付金をめぐって麻生総理の発言には、ぶれにぶれ、迷走に次ぐ迷走を続けてきました。当初は全世帯に支給すると発表していたものを、その後豊かなところに出す必要はないと発言を訂正しました。しかし、今年になって、高額所得者も受け取って盛大に消費してほしいと再び発言を覆しました。総理の発言がこれだけ変わるようでは国民に政策目的を理解しろという方が無理であります。

第二に、定額給付金は景気対策としての効果も見込めません。

政府は、昨年十月の経済対策の発表直後、GDPの押し上げ効果を〇・一％と説明していましたが、十二月には〇・二％にかき上げし、今年一月には〇・一五％と再度訂正しています。政府が幾ら小手先の数字合わせをしたところで、景気対策として効果がないことは多くのエコノミストが指摘しているとおりであります。しかも、定額給付

金を支給する一方で、三年後に消費税を増税するのでは景気対策として矛盾しております。

第三に、根拠法を制定することなく、すべての自治体に丸投げしていることです。

定額給付金の支給に当たっては明確な根拠法がなく、単に予算措置のみをもってあはすすべて自治体に丸投げするのは、年度末を控えて多忙な時期に自治体が混乱するだけです。また、予算案や法律案が成立する以前の自治体の諸準備に補助金を交付するのでは法的根拠を欠く財政負担であり、断じて容認できません。さらに、こうした自治体の事務経費になぜ八百二十五億円もの巨費が必要であるか、積算根拠も不明確なままであります。

我々野党三党は、このような定額給付金に二兆円もの貴重な国費を投入するのではなく、これを例えば、遅れている学校の耐震化や、潜在的需要の大きな医療や介護等の職員の増員、待遇改善、将来の成長につながる環境エネルギー対策、各自治体が率先して行っている雇用対策など、国民が求めるより有効な政策分野に活用すべきと主張してまいりました。

今からでも遅くはありません。政府・与党は、二兆円もの財源を無用なばらまきに使うことを撤回し、有効な使い道について与野党間で改めて協議すべきであります。

なお、銀行等株式保有制限法改正案については、世界的な金融資本市場の混乱が続く中、我が国金融システムの安定性を確保するために基本的な賛成であります。政府及び銀行等保有株式取得機構に対しては、買取り資産の拡大について必要な検討と迅速かつ的確な対応を強く求めます。

以上、政府提出の財政運営特例法案に反対、野党三党提出の財政運営特例及び対策実施制限法案に賛成する理由を申し上げます。

良識ある議員各位におかれまして、我々野党三党の法律案の趣旨を御理解いただき、何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。私の

討論を終わります。

○荒木清寛君 私は、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、政府提出の平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案並びに自由民主党及び公明党提出の銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案にそれぞれ賛成、民主党・新緑風会・国民新・日本及び社会民主党・護憲連合提出の平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案に反対の立場から討論を行うものであります。

討論に先立ちまして、これら三法案は平成二十年度第二次補正予算関連法案であり、本来であれば補正予算の成立と間を置かずに参議院の意思が表明されるべきでありました。大臣交代という不測の事態があったとはいえ、本日になってやつと委員会の採決に至り、政府が打ち出した経済対策の実施が大幅に遅れたことにつきまして、甚だ遺憾であると申し上げます。

そこで、まず、政府提出の平成二十年度財政運営特例法案について意見を述べます。

我が国の経済は、昨年十月から十二月の国内総生産が年率換算で二・七％のマイナスとなるなど急速に悪化しており、財政政策を切れ目なく実施し国民生活を守ることが政治の最重要課題となっておりまして、平成二十年度第二次補正予算においては、定額給付金の支給のほか生活者支援のための幅広い施策が講じられておりますが、これらの施策は深刻な状況にある我が国経済にとって時宜にかなったものでありまして、一日も早い実施が求められております。私は、その財源の裏付けとなる本法案に賛成するものであります。

次に、与党提出の銀行等株式保有制限法改正案について申し上げます。

現在の日本の金融市場は、昨年の世界的な金融危機発生以後、株価が低迷し、いわゆる株価純資

産倍率を下回るような銘柄が多数存在する異常な状態となっております。

本改正案により、銀行等保有株式取得機構が株式の買取り等を再開し、銀行等以外の会社からの株式の買取りに関する制度を新設することは市場における株式変動リスクを減らすとともに、銀行、企業の財務内容の健全性の確保、過度の信用収縮の防止につながるものであり、賛成するものであります。

次に、野党提出の平成二十年度財政運営特別及び対策実施制限法案について申し上げます。

定額給付金は、国民生活を支援するとともに、消費を喚起し、内需を拡大する効果があり、一刻も早い実施が求められます。

しかしながら、野党は、国民生活の現状を直視せず、多くの国民が受け取り、消費するとしている定額給付金の国の財政措置を行わないとする本法案を提出いたしました。到底賛成できるものではありません。本法案に対しては断固反対であることを表明し、私の討論を終わります。

○大門美紀史君 日本共産党を代表して、提出三法案に対する討論を行います。

初めに、財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案です。

本法案には反対であります。本法案は、特別会計の剰余金を定額給付金などに活用できるようにするためのものです。定額給付金は国民の税金を二兆円も使うのに経済効果はほとんどありません。生活支援というなら、そのお金をリストラや倒産で職を失った失業者や低所得者、年金生活者などの支援に集中して回すべきであります。

次に、与党提出の銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案です。

本法案には反対です。本法案は、急落した株価を引き上げ、安定させるためと言いがら、実際には株価安定に寄与する保証は何もなく、公的資金を使って特定の銀行、事業会社を救済するだけのものになりかねません。特に、本法案による銀行と事業会社が新たに株を買っても、それを一定

期間、答弁では六か月ということですが、保有すれば機構に売却できるというスキームの創設は、持ち合いの解消どころか、むしろそれを促進することになりかねません。また、上昇した銀行株を利益確定のために売却する際に機構が利用されたり、あるいは一定以上の売買価格を保証する役割を機構が担われる可能性も排除をできず、銀行や事業会社の個々の利益のためにこのスキームが使われる危険性があります。

本来、株価は実体経済を反映するものです。株価引上げのために公的資金を使って株を買取るなど、結局金融機関のモラルハザードを招き日本の金融システムをかえって弱体化させます。現在のこのような経済危機のときこそ、日々の株価の動きに一喜一憂、右往左往せず、実体経済、特に内需を温めるしつかりとした政策を取るこそ最大の株価対策であります。

次に、民主党、社民党、国民新党、三党提出の法律案は、定額給付金の実施を阻止するためのものであり、賛成です。

以上で討論を終わります。

○委員長(円より子君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これから採決に入ります。

まず、平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案について採決を行います。

○委員長(円より子君) 賛成の方の起立をお願いします。

○委員長(円より子君) 少数と認めます。よって、本案は賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

次に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

○委員長(円より子君) 賛成の方の起立をお願いします。

○委員長(円より子君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

のと決定いたしました。

この際、尾立源幸君から発言を求められておりますので、これを許します。尾立源幸君。

○尾立源幸君 私は、ただいま可決されました銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会・国民新・日本、自由民主党及び公明党を代表して、各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 世界的な金融資本市場の混乱が続く中、我が国の金融システムの安定性を確保することは、政治が果たすべき重大な使命であるとの認識の下、今後、銀行等保有株式取得機構による株式買取りの再開という臨時的措置を決定したことを重く受け止め、的確な効果を発現できるよう最大限の努力をすること。

一 今般の銀行等保有株式取得機構の株式買取りの再開に当たっては、買取要件の厳格な設定等を通じ、機構による買取りが、例えば短期売買による値ざや稼ぎ等に使用されることのないよう、慎重な運用を期すとともに、買取り及び売却等の状況について、適切な情報開示を行うこと。

一 景気及び金融証券市場等の状況によつては、企業の資金繰り悪化などに対処するため金融システム安定に向けた追加的措置が今後更に必要となる事態も考えられることから、金融システムの脆弱化や動揺を軽減するための資産の買取り等を含めた多様な措置について、予断を抱くことなく検討を行い、必要な場合には、迅速かつ的確に対応すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(円より子君) ただいま尾立君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の起立をお願いします。

○委員長(円より子君) 賛成の方の起立をお願いします。

○委員長(円より子君) 多数と認めます。よって、尾立君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、与謝野内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。与謝野内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(与謝野馨君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(円より子君) 次に、平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案について採決を行います。

○委員長(円より子君) 賛成の方の起立をお願いします。

○委員長(円より子君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(円より子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

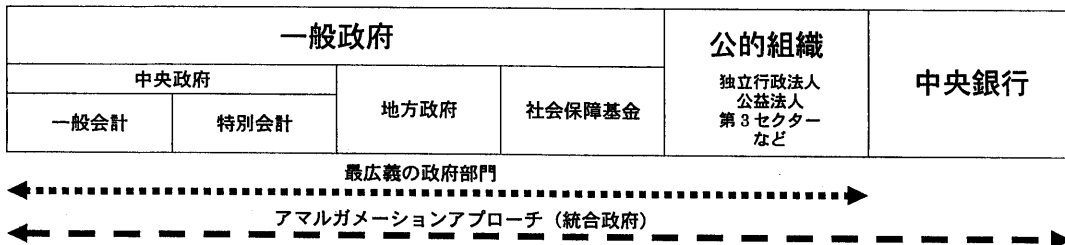
本日はこれにて散会いたします。

(大塚耕平委員資料)

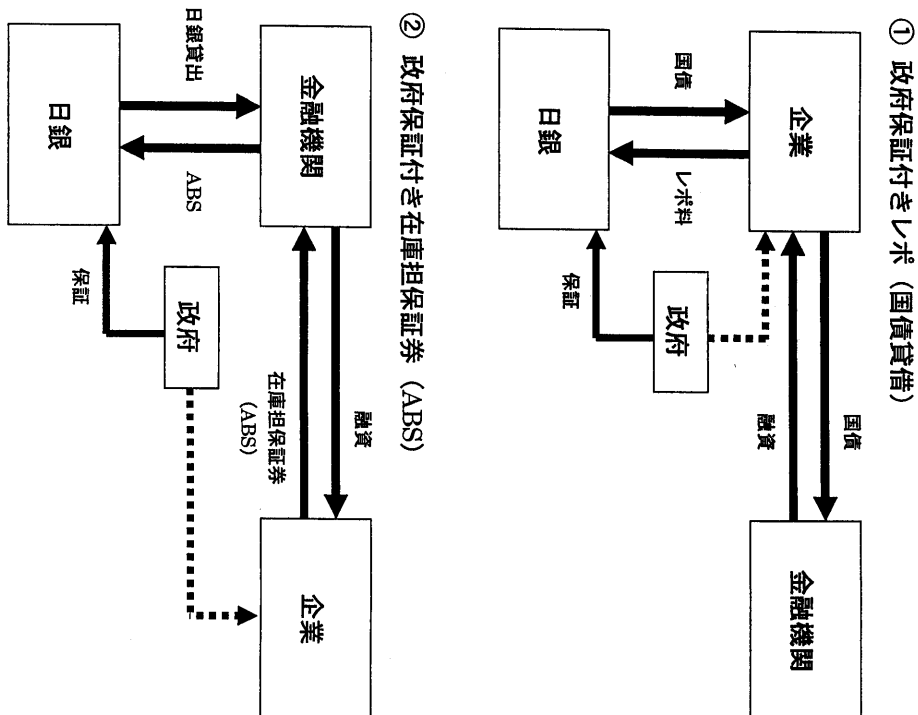
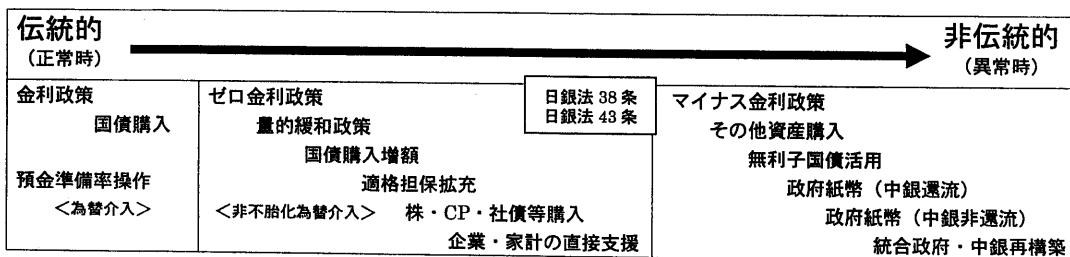
平成 21 年 3 月 3 日 参議院財政金融委員会
民主党 大塚耕平提出資料 (本人作成)

政府の範囲と金融政策の関係

1. 政府の範囲



2. 伝統的金融政策から非伝統的金融政策へのシフト



平成 21 年 3 月 3 日 参議院財政金融委員会
民主党 大塚耕平提出資料 (本人作成)

二月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、保険業法を見直し、団体自治に干渉しないことに関する請願(第五三六号)

二、酒類小売業者の生活権を求める施策の実行に関する請願(第五三七号)

一、消費税増税をやめること等に関する請願(第五四〇号)

一、消費税の増税をしないこと等に関する請願(第五四一号)

一、酒類小売業者の生活権を求める施策の実行に関する請願(第五五一号)(第五五二号)(第五五三号)(第五五四号)(第五八八号)

一、消費税増税反対に関する請願(第六二五号)(第六二六号)(第六二七号)(第六二八号)(第六二九号)(第六三〇号)(第六三一号)

一、酒類小売業者の生活権を求める施策の実行に関する請願(第六三二号)

一、保険業法改定の趣旨に沿って、自主共済の適用除外を求めることに関する請願(第六九六号)

第五三六号 平成二十一年二月十三日受理
保険業法を見直し、団体自治に干渉しないことに関する請願

請願者 新潟県長岡市加津保町七三三ノ一
七 平林キミ 外六十一名

紹介議員 風間 直樹君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第五三七号 平成二十一年二月十三日受理
酒類小売業者の生活権を求める施策の実行に関する請願

請願者 静岡市葵区伝馬町二四ノ四 山本 和夫 外八千八百二十二名

紹介議員 坂本由紀子君
この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第五四〇号 平成二十一年二月十三日受理
消費税増税をやめること等に関する請願

請願者 新潟県長岡市曙三ノ六ノ一七ノ一
〇五 星野克男 外二百五十四名

紹介議員 風間 直樹君
原油・資材・穀物の高騰に続く円高、金融危機の急速な広がり、中小業者・国民に、層の苦難を押し付けている。麻生内閣が示した経済対策は、大銀行、大企業、大資産家を厚く支援するもので、中小業者・国民の救済策とは言えない。さらに、麻生首相は、消費税増税の方向を明確に打ち出した。今行すべきことは、消費税増税ではなく、中小業者・国民の負担軽減と仕事の確保であり、原材料価格高騰対応等緊急保証制度(セーフティネット保証)を真の貸し渋り対策となるよう、抜本的に改善することである。

ついで、国民と中小業者の暮らしと経営を守るため、次の事項について実現を図りたい。

一、消費税増税をやめること。当面、生活必需品を完全非課税(ゼロ税率)にすること。大企業・大資産家に応分の負担を求めること。

第五四一号 平成二十一年二月十三日受理
消費税の増税をしないこと等に関する請願

請願者 新潟県長岡市新保一ノ四ノ一一
室星義一 外百十一名

紹介議員 風間 直樹君
この請願の趣旨は、第八六号と同じである。

第五五一号 平成二十一年二月十三日受理
酒類小売業者の生活権を求める施策の実行に関する請願

請願者 東京都板橋区坂下一ノ二五ノ一
八 関根勝臣 外一万五百二十五名

紹介議員 中川 雅治君
この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第五五二号 平成二十一年二月十六日受理

酒類小売業者の生活権を求める施策の実行に関する請願

請願者 和歌山市宇須一ノ四ノ三 北勝 之 外四千二百五十名

紹介議員 世耕 弘成君
この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第五五三号 平成二十一年二月十六日受理
酒類小売業者の生活権を求める施策の実行に関する請願

請願者 青森市堤町二ノ一七ノ一二 下山 登 外七千四百三十名

紹介議員 田名部匡省君
この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第五五四号 平成二十一年二月十六日受理
酒類小売業者の生活権を求める施策の実行に関する請願

請願者 長野県上田市上丸子一、〇四八 吉村義憲 外一万二千三百九名

紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第五八八号 平成二十一年二月十七日受理
酒類小売業者の生活権を求める施策の実行に関する請願

請願者 三重県津市庄田町六四三ノ一 大 市力三 外二十名

紹介議員 高橋 千秋君
この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第六二五号 平成二十一年二月十八日受理
消費税増税反対に関する請願

請願者 富山県砺波市秋元二〇〇ノ七 山 田由美 外五百九十七名

紹介議員 井上 哲土君
物価の値上がり、家計を直撃し、収入も減り続け、税金や社会保険料も上がり、節約も限界と悲鳴が上がっている。麻生首相は追加経済対策を打

ち出し、一回限りの給付金と引き替えに、「三年後に消費税を引き上げ、一〇％に」と明言し、社会保障財源を消費税率上げの口実にする動きが強まっている。しかし、消費税が導入されて、医療・年金など社会保障は改悪の連続であり、この間の消費税の合計は一八八兆円、法人税などは一五九兆円の減収、消費税は大企業の減税の穴埋めに使われた。社会保障や財政再建の財源は、無駄な大型開発や軍事費を見直すなど税金の使い方を変えること、大企業や大資産家優遇の減税をやめ、能力に応じた公平な課税を求めることで、つ

くることができ。

ついで、次の事項について実現を図られた

一、消費税の増税をしないこと。

第六二六号 平成二十一年二月十八日受理
消費税増税反対に関する請願

請願者 神戸市東灘区魚崎北町七ノ四ノ一 五 小川賢 外五百九十七名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第六二七号 平成二十一年二月十八日受理
消費税増税反対に関する請願

請願者 北海道函館市東山二ノ三ノ一 一 高橋康 外五百九十七名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第六二八号 平成二十一年二月十八日受理
消費税増税反対に関する請願

請願者 千葉県我孫子市湖北台九ノ八ノ一 六 佐藤明吉 外五百九十七名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第六二九号 平成二十一年二月十八日受理
消費税増税反対に関する請願

第七部 財政金融委員会会議録第五号 平成二十一年三月三日【参議院】

三九

請願者 北海道日高郡新ひだか町静内ときわ町四ノ一三ノ一二 山本喜紀 外五百九十七名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。	済などの名前で不特定多数の消費者に保険類似商品の販売や勧誘を行って被害を与えた、いわゆる偽共済への規制が目的であった。偽共済は、商売を通じて顧客を相手にしていること、実際には勧誘した商品を扱っていないこと、所在不明になっていることなどの特徴がある。偽共済から消費者を守ることを法改定の趣旨・目的であり、法で自主共済を保険会社などと同列に規制することは、制度の存続を脅かし、廃止を強要するものであり、自主共済が存続できなくなれば、加入者（消費者）に被害をもたらす、法改定の趣旨や目的に反する。これまで、長年にわたり健全に運営をしてきた仲間同士の助け合いの自主共済に、もうけの論理を押し付けることは認められない。 ついては、次の事項について実現を図られたこと。 一、自主的な共済を新保険業法の適用除外にすること。		
第六三〇号 平成二十一年二月十八日受理 消費増税増税反対に関する請願 請願者 長崎県大村市玖島二ノ四七六ノ五 立石奈緒子 外五百九十七名 紹介議員 仁比 聡平君 この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。	い。		
第六三二号 平成二十一年二月十八日受理 消費増税増税反対に関する請願 請願者 兵庫県加古川市米田町平津二四六ノ二五 野々村博文 外五百九十七名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。			
第六三三号 平成二十一年二月十八日受理 酒類小売業者の生活権を求める施策の実行に関する請願 請願者 福井市花堂中一ノ一二ノ三二 水元義則 外千二百九十八名 紹介議員 松村 龍二君 この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。			
第六九六号 平成二十一年二月十九日受理 保険業法改定の趣旨に沿って、自主共済の適用除外を求めることに関する請願 請願者 群馬県前橋市上泉町三五四ノ二 小板橋毅 外五百三十九名 紹介議員 富岡由紀夫君 二〇〇六年四月に施行された新保険業法によって、各団体がその組織の目的の一つとして構成員のために自主的に運営している共済制度が、存続の危機に追い込まれている。法改定の趣旨は、共			